

平成29年度
「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業

平成29年度
「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業

平成30年3月

株式会社日本総合研究所

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業

本報告書は、文化庁の委託業務として、

株式会社日本総合研究所が実施した

平成29年度 我が国の現代美術の海外発信事業

「美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業」

の成果を取りまとめたものです。

従って、本報告書の複製、転載、引用等には

文化庁の承認手続きが必要です。

目次

1.はじめに	1
1-1.背景・目的	1
1-1-1.背景	1
1-1-2.目的	1
1-2.実施業務	1
1-2-1.海外調査	1
1-2-2.国内有識者による研究会	1
2.海外調査の概要	4
2-1.調査内容	4
2-2.調査対象国	5
2-3.調査項目	6
3.調査のまとめ	7
4.アメリカ	16
4-1.行政機関による文化行政方針	16
4-2.美術品に係る租税制度等	17
4-2-1.租税制度	17
4-2-1-1.寄附税制の制度体系	17
4-2-1-1-1.美術品に係る寄附税制	18
4-2-1-2.相続税の制度体系	20
4-2-1-2-1.美術品に係る相続税制	21
4-2-1-3.その他美術品に係る租税の制度	22
4-2-2.美術品の課税価格算定の仕組み・体制	22
4-2-2-1.価格算定機関	22
4-2-2-2.価格算定方法	23
4-2-2-3.価格算定に不服であった場合の対応方法	24
4-2-2-4.評価者の育成・研修	24
4-2-3.美術品の課税に係る税務執行体制	25
4-2-3-1.税務職員の教育方法	25
4-2-3-2.税務職員の外部専門家との情報連携	26
4-2-4.美術品等を活用した課税逃れの事例や防止策	26
4-2-4-1.美術品等の寄附における課税逃れの事例	26
4-2-4-2.課税逃れに対する防止策	27
4-3.美術品等の寄附に対する基本的な考え方	28
4-3-1.美術品等に係る寄附の現状	28
4-3-2.寄附に対する国民意識と理解を深める取り組み	29
4-4.その他美術品の市場流通促進のための取り組み	31

4-4-1.金融機関の取り組み	31
4-4-2.美術品に係るデータベースの整備と仕組み.....	34
5.イギリス	35
5-1.行政機関による文化行政方針.....	35
5-2.美術品に係る租税制度等.....	39
5-2-1.租税制度	39
5-2-1-1.寄附税制の制度体系	39
5-2-1-1-1.美術品に係る寄附税制.....	40
5-2-1-2.相続税の制度体系	42
5-2-1-2-1. 美術品に係る相続税制.....	43
5-2-1-3.その他美術品に係る租税の制度	44
5-2-2.美術品の課税価格算定の仕組み・体制.....	44
5-2-2-1.価格算定機関	44
5-2-2-2.価格算定方法	45
5-2-2-3.価格算定に不服であった場合の対応方法	46
5-2-2-4.評価者の育成・研修	46
5-2-3.美術品の課税に係る税務執行体制.....	46
5-2-3-1.税務職員の教育方法	46
5-2-3-2.税務職員の外部専門家との情報連携	46
5-2-4.美術品等を活用した課税逃れの事例や防止策.....	46
5-2-4-1.美術品等の寄附における課税逃れの事例	47
5-2-4-2.課税逃れに対する防止策	47
5-3.美術品等の寄附に対する基本的な考え方	48
5-3-1.美術品等に係る寄附の現状.....	50
5-3-2.寄附に対する国民意識と理解を深める取り組み.....	50
5-4.その他美術品の市場流通促進のための取り組み	57
5-4-1.金融機関の取り組み	57
5-4-2.美術館による長期貸借の促進制度.....	57
6.フランス	58
6-1.行政機関による文化行政方針.....	58
6-2.美術品に係る租税制度等.....	59
6-2-1.租税制度	59
6-2-1-1.寄附税制の制度体系	59
6-2-1-1-1.美術品等に係る寄附税制.....	61
6-2-1-2.相続税の制度体系	62
6-2-1-2-1.美術品に係る相続税制.....	64
6-2-2.美術品の課税価格算定の仕組み・体制.....	66
6-2-2-1.価格算定機関	67
6-2-2-2.価格算定方法	70
6-2-2-3.価格算定に不服であった場合の対応方法	70

6-2-2-4.評価者の育成・研修	70
6-2-3.美術品の課税に係る税務執行体制.....	71
6-2-3-1.税務職員の教育方法	71
6-2-3-2.税務職員の外部専門家との情報連携	71
6-2-4.美術品等を活用した課税逃れの事例や防止策	71
6-2-4-1.美術品等の寄附における課税逃れの事例	71
6-3.美術品等の寄附に対する基本的な考え方	72
6-3-1.美術品等に係る寄附の現状.....	74
6-3-2.寄附に対する国民意識と理解を深める取り組み	75
6-4.その他美術品の市場流通促進のための取り組み	82
6-4-1.金融機関の取り組み	82
7.オランダ	83
7-1.行政機関による文化行政方針.....	83
7-2.美術品に係る租税制度等.....	84
7-2-1.租税制度	84
7-2-1-1.寄附税制の制度体系	84
7-2-1-1-1.美術品等に係る寄附税制の制度体系	85
7-2-1-2.相続税の制度体系	86
7-2-1-2-1.美術品に係る相続税制.....	87
7-2-1-3.その他美術品に係る租税制度	87
7-2-2.美術品の課税価格算定の仕組み・体制.....	87
7-2-2-1.価格算定機関	87
7-2-2-2.価格算定方法	88
7-2-2-3.価格算定に不服であった場合の対応方法	88
7-2-2-4.評価者の育成・研修	88
7-2-3.美術品の課税に係る税務執行体制.....	89
7-2-3-1.税務職員の教育方法	89
7-2-3-2.税務職員の外部専門家との情報連携	89
7-2-4.美術品等を活用した課税逃れの事例や防止策	89
7-3.美術品等の寄附に対する基本的な考え方	91
7-3-1.美術品等に係る寄附の現状.....	91
7-3-2.寄附に対する国民意識と理解を深める取り組み	91
7-4.その他美術品の市場流通促進のための取り組み	93
7-4-1.金融機関の取り組み	93
8.シンガポール	94
8-1.行政機関による文化行政方針.....	94
8-2.美術品に係る租税制度等.....	97
8-2-1.美術品に係る租税制度等.....	97
8-2-1-1.寄附税制の制度体系	97
8-2-1-1-1.美術品に係る寄附税制.....	98

8-2-1-2.相続税の制度体系	100
8-2-1-3.その他美術品に係る租税の制度	100
8-2-2.美術品の課税価格算定の仕組み・体制.....	101
8-2-2-1.価格算定機関	102
8-2-2-2.価格の算定方法	103
8-2-2-3.価格算定に不服であった場合の対応方法	103
9-2-2-4.評価者の育成・研修	103
8-2-3.美術品の課税に係る税務執行体制.....	103
8-2-3-1.税務職員の教育方法	103
8-2-3-2.税務職員の外部専門家との情報連携	103
8-2-4.美術品等を活用した課税逃れの事例や防止策	104
8-2-4-1.美術品等の寄附における課税逃れの事例	104
8-2-4-2.課税逃れに対する防止策	104
8-3.美術品等の寄附に対する基本的な考え方	105
8-3-1.美術品等に係る寄附の現状.....	107
8-3-2.寄附に対する国民意識と理解を深める取り組み	107
8-4.その他美術品の市場流通促進のための取り組み	111
8-4-1.金融機関の取り組み	111
9.韓国	112
9-1.行政機関による文化行政方針	112
9-2.美術品に係る租税制度等	113
9-2-1.租税制度	113
9-2-1-1.寄附税制の制度体系	113
9-2-1-1-1.美術品に係る寄附税制	116
9-2-1-2.相続税の制度体系	117
9-2-1-2-1.美術品に係る相続税制	120
9-2-2.美術品の課税価格算定の仕組み・体制.....	121
9-2-2-1.価格算定機関	121
9-2-2-2.価格算定方法	122
9-2-2-3.価格算定に不服であった場合の対応方法	124
9-2-2-4.評価者の育成・研修	124
9-2-3.美術品の課税に係る税務執行体制.....	124
9-2-3-1.税務職員の教育方法	124
9-2-3-2.税務職員の外部専門家との情報連携	124
9-2-4.美術品等を活用した課税逃れの事例や防止策	125
9-2-4-1.美術品等の寄附における課税逃れの事例	125
9-2-4-2.課税逃れに対する防止策	125
9-3.美術品等の寄附に対する基本的な考え方	127
9-3-1.美術品等に係る寄附の現状.....	129
9-3-2.寄附に対する国民意識と理解を深める取り組み	131

9-4.その他美術品の市場流通促進のための取り組み	135
9-4-1.金融機関の取り組み	135
10.日本における美術品の寄附税制等に関する研究会	137
10-1.討議概要.....	137
10-2.研究会からの提言	137
11. 提言.....	143
11-1.美術品の流通促進に係る租税政策に対する提言	143
11-2.美術品の課税価格算定の仕組みに対する提言	144
11-3.美術品に係る金融サービスの充実とデータベースの整備に対する提言	145
11-4.美術品の長期貸借を活性化するための助成制度に対する提言	145
添付資料1.研究会 第1回 議事要旨.....	147
添付資料2.研究会 第2回 議事要旨.....	152

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
1.はじめに

1.はじめに

1-1.背景・目的

1-1-1.背景

日本における文化産業の経済規模拡大に向けた柱の一つとして、また、国家ブランディングの重要な要素として美術品市場の活性化が考えられる。

欧米各国だけでなく、近年はアジアにおいても優れた美術品の蒐集・海外流出防止や自国美術品市場の活性化による戦略的・効果的な国家ブランディングが行われているが、日本における美術品市場はその経済的実力に比して小規模に留まったままであり、これまで蓄積されてきた美術品や日本美術を国家ブランド向上に活用できていない状況が続いている。

そこで、美術品市場を新たな経済成長の核として確立させ、成長を促していくとともに、世界の美術品展示シーンにおける日本美術のプレゼンスを高め、国家ブランディングにつなげていくためには、例えば税制度と連動し、インセンティブを働かせることで美術品の蒐集や流通の促進を図り、国内市場を活性化させることが一つの有効な手段であると考えられる。

本調査では、美術品流通促進に係る租税政策だけでなく、課税価値算定、美術館の役割・機能、および、金融サービスを中心とした民間企業の動向にも焦点を当てて実施しており、今後の美術品流通促進に向けた様々な施策の導入に向けた一考察の基礎調査になると考えられる。

1-1-2.目的

美術品を活用した国家ブランディングに取り組み、また、美術品等の流通促進に関して先進的な国を対象として、美術品に関する租税政策を始めとした流通促進に関する事項を調査し、日本における今後の文化・芸術関連の施策を検討するための基礎資料に資する調査を行った。

また、美術品流通に係る国内の有識者を委員として選任し、研究会を実施した。研究会での意見交換、討議を通じて、様々な専門家の立場から、日本における今後の美術品流通の促進のための提言をとりまとめた。

1-2.実施業務

1-2-1.海外調査

今回の調査の目的を踏まえて、美術品の流通活性化に与える影響が大きいと考えられる各国の行政機関による文化行政方針、美術品に係る租税制度等、その他美術品の市場流通促進のための取り組みについて調査を行った。また、調査対象国は、政治、社会、文化的背景等から美術品の流通活性化に関連した制度や仕組みが整備されていると思われる、アメリカ、イギリス、フランス、オランダ、シンガポール、韓国の6か国とした。

1-2-2.国内有識者による研究会

研究会の実施概要は下に示す通りである。日本の現状を踏まえて、美術品等の流通活性化に向けて、日本の美術品等の価値を高めるために必要な様々な制度や、美術品等の価値

平成29年度
「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
1.はじめに

算定・評価を行う際に考慮した方が良い要素について討議・検討を行った。

図表 1-a 研究会の実施概要

回	項目	テーマ
第1回	時期	平成30年2月15日(木曜)
	主要議題	<ul style="list-style-type: none"> 日本において美術品の取引が拡大し、公開が促進され、アート市場が拡大し、文化と経済の好循環が一層図られるための課題と必要な取り組みについて
第2回	時期	平成30年3月13日(火曜)
	主要議題	<ul style="list-style-type: none"> 日本において美術品の取引が拡大し、公開が促進され、アート市場が拡大し、文化と経済の好循環が一層図られるためのあり姿について 日本の美術品等の価値を高めるために必要な制度 日本の美術品等の流通活性化に向けて、美術品等の「価値算定・評価」を行う際に考慮した方が良い要素

〈研究会メンバー〉

① 委員 (五十音順)

氏名	所属
池上 健	明治大学 専門職大学院 会計専門職研究科
絹谷 健二	三井住友銀行 成長産業クラスター 業務開発グループ
小林 真理	東京大学 人文社会系研究科 文化資源学研究専攻
小松 隼也	長島・大野・常松法律事務所
山口 桂	株式会社クリスティーズ ジャパン
山本 豊津	東京画廊 BTAP

② オブザーバー

氏名	所属
笹路 健	内閣官房 文化経済戦略特別チーム 内閣参事官 (併) 文化庁長官官房
筒井 宏守	内閣官房 文化経済戦略特別チーム 内閣参事官 (併) 文化庁長官官房
林 保太	内閣官房 文化経済戦略特別チーム 参事官補佐 (併) 文化庁長官官房
伊東 亜希子	内閣官房 文化経済戦略特別チーム 参事官補佐 (併) 文化庁長官官房
阿部 尚行	内閣官房 文化経済戦略特別チーム 参事官補佐 (併) 文化庁長官官房

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
1.はじめに

③ 事務局

氏名	所属
東 秀樹	株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門
三浦 学	株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門
石塚 渉	株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門

2.海外調査の概要

2-1.調査内容

本調査では、美術品の流通活性化に与える影響が大きいと考えられる各国の行政機関による文化行政方針、美術品に係る租税制度等、美術品等の寄附に対する基本的な考え方、その他美術品の市場流通促進のための取り組みについて調査を行った。それぞれの調査内容は以下の通りである。

(1) 行政機関による文化行政方針

美術品の流通促進の実態を調査する上で、芸術・文化に関する方針や保護・支援制度などは、それぞれの国の歴史の中で形成されたものであり、本調査で租税政策を始めとした様々な制度や仕組みを調査する上での背景として整理する。

本調査では、各国の行政機関による文化行政の特徴や方針、文化行政の所管省庁、所管省庁の役割などの調査を行った。

(2) 美術品に係る租税制度等

行政機関が文化・芸術の振興を図る政策手段として、まず行政機関による直接執行、次に文化・芸術関連の取り組みに関する補助金・助成金の支出、そして租税政策による特別措置の活用があげられる。その中で、本調査では行政主導による予算を伴った財政的な手段と比較して、納税者側が自ら租税の手段や用途を決定できる手段であり、受け入れられやすいと考えられる租税政策による特別措置に焦点を当てて調査を行った。

その主要な租税政策として、所得課税、資産課税、消費税、目的税といった租税に対して特別措置を設けることが考えられる。その中で本調査では、これまでの専門家の調査・研究でもコメントされており、個人や企業によって美術品が死蔵される頻度を少なくし、流通を促進する効果が見込めると考えられる寄附税制と相続税について調査を行った。

また、適切な基準で価格算定が行われることによって、価格に対する納得性を高めることにつながり、美術品の市場流通を活性化することにつながる。そこで、美術品の課税価格算定を行う機関の有無、課税価格算定方法、価格算定を行う人材に対する教育・研修内容などの調査を行った。

さらに、美術品に係る租税制度の特別措置が執行された際に、税務職員の美術品の価格算定の習熟度の向上や、美術品に係る課税逃れに対する防止策が必要となる。そのための教育や研修方法、及び美術品に係る課税逃れ事例や防止策について調査を行った。

(3) 美術品等の寄附に対する基本的な考え方

美術品に係る租税制度などの政策手段を浸透させ、企業や個人に有効に制度を活用してもらうためには、現在どの程度制度が活用されているか把握するとともに、認知してもらうための広報活動が重要であると考えられる。そこで本調査では、美術品等に係る寄附の現状や寄附に関する国民への教育・広報活動などについて調査を行った。

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
2.海外調査の概要

(4) その他美術品の市場流通促進のための取り組み

不動産や他の動産と同じように美術品に係る金融サービスが充実することで、流通活性化の潤滑油になりうることから、美術品に係る金融サービスの概要について調査を行った。

また、美術品の市場流通に企業や個人が積極的に参加するためのデータベースの整備・仕組みとして Artnet 社の事例や、美術品の新たな価値の創出やその作家の他の美術品の価値を高めるためのイギリスの美術館の間での長期貸借を促進する助成制度についても調査を行った。

2-2.調査対象国

各国の文化行政方針によって租税制度等が異なることから、多面的な比較を行うために、上述した租税政策を始めとする先進的な事例になりうると考えられる5か国（アメリカ、イギリス、フランス、オランダ、シンガポール）、および、日本と同水準の事例になりうると考えられる1か国（韓国）の合計6か国を対象とした。

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」

美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業

2.海外調査の概要

2-3.調査項目

調査項目は下記の通りである。

1	行政機関による文化行政方針
2	美術品に係る租税制度等
	1 租税制度
	1 寄附税制の制度体系
	1.1 美術品に係る寄附税制
	2 相続税の制度体系
	2.1 美術品に係る相続税の制度体系
	3 その他美術品に係る租税の制度
	2 美術品課税価格算定の仕組み・体制
	1 価格算定機関
	2 価格算定方法
	3 価格算定に不服であった場合の対応方法
	4 評価者の育成・研修
	3 美術品の課税に係る税務執行体制
	1 税務職員の教育方法
	2 税務職員の外部専門家との情報連携
	4 美術品等を活用した課税逃れの事例や防止策
	1 美術品等の寄附における課税逃れの事例
	2 課税逃れに対する防止策
3	美術品等の寄附に対する基本的な考え方
	1 美術品等に係る寄附の現状
	2 寄附に対する国民意識と理解を深める取り組み
4	その他美術品の市場流通促進のための取り組み
	1 金融機関の取り組み
	2 その他のプレイヤーの取り組み

3.調査のまとめ

諸外国6か国の調査について、(1)各国の行政機関による文化行政方針、(2)美術品に係る租税制度等、(3)美術品等の寄附に対する基本的な考え方、(4)その他美術品の市場流通促進のための取り組みを各国比較によりまとめると、下記のようなになる。租税制度や施策等を比較した内容について、次項以降の一覧表を参照されたい。

(1) 行政機関による文化行政方針

調査対象国の行政機関が掲げる文化行政方針は、大きく三つのタイプに分類できる。

アメリカ、イギリスは古くから国民に寄附文化が浸透していることもあり、国民や民間企業の自主活動を基盤として、芸術の独立性を確保しながら、美術品の流通促進を活性化するための政策方針が採用されている。

一方、フランスは行政主導で博物館・美術館を管理し、積極的な美術品の収集等も行う政策方針が採用されている。また、シンガポールと韓国は、芸術・文化に対する国民の意識の浸透度が他の調査対象国と比較して発展段階であることから、まずは行政機関が主体となって、文化政策を推進することで、国民の芸術・文化活動への関心を高め、自主的な活動につなげていくことを目指している。

オランダはアメリカ、イギリスとフランスの中間型であり、官民共同による文化行政方針が採用されている。

(2) 美術品に係る租税制度等

① 寄附税制

各国の寄附税制の特徴を寄附金控除の方式、控除額の上限、寄附金控除の繰越し・繰延べ、美術品の課税価格の基準の項目で調査した。

まず、寄附金控除の方式は、アメリカ、イギリス、オランダ、シンガポール、韓国は所得控除方式を採用している。一方で、フランスは税額控除方式を採用している。

次に、控除額の上限は、イギリスやシンガポールは上限を設けておらず、他の国は控除額の上限を設定している。アメリカでは、金銭での寄附の場合は課税所得の50%まで控除、金銭以外での寄附の場合は30%まで控除と、金銭とそれ以外で差を設けている。

さらに、控除額の上限があるアメリカ、フランス、オランダ、シンガポールは、最大5年間の控除の繰越しや繰延べを認めている。繰越しや繰延べを認めることで、寄附金額が所得額や納税額の上限を超えたとしても、翌年度以降に税務上の効果を得ることができる仕組みとしている。

また、美術品の課税価格の算定基準は、アメリカ、イギリス、フランス、オランダ、シンガポールでは、美術品の寄附が行われた時点での市場価格相当額を課税価額としている。

② 相続税

各国の相続税の特徴を相続税方式、配偶者に対する税額軽減措置、相続税の税率、相続税の特例の項目で調査した。

まず、相続税の方式は、アメリカ、イギリスは遺産課税方式(被相続人が保有している相続財産に対して課税する方式)を採用しており、フランス、オランダ、韓国は遺産取得課税

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
3.調査のまとめ

方式（相続財産を取得した相続人が財産を納める方式）を採用している。また、シンガポールでは、2008年に相続税が廃止されている。

次に、配偶者に対する税額軽減措置として、アメリカやイギリス、フランスでは、全額控除を採用している。

さらに、相続税の税率はイギリス以外の国で課税価格によって複数段階の税率（累進税率）を設定する方式を採用している。さらに、フランス、オランダについては、続柄によって、同じ課税価格であっても、税率が異なる方式である。一方イギリスは、課税価格に関わらず一律40%の相続税率を設定している。

また、美術品に係る相続税の特例として、イギリスでは、内国歳入省が決定した重要な美術品（その他にも土地、建物なども対象）について、所有者が当該美術品を国内で良好な状態で保管し、一般公開することなどを条件に相続税が免除されるといった優遇措置を設けている。

③ 美術品の課税価格算定の仕組み・体制

美術品の課税価格算定の仕組み・体制について、課税価格算定機関、課税価格算定方法、評価機関の教育・研修内容について調査した。

まず、アメリカ、フランス、オランダ、韓国では、美術品に係る鑑定士協会が設立されており、課税価格の算定を行っている。一方、シンガポールでは、行政機関が推奨する課税価格を算定する企業一覧を開示している。また、イギリスでは、課税価格を算定するのは、行政機関の審査委員会であり、行政機関に対してのアドバイザーとして、画廊やオークション会社のメンバーが位置づけられている。

次に、アメリカ、フランス、オランダ、韓国では、協会によって定められたガイドラインに準じて課税価格算定が行われている。一方、シンガポールでは、課税価格算定方法は企業に任せられているものの、行政機関によって申請までの手続きに関するマニュアルが公表されている。

さらに、アメリカ、フランス、オランダでは、評価者の育成、研修を行っており、例えば、フランスでは競売吏（国家資格）の資格取得前に350時間の理論カリキュラムを義務付けている。また、アメリカやオランダでは美術品の専門分野を細かく分類した上で、教育・研修プログラムを提供している。

（3）美術品等の寄附に対する基本的な考え方

アメリカ、イギリス、フランス、オランダでは、美術品に関連した教育・広報活動を実施している。特にフランスは美術品に係る寄附の広報活動に積極的であり、各美術館が具体的な寄附の手順の説明をホームページ等で掲載するだけでなく、行政機関（文化・コミュニケーション省）が主体となって、個人・法人向けに美術品の寄附活動を紹介するパンフレットを作成し、美術品の寄附活動を促進している。さらに、寄附された作品は美術館によって、HPやメディアで案内されている。

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
3.調査のまとめ

(4) その他美術品の市場流通促進のための取り組み

①美術品に係る金融サービスの取り組み

アメリカでは美術品に対する金融サービスが充実している。例えば、アート ABL については、U.S.Trust が美術品を担保とするローンサービスを提供しており、対象となる作品や融資額の上限などの貸付条件も公開している。また他にも、Meridian Bank は自ら美術館運営を支援して美術品信託サービスを提供している。

一方で、イギリス、フランス、オランダに関しては、欧米の金融機関が各拠点で美術品に係る金融サービスを提供しているものの、アメリカよりもサービス紹介や実績の開示は少ないことから、普及段階であると考えられる。

また、シンガポール、韓国では、各国の国内主要金融機関で美術品に関連した金融サービスの取り扱いはほとんど無いものの、例えば韓国では、韓国国内の大手オークション会社が、アート ABL を提供している事例がある。これらの国に関しては、今後さらに美術品市場の拡大に伴って、金融サービスの提供が進むものと考えられる。

②美術品に係るデータベースの整備と仕組み

美術品に係るデータベースの仕組みとして、例えばドイツに本社を置く Artnet 社がグローバルなデータベースを整備している。同社は、世界の美術品取引情報を保有・公開しており、美術品取引情報の提供やオンラインオークションの運営等のサービスを行っている。さらに、画廊・オークション会社のデータベースの提供や、これらのデータベースを基にした個別のレポート作成サービスなども手掛けて、美術品流通に係る一定の役割を果たしている。

③ 美術館による長期貸借の取り組み

イギリスでは、2009 年からの5年間の時限的な制度ではあったが、美術館同士での長期貸借に対する助成制度が設けられていた。この制度は、美術館同士で収蔵している美術品の貸借活性化の取り組みに関して助成金が与えられる制度であった。さらに、長期貸借の運営要件の標準化やマッチングに必要な情報を提供することで、長期貸借が図られる工夫がされていた。

図表 3-a 行政機関による文化行政方針の一覧

	日本(※) 官民協同型	アメリカ 民間主体型	イギリス 民間主体型	フランス 行政主体型	オランダ 官民協同型	シンガポール 行政主体型	韓国 行政主体型
文化行政方針の概要	文化芸術立国を目指すことを掲げ、文化芸術活動に対する様々な支援を重点戦略として実施	文化芸術振興の主体は連邦政府独立機関や博物館・美術館、さらには国民の活動が主体	「アームズ・レングスの原則(※)」に従い、国民や民間企業の自主的活動が基盤 (※)文化行政において、公的資金の助成はしても、芸術の独立性を確保するという理念	行政機関主導で博物館・美術館を管理し、積極的な文化政策を推進	「トルベッケ原則(※)」に基づき、行政の責任は政策に限定されている。文化評議会が実質的な施策の方針を策定 (※)政府が文化的表現に対して判断を下すべきではないという考え方	アジアにおける美術品を集約する拠点としての地位確立に向けた施策を推進	行政が主体となって芸術、体育、観光、コンテンツ、宗教、メディア、広報など幅広い分野の文化政策を推進
文化行政の所管機関	文化庁	博物館・図書館サービス機関、全米芸術基金等の連邦政府独立機関	・デジタル・文化・メディア・スポーツ省 ・アーツ・カウンシル(デジタル・文化・メディア・スポーツ省所管関連機関)	文化・コミュニケーション省	・教育・文化・科学省 ・文化評議会(教育・文化・科学省の関連機関)	・文化社会青年省 ・国家遺産庁(文化社会青年省法定機関)	文化体育観光部
所管機関の役割	日本の文化財や伝統等を維持、継承、発展させることにより、日本人自身がその価値を十分に認識した上で、国内外への発信を更に強化する施策の実施	・博物館・図書館サービス機関が美術館等に運営資金の分配を決定 ・各美術館が主体となって、美術品の寄附活動等を実施	アーツ・カウンシルの役割は以下3点 ・芸術に係る重要な作品やコレクションの公有化、保存 ・税制優遇措置の対象になる美術品の査定 ・博物館・美術館の認証評価	文化・コミュニケーション省が所管する国立美術館を通じて美術品を取得することで、国家として所蔵する美術品の充実を推進	・文化評議会が文化とメディア政策に関する実質的な事項について助言 ・教育・文化・科学省が文化政策法に従って、関連施設への資金を分配	国家遺産庁が、美術館、博物館の運営を中心に、国内の歴史的な文化財から現代美術作品まで、幅広い収集・保存・公開活動を展開	・国立博物館・美術館の政策を検討し、新文化政策準備団体を組成 ・新文化政策準備団体は、2017年10月に民間有識者と政策研究者(計19名)によって組成され、「文化ビジョン2030」を策定中

(※) 文化芸術の振興に関する基本的な方針(文化庁)を基に日本総研作成

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」

美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業

3.調査のまとめ

図表 3-b 寄附税制の一覧

		日本(※1)	アメリカ	イギリス	フランス	オランダ	シンガポール	韓国
寄附金控除の方式		所得控除方式	所得控除方式	所得控除方式	税額控除方式	所得控除方式	所得控除方式	所得控除方式
控除額の上限	個人	課税所得の40%まで	課税所得の50%まで(金銭) 課税所得の30%まで(金銭以外)	無し	課税所得の20%まで	課税所得の10%まで(公益機関: ANBI) 課税所得の10%+文化ANBIへの寄附価格×25%まで(文化公益機関: 文化ANBI)	無し	課税所得の30%まで(指定寄附金の場合)
	法人	(1)無し(国、地方公共団体、公共法人) (2)(課税所得×6.25%+資本金等の金額×0.375%)×1/2(その他)	課税所得の10%まで(金銭、金銭以外共に)	無し	年間売上高の0.5%まで	利益の50%以下、かつ、10万ユーロまで	無し	課税所得の10%まで 課税所得の30%まで(指定寄附金の場合)
控除額の計算方法	個人	「寄附価額-2,000円」を課税所得から控除	寄附価格の100%を課税所得(調整後総所得)から控除	寄附価格の100%を課税所得から控除	寄附価格の66%を所得税から控除	寄附価格全額(ANBIへの寄附)、寄附価格の125%(文化ANBIへの寄附)を課税所得から控除	寄附価格×250%を課税所得から控除(2015年は建国50周年により寄附価格×300%を控除)	寄附価格の15%(2,000万ウォン以下)、30%(2000万ウォン超)を課税所得から控除(非営利団体への寄附)
	法人	寄附価格の100%を課税所得から控除(損金算入)	寄附価格の100%を課税所得から控除(損金算入)	寄附価格の100%を課税所得から控除(損金算入)	寄附価格の60%を法人税から控除	寄附価格全額(ANBI)、寄附価格の150%(文化ANBI)を課税所得から控除	寄附価格×250%を課税所得から控除	寄附価格×100%(金銭)、簿価(物品)
繰越・繰延可能年数		無し	5年	無し	5年	無し	5年	5年

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」

美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業

3.調査のまとめ

		日本(※1)	アメリカ	イギリス	フランス	オランダ	シンガポール	韓国
寄附対象先	一般	<ul style="list-style-type: none"> ・国、地方自治体 ・公益社団法人、公益財団法人、その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体 ・特定公益増進法人に対する寄附金 ・認定NPO法人等 	内国歳入庁に認可された公的な非課税団体(運営費の3分の1が寄附で成立している団体)	歳入関税庁の承認を得ており、慈善目的活動を行っている団体	<ul style="list-style-type: none"> ・国や自治体 ・公益目的であることを認められた財団やNPO ・国立美術館 ・文化・教育団体 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ANBI ・文化ANBI 	政府に認可された公益団体	行政機関が認定した非営利法人
	美術品	(一般と同様)	(一般と同様)	(一般と同様)	(一般と同様)	(一般と同様)	国家遺産局が承認した美術館	(一般と同様)
美術品の課税価格基準		寄附時点の市場価格相当(※2)	寄附時点の市場価格相当(ただし、保有期間が1年未満の場合は取得価格相当)	寄附時点の市場価格相当(行政機関、民間専門家、申請者の合意価格)	寄附時点の市場価格相当(寄附時点におけるキャピタルゲインや価額を考慮した価格)	寄附時点の市場価格相当	寄附時点の市場価格相当	(各美術館の内部規定に準ずる)(※3)

(※1) 所得税法、一定の寄附金を支払ったとき(寄附金控除)(国税庁)、寄附税制の概要(国税)(財務省)を基に日本総研作成

(※2) ただし、個人が国・地方公共団体、公益財団法人等に対して美術品を寄贈(特定寄附金を支出)し、租税特別措置法40条が適用された場合には、その贈与は無かったものとみなされることから、譲渡所得が非課税となり、美術品の取得価額が寄附金相当額となる。

(※3) 美術館への美術品寄附に際しては、「博物館及び美術館振興法」に基づき、寄附を受ける施設が鑑定評価委員会を設置して評価を実施する。

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」

美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業

3.調査のまとめ

図表 3-c 相続税の一覧

	日本(※)	アメリカ	イギリス	フランス	オランダ	シンガポール	韓国
相続税方式	併用方式	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式		遺産取得課税方式
相続財産の定義	債務等を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算した財産	被相続人死亡時点で所有権を有していた全ての財産、及び、生前課税贈与の調整額を加算した価額	・被相続人死亡前7年間に贈与された財産 ・経過年数によって評価額から控除、死亡前3年以内の贈与は100%課税対象	・被相続人死亡前15年間に行われた贈与 ・「動産財物(有形、無形財物)」、「不動産」が対象	被相続人の総遺産額(全ての資産・負債)	2008年に相続税廃止	被相続人の死亡10年以内に行われた贈与
配偶者に対する相続税額の税額軽減措置	(1)1億6,000万円 (2)配偶者の法定相続分相当額 いずれか高い価格控除	全額控除 (米国民権を持つ場合)	全額控除	全額控除 (連帯市民契約を締結したパートナーも含む)	638,089ユーロ		30億ウォン
相続財産に係る基礎控除	3,000万円	549万ドル	32万5,000ポンド	続柄によって異なる 子供は10万ユーロ	続柄によって異なる 子供や孫は2万ユーロ		2億ウォン
相続税率	課税価格によって、10%~60%の8段階	課税価格によって、18%~40%の12段階	一律40%	続柄と課税価格により決定 例えば直系の親族の場合5%~45%の7段階	続柄と課税価格により決定 課税価格による税率は2段階		課税価格によって、10%~50%の5段階
美術品に係る相続税の特例	美術品・文化財に係る相続税の納税猶予の特例の創設(H30年)	相続時に寄附をした場合、寄附時の美術品の公正市場価格を総遺産額から控除	一般公開や国内保管を条件に相続税の免除(条件付き免除制度)	美術品相続時は、金銭での支払い、物納いずれの方法も選択可能	-		(美術品は「その他所得」に該当)

(※) 相続税の計算と税額控除(国税庁)を基に日本総研作成

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」

美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業

3.調査のまとめ

図表 3-d 美術品の課税価格算定の仕組み・体制の一覧

	日本(※)	アメリカ	イギリス	フランス	オランダ	シンガポール	韓国
課税価格算定機関	国家資格や認定制度は無い	米国美術鑑定士協会、米国鑑定士協会	行政機関の審査パネル(メンバーは、学芸員、アートディーラー、などの有識者にて構成)	競売吏(国家資格)(鑑定士は競売吏の支援業務に従事)	動産鑑定人・仲介人・競売人連盟	政府や美術館推奨の指名した民間企業	韓国美術品鑑定協会
課税価格算定方法	申請者が選んだ美術品の鑑定人が算定	私有財産の価格算定を行う業界基準(米国統一鑑定基準)に基づき価格算定	審査パネルメンバーの協議によって算定	作品の真贋、競売落札額、国際的美術品データベース、作品の状態、需要等の要素に基づいて最終的に決定	(非開示)	政府や美術館推奨の鑑定企業リストを基に、美術館が指名し、国家遺産国が承認する機関企業が実施 算定方法は各民間企業の方法に準ずる	韓国美術市場価格指数、美術作品価格指数の2つの算定基準から選択して算定 寄附の場合には、各美術館の内部規定に準じて、美術館鑑定評価委員会が算定
課税価格を算定する人材の教育・研修	-	鑑定士としての資格を得るために必要な包括的な鑑定研究プログラムを提供	-	試験合格者は、競売会社における2年間の研修及び350時間の理論カリキュラムの受講が必要	専門分野別の教育・研修カリキュラムを整備 5年ごとに会員資格を更新	-	協会による教育・研修の実施には至っていない

(※) 各種公開情報を基に日本総研作成

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」

美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業

3.調査のまとめ

図表 3-e 美術品に係る寄附広報活動の一覧

	日本(※)	アメリカ	イギリス	フランス	オランダ	シンガポール	韓国
美術品に係る寄附広報	有	有	無	有	有	無	無
	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立美術館によるオンライン寄附サイトで寄附を募集。 ・各美術館はHP上に寄附募集の案内を掲示。 	各美術館は寄附方法や寄附制度を紹介、寄附による美術館への貢献の意義を訴求。	-	<ul style="list-style-type: none"> ・文化・コミュニケーション省が主体となって、個人向け、法人向けパンフレットを作成。 ・各美術館は寄附された作品をHPやメディアで案内、寄附の手続きについて説明。 	国立美術館は、寄附により購入した作品や寄附された作品を公開。	-	-

(※) 各種公開情報を基に日本総研作成

図表 3-f その他美術品の市場流通促進のための取り組みの一覧

		日本(※)	アメリカ	イギリス	フランス	オランダ	シンガポール	韓国
美術品に係る金融サービス	動産担保	○	○	○	x	x	x	○
	信託ソリューション	○	○	x	○	x	x	△
		複数の金融機関が鑑定会社と連携してサービスを提供	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の米国金融機関がサービスを提供 ・美術品に特化して担保を行う金融機関も有り 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の欧米金融機関がサービスを提供 ・グローバル大手オークション会社(サザビーズ)が美術品向け動産担保サービスを提供 	-	-	-	国内大手オークション会社2社が美術品向け動産担保サービスを提供
		2017年末から、SMBC信託がサービスを提供開始	金融機関が美術館運営を支援、作品の信託サービスを提供	-	<ul style="list-style-type: none"> ・美術品資産運用コンサルティング会社が美術品信託サービスを提供 	(美術品売買や美術品相続等のアドバイザー業務のみ実施)	-	NH投資証券が全ての資産向け信託サービスを提供、美術品も含まれる

(※) 各種公開情報を基に日本総研作成

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
4.アメリカ

4. アメリカ

4-1. 行政機関による文化行政方針

アメリカにおいては、「文化・芸術は雇用を生み、社会に活力を与え、軍関係者等に対する治療に役立つためアメリカ社会・経済に高く貢献する」との一般認識があるが、文化施設（博物館・美術館等）を所管する連邦レベルの省庁やこれらの振興や保護等に関する連邦レベルでの法律は無く、連邦政府独立機関が役割を担っている。

国家と同様に博物館・図書館等が人々の生活・コミュニティの発展を担うとの考えがあるが、取り組みは政府中心ではなく、博物館・図書館サービス機関（Institute of Museum and Library Services : IMLS）¹や全米芸術基金（National Endowment for the Arts : NEA）²等の連邦政府独立機関が行っている。

これらの機関が政府から資金援助を得て、全米の博物館、美術館、図書館、関連機関に資金を分配し、文化の普及発展、研究等に努めている³。また、資金・美術品等の寄附も美術館等が各自直接、財団、個人、企業等にインターネット等で呼びかけをしている。各州に芸術関連機関（State Arts Agencies）⁴が存在し、NEA等から資金援助を得て、市民の芸術活動を支援している。

¹ Institute of Museum and Library Services
Institute of Museum and Library Services Strategic Plan 2018–2022

² National Endowment for the Arts

³ National Endowment for the Arts
FAQs on FY 2018 Budget

⁴ 各州の芸術関連機関の連合体 National Assembly of State Arts Agencies

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
4.アメリカ

4-2.美術品に係る租税制度等

4-2-1.租税制度

4-2-1-1.寄附税制の制度体系

個人・法人ともに、適格非営利団体（米国法典26編第501条(c)(3)項に規定の団体）への寄附について優遇税制があり⁵、所得控除は通常は所得の50%、寄附内容によっては20%、30%を限度とする控除が認められている。寄附の所得控除がこれらの限度を超えた場合、5年間は持ち越しが可能である。

(1) 個人による寄附（2017年所得税申告）⁶

現金寄附：所得（調整後総所得⁷）の50%を限度に所得から控除される。

現金以外の資産：所得の50%を限度に控除が認められた団体に対し現金以外の資産を寄附した場合、当該資産の公正市場価格（Fair Market Value）⁸が寄附金額とみなされ、所得の30%を限度に控除される⁹。

所得の50%を限度に所得控除が認められた団体以外への資産（Capital gain property）の寄附の場合は所得の20%を限度に控除される。

(2) 法人による寄附¹⁰

課税所得の10%まで損金算入。現金以外の資産を寄附した場合、寄附した時の市場価格が基本となるが、場合によっては損金算入が認められる。

(3) 寄附税制の優遇措置を受ける対象物・対象先

(3) - 1. 寄附の対象物

寄附控除を受ける対象物は金銭、有価証券、土地、家庭用品、車、古着、宝飾品、美術品等の各種資産である。

⁵ 内国歳入庁（Internal Revenue Service：IRS）の以下ウェブサイトにて優遇措置が受けられる団体かどうか確認ができる。

⁶ ・内国歳入庁（IRS）ウェブサイト

Publication 526 Charitable Contributions For use in preparing 2017 Returns、P3・P13-14
Interactive Tax Assistant Can I Deduct My Charitable Contributions?

スライド：Can I Deduct My Charitable Contributions? A Mini Course Produced by IRS

・Forbes 13 Tips For Making Your Charitable Donation Tax-Deductible In 2017 2017.12

⁷ Adjusted Gross Income（AGI）。総所得から個人退職金掛け金、転勤・転職による転居費用、離婚・別居手当等を控除したもの。

⁸ Publication 561 (4/2007), Determining the Value of Donated Property

⁹ ただし、資産所有期間におけるキャピタルゲイン相当分（当該資産を売却した場合にキャピタルゲインに相当する金額）を市場価格から差し引いた額を寄附金額として申告する場合は50%を限度に所得控除が可能。

¹⁰ 内国歳入庁（IRS） Publication 542 (12/2016), Corporations

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
4.アメリカ

(3) - 2. 寄附の対象先¹¹

米国法典 26 編第 501 条 (c) (3) 項に記載されている非営利慈善団体（適格団体）に寄附した場合、税額の控除が受けられる。適格団体は慈善、宗教、教育、科学、文学、研究、スポーツ、子供・動物保護等を目的として活動し、個人に利益をもたらす目的で運営・組織されてはならない。政治・議員活動等への参加も禁止されている。

例：教会、寺院等の宗教団体、連邦・州・地方政府、学校・病院、赤十字等¹²。

研究機関の調査では、寄附税制の適用を受ける団体の数は約 158 万（2016 年 8 月時点）¹³であった。

4-2-1-1-1. 美術品に係る寄附税制

(1) 美術品に係る寄附税制の基本的な考え方¹⁴

寄附先が、内国歳入庁（Internal Revenue Service : IRS）から認められた公的な非課税団体（運営費の 3 分の 1 が寄附で成り立っている団体。例えば、有名な美術館、大学、病院、教会等。米国法典 26 編第 501 条 (c) (3) 項に規定の団体。）であることが必要である。

所得控除の対象となる価額は、寄附時点での美術品の保持期間と価格による。

美術品が \$5,000 超の価値があり、1 年以上保有している場合、コレクターは市場価格の全額について所得控除（損金算入）される。また保有期間が 1 年未満の場合は、コレクターは美術品購入時の支払い金額（取得金額）のみが免除される。また市場価格での税控除適用の条件として、寄附先は寄附を受けた美術品を団体と同様のミッション・目的に使用しなければならず、3 年以内に売却しないという条件がある。もし 3 年以内に売却された場合、税額控除が取得金額に修正される。

また、寄附先が私的な非課税団体の場合、寄附者の所得控除額は市場価格でなく、取得金額となる。

¹¹ ・内国歳入庁（IRS）ウェブサイト

Publication 526 Charitable Contributions

Charitable Contribution Deductions

Instructions for Form 8283

Can I Deduct My Charitable Contributions?

Exemption Requirements - 501(c)(3) Organizations

・BNY Mellon Wealth Management How to Make Tax-Deductible, Charitable Donations of Artwork

・Planned Giving Design Center（寄附関連情報ウェブサイト）

The Art of Donating Art: The Charitable Contribution of Art, Antiques and Collections

Expert Advice on the Donations of Art to Charitable Organizations

¹² 内国歳入庁（IRS）の以下ウェブサイトにて優遇措置が受けられる団体かどうか確認ができる。

¹³ アーバン・インスティテュート全米チャリティ統計センター（National Center for Charitable Statistics, NCCS）の NCCS Data Archive 2016.8 版（Business Master Files（BMF）08/2016）によると、フォーム 1023・1024（免税団体が提出する税申告書類）を提出した団体数は 1,584,587。

Business Master Files（BMF）については下記を参照。

Guide to Using NCCS Data

¹⁴ 以下を参照した。

・内国歳入庁（IRS）ウェブサイト

Publication 526 Charitable Contributions For use in preparing 2017 Returns

Publication 561 (4/2007), Determining the Value of Donated Property

Topic Number 506 - Charitable Contributions

Eight Tips for Deducting Charitable Contributions

・BNY Mellon Wealth Management How to Make Tax-Deductible, Charitable Donations of Artwork

・U.S. TRUST Your Art Collection and Legacy Planning

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
4.アメリカ

アーティストが自分の作品を寄附した場合、保有期間に関係なく、制作コストが控除金額となる。制作者本人以外が1年以上保有した美術品を寄附すると、その美術品の時価が控除金額となり、保持期間が1年以下の場合は、美術品の取得金額が控除金額となる。

評価資産 (Capital Gain Property) である一般美術品の寄附の場合、調整所得 (Adjusted Gross Income) の 30%しか税額控除されないため、控除金額が高額である場合、同年に控除できない金額は翌年に持ち越される。また\$20,000以上の美術品寄附の控除を受ける際は、鑑定評価が必要となる。

(2) 寄附税制の優遇措置を受ける対象物・対象先

(2) - 1. 寄附の対象物

税制上では「美術品」の定義はなく、絵画、骨董品、彫刻、切手・コイン、書籍など様々な美術品を寄附することができる。これらは評価資産 (Capital Gain Property) とされている。税制については基本的に他の物品の場合と同様である。作品の価値により、鑑定が必要となる。また寄附するものは寄附先が運営や活動内容と付随していて、使用できるものでなければならない。

ただし控除額が\$5,000超の場合、認定された鑑定士による鑑定書面の提出が必要である。

美術品の場合、鑑定内容にはその真贋性や保存状態・修復状況が含まれる必要がある。また、切手・コイン等のコレクションの価値算定にはカタログやディーラーの公表している価格リスト等が参照される¹⁵。

(2) - 2. 寄附の対象先¹⁶

一般的な寄附の対象先と同様である。

(3) 美術品の価格算定基準¹⁷

算定基準価格は作品の状態、用途等様々な要素を考慮して算定されるが、物品の寄附の場合、市場価格を適用する。ただし、保有期間が1年未満の場合、取得価格が適用される。

¹⁵ ・ Publication 526 Charitable Contributions

・ Publication 561 (4/2007), Determining the Value of Donated Property

・ 税理士法人ウェブサイト

¹⁶ ・ 内国歳入庁 (IRS) ウェブサイト

Publication 526 Charitable Contributions

Charitable Contribution Deductions

Private Foundations

Eight Tips for Deducting Charitable Contributions

Instructions for Form 8283

Can I Deduct My Charitable Contributions?

Exemption Requirements - 501(c)(3) Organizations

The Art of Donating Art: The Charitable Contribution of Art, Antiques and Collections

Expert Advice on the Donations of Art to Charitable Organizations

¹⁷ 下記を参照した。

・ 内国歳入庁 (IRS) Publication 561 (4/2007), Determining the Value of Donated Property > Valuation of Various Kinds of Property, Appraisals

・ 米国・アートディーラー協会 > Frequently asked questions about the appraisal process

・ Art-Care (アート業界向け情報ウェブサイト) The Professional Art Appraisal: What to Expect

平成 29 年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
4.アメリカ

4-2-1-2.相続税の制度体系¹⁸

連邦遺産税 (Estate Tax) (相続税に該当) は、被相続人 (Decedent) の死亡による遺産の移転に対して課税される仕組みとなっている。資産を残した被相続人が遺産税を支払う義務を負い、実際には相続の執行代理人が被相続人に代わって納税する。

(1) 相続財産の定義

被相続人の遺産総額 (= 被相続人が死亡時に所有していた全ての財産の時価) に、生前行われた課税贈与の調整額 (調整済み課税贈与額) を加算した価額が対象となる。

(2) 配偶者に対する相続税額の税額軽減措置

アメリカ市民権を持つ配偶者が財産を相続した場合は無制限 (全額が控除対象) で、アメリカ国籍の配偶者が相続する場合は遺産税が課されない。

(3) 相続財産に係る基礎控除

被相続人が 2017 年に死亡した場合、アメリカ国民・アメリカ居住者は US\$549 万、非居住外国人は \$6 万を基礎控除とする。

(4) 相続税率

課税対象、算定式等は次の通りである。

課税対象：アメリカ国民・アメリカ居住者は国内財産・国外財産共に課税

非居住外国人は国内財産のみ課税

算定方法：

総遺産額 (Gross Estate) - 各種控除項目 - 基礎控除額 = 課税対象額

(総遺産額：生前の課税贈与を含む)

各種控除項目

例：葬儀費用、管理費用、債務及び抵当権、慈善的遺贈 (無制限)、配偶者控除

上記により算定された課税対象額に対し税率を適用して税額を算定する。最高税率は 40% である。税率表は以下の通りである。

¹⁸ ・内国歳入庁 (IRS)

Instructions for Form 706 (08/2017)

Estate Tax

・経済産業省 平成 28 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業 (対内直接投資促進体制整備等調査 (諸外国における相続税等調査)) 平成 29 年 2 月

図表 4-a 相続税率

Column A Taxable amount over (課税額)	Taxable amount not over (課税額)	Tax on amount in Column A (加算額)	Rate of tax on excess over amount in Column A (税率)
\$0 超	\$10,000 以下	\$0	18%
10,000	20,000	1,800	20%
20,000	40,000	3,800	22%
40,000	60,000	8,200	24%
60,000	80,000	13,000	26%
80,000	100,000	18,200	28%
100,000	150,000	23,800	30%
150,000	250,000	38,800	32%
250,000	500,000	70,800	34%
500,000	750,000	155,800	37%
750,000	1,000,000	248,300	39%
1,000,000	--	345,800	40%

4-2-1-2-1. 美術品に係る相続税制

美術品等を相続する場合に寄附をした際の優遇税制として、被相続人が、IRS から認められた非課税団体に美術品を寄附した場合、寄附時の美術品の公正市場価格 (Fair Market Value) が総遺産額 (Gross Estate) から控除される。美術品の価値が\$20,000 以上の場合は、IRS が指定する鑑定士が鑑定を行い、その鑑定書 (寄附を行う 60 日以上よりも前であってはならない) を相続税の申告時に提出する必要がある¹⁹。

相続した美術品の売却は固定資産の売却とみなされ、売却益に対して 28%の税が課される。相続によって取得した美術品は相続発生時の公正市場価格 (Fair Market Value) が取得費となり、美術品の売却益は売却価格から取得費と保持していた間の維持費等を差し引いた金額となる。この売却益に 28%の税率が課される。また、相続してから売却するまでの保有期間が 1 年以下であったとしても、1 年以上保有したとみなされて、税率 28%が適用される²⁰。

¹⁹ ・内国歳入庁 (IRS)
・ Artbusiness.com (アートコンサルタント運営ウェブサイト)

²⁰ 内国歳入庁 (IRS)
・ Publication 551 (Rev. December 2016) Basis of Assets
・ Frequently Asked Questions on Estate Taxes
・ 2017 Instructions for Schedule D, Form 1040
・ 米国公認会計士事務所ウェブサイト 美術品の売却と慈善寄附

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
4.アメリカ

4-2-1-3.その他美術品に係る租税の制度

美術品を売却して得た譲渡益（Capital Gain）への課税には優遇税率があり、最高税率が28%である。ただし、画家や彫刻家自身が自分の作品を売却した場合は、通常の所得税の対象となり、15～36.6%の間の5段階税率となる²¹。

美術品の売却が購入から1年以内に行われた場合は、収入は通常の所得税対象の一部とみなされ、収入に応じて最高で39.6%の税率が適用される²²。

また、美術品が個人に贈与される場合、価格が\$15,000以上であれば、贈与税の対象になる²³。

4-2-2.美術品の課税価格算定の仕組み・体制

4-2-2-1.価格算定機関²⁴

私有財産の鑑定業務は免許制ではないが、評価業務を行う上での業界基準（北米で採用されている The Uniform Standards of Professional Appraisal Practice : USPAP）²⁵があり、内国歳入庁（IRS）は算定額確認・審査時にこの基準を用いている。

鑑定士は、USPAP に関するトレーニングを経て鑑定者団体（米国美術鑑定士協会（Appraisers Association of America）²⁶、米国鑑定士協会（American Society of Appraisers）²⁷等）から認定を受けているか、または美術品分野の専門高等教育を修了し、鑑定する物品の売買、価格査定等に関する職務経験を最低2年積んでいなければならない。さらに対価を受領して鑑定を行っている者でなければならない。

また、寄附者、寄附を受ける者、控除を申請する者は対象物品の鑑定士になることはできない。

²¹ 内国歳入庁（IRS）

・ Topic Number 409 - Capital Gains and Losses
・ Art Galleries - Audit Technique Guide、Chapter 3

²² 米国公認会計士事務所ウェブサイト 美術品の売却と慈善寄附

²³ ・ 内国歳入庁（IRS）

Publication 559 Survivors, Executors, and Administrators For use in preparing 2017 Returns

・ Artsy（アート情報ウェブサイト） 11 Tax Secrets Every Art Collector Needs to Know
・ Artbusiness.com（アートコンサルタント運営ウェブサイト）

²⁴ ・ 内国歳入庁（IRS）ウェブサイト

Publication 561 (4/2007), Determining the Value of Donated Property

Art Appraisal Services

Preferred Object Identification Format for Art *Valued Over \$50,000 (*Art includes paintings, sculptures, watercolors, prints, drawings, ceramics, antiques, decorative arts, textiles, carpets, silver, rare manuscripts, historical memorabilia, and other similar objects)

Photographic Requirements for Art, Antiques, Decorative Arts & Other Cultural Properties

²⁵ Appraisal Foundation（USPAPを定める鑑定士団体）のウェブサイトより。

ページ下部「View a copy of the 2018-19 USPAP.」で一部内容閲覧が可能。

²⁶ 米国美術鑑定士協会（Appraisers Association of America）

1949年設立の業界主要団体。美術・装飾品鑑定を専門とする鑑定士の団体。

²⁷ 米国鑑定士協会（American Society of Appraisers）

1936年創設の業界主要団体で各種資産（不動産、機械設備、美術品等）の鑑定士の資格教育・認定を行う。

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
4.アメリカ

4-2-2-2.価格算定方法²⁸

(1) 算定基準価格は作品の状態、用途等様々な要素を考慮して算定される。

遺産税 : 美術品の市場価格。故人の死亡した日の市場価格を適用。

寄附・贈与 : 寄附日・贈与日の市場価格を適用。

保険 : 鑑定完了日の再調達価格 (Retail Replacement Value) を適用。再調達価格とは、鑑定品と同様の作品 (年代、質、状況、保管期間等が同様の作品) を購入したことを前提した場合の最も高額な価格である。

(2) 算定手順

税優遇措置での控除額が\$5,000 超の場合、認定された鑑定士による鑑定書面の提出が必要である。美術品の場合、鑑定内容にはその真贋性や保存状態・修復状況が含まれる必要があり、また切手・コイン等のコレクションの価値算定にはカタログやディーラーの公表している価格リスト等が参照される。

鑑定額\$20,000 以上の美術品を寄附し、控除を申請する場合、署名入り鑑定書のコピーが必要となる。また寄附する美術品が単体で\$20,000 以上の場合、対象物のカラー写真 (サイズ8×10 インチ (21cm ×26cm) が好ましい) も併せて必要となる。

鑑定額\$50,000 以上の美術品を寄附し控除を申請する場合、鑑定書コピーや手数料 (\$2,500 ~) ²⁹、申請フォーム (Form 8283、Noncash Charitable Contributions 内訳申告フォーム) を添えて税務申告書類提出前に IRS へ Statement of Value の発行を依頼することができる。また鑑定額 (公正市場価格 (Fair Market Value)) が\$50,000 以上の美術品寄附について所得控除の申告が行われた場合、IRS のアート・アドバイザリー・パネル (Art Advisory Panel) ³⁰が鑑定の妥当性の査定を行う。査定の際は美術品の写真や鑑定品の詳細を記載したフォームの提出を求められる。

アート・アドバイザリー・パネルの 2016 年度報告書³¹によると、同パネルの概要は次の通りである。

- ・ 有識者 25 名 (研究者、学芸員、ギャラリー運営者等) で構成され、年 2 回会合を開催。

²⁸ 下記を参照した。

・ 内国歳入庁 (IRS) Publication 561 (4/2007), Determining the Value of Donated Property > Valuation of Various Kinds of Property, Appraisals

・ 米国・アートディーラー協会 (全米主要ギャラリーが加盟する非営利団体) > Frequently asked questions about the appraisal process

・ Art-Care (アート業界向け情報ウェブサイト) The Professional Art Appraisal: What to Expect

²⁹ 2018 年 2 月 1 日以降は作品 3 点まで\$6,500、4 点以上の場合 1 点ごとに\$300 を追加支払い。

³⁰ IRS アート・アドバイザリー・パネル (IRS Art Advisory Panel)

なお IRS は申告内容の検討審査の過程で、必要に応じて申告者への問い合わせの他、有識者や IRS アート・アドバイザリー・パネルへの諮問等を行う。その上で申告内容をそのまま受け入れるか別途公正市場価格を確認し修正を行うかを決定する。

Publication 561 (4/2007), Determining the Value of Donated Property > Internal Revenue Service Review of Appraisals

³¹ The Art Advisory Panel of the Commissioner of Internal Revenue Annual Summary Report of Fiscal Year 2016 (Closed meeting activity)

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
4.アメリカ

会合での討議内容は IRS 不服審査部 (IRS Office of Appeals) の評価担当 (Art Appraisal Services : AAS) へのアドバイスという形で行われる。

- ・ 会合の詳細は非公開。討議対象品は所有者・鑑定者等の個別情報を伏せた形で行われる。パネルメンバーの中に利益相反者がいる場合、当該対象物に関する討議には参加しない。
- ・ 対象品ごとに討議を行い、評価額 (AAS に対するアドバイス内容) を決定する。決定は合議制で行われるが、合意が成立しなかった場合は追加の調査を経て決定を行う。
- ・ 2016 年度の検討対象点数は計 555 で、うち 222 品が申告内容通りで問題なし、残る 333 品については合計約 \$1 億の増額がなされるべきとされた。また別途 3 点の評価が行われ、申告者が提出した評価額 \$165 万に対し価値は \$290 万であると結論づけた。

4-2-2-3. 価格算定に不服であった場合の対応方法³²

納税者が IRS の決定に不服の場合は、追加書類の提出による異議申し立てや IRS 内の不服審査部 (Office of Appeals) ³³への不服申し立てを行うことができる。また連邦税務裁判所に訴訟を提起することもできる。

一方で、寄附する物品が過大に評価されていた場合には罰則が科される。罰則額は、評価金額を実際より 150%以上過大に申告し \$5,000 超の納税を免れた場合は免れた額の 20%、評価金額を 200%以上過大に申告し、\$5,000 超の納税を免れた場合は同 40%としている³⁴。

また IRS は申告書確認の過程で必要に応じ、納税者に追加情報の提出の依頼、鑑定士への問い合わせ、IRS のアート・アドバイザリー・パネルでの査定や他の鑑定協会・ディーラーへの照会を行うことで、価格算定の妥当性を検証している。

4-2-2-4. 評価者の育成・研修

米国美術鑑定士協会 (Appraisers Association of America) ³⁵では、鑑定士としての資格を得るために必要な包括的な鑑定研究プログラム (CASP) を提供している。プログラムは、春と秋に開講されるオンラインコースと、夏の集中プログラムがある。プログラムの構成として、例えば、鑑定士としての情報収集方法、美術品の評価、鑑定書の作成、鑑定の実践などの講義が含まれている。

さらに、認定を受けた鑑定士同士の交流を深めるためカンファレンスの開催なども行っている。

³² ・ 内国歳入庁 (IRS) ウェブサイト

Your Rights as a Taxpayer

Publication 561 (4/2007), Determining the Value of Donated Property > Penalty

・ Journal of Accountancy (米国公認会計士協会情報サイト) Valuing Art for Tax Purposes

³³ 内国歳入庁不服審査部 (IRS Office of Appeals)

³⁴ ペナルティーの閾値 (評価金額の 150%及び同 200%) は 2006 年 8 月 17 日より。それ以前はそれぞれ 200%、400%であった。

³⁵ 米国美術鑑定士協会 (Appraisers Association of America)

1949 年設立の業界主要団体。美術・装飾品鑑定を専門とする鑑定士の団体。

平成 29 年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」

美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業

4.アメリカ

図表 4-b 米国美術鑑定士協会の提供プログラム一覧



USPAP

USPAP is the Uniform Standards of Professional Appraisal Practice and provides the generally accepted standards of the valuation profession in the United States.



Comprehensive Appraisal Studies Program (CASP)

The **Comprehensive Appraisal Studies Program** is the only certificate course that provides a pathway to become an Associate Member with the Appraisers Association of America. There are two options for enrollment: the Fall/Spring online program, and the Summer Intensive.



Connoisseurship

Connoisseurship programs include comprehensive seminars, lectures and trips covering a wide range of different specializations within the fine and decorative arts. Taught by experts in their field and with a focus on valuation and the marketplace, these programs are enlightening for appraisers, educators, students, collectors and art world professionals.



Methodology

Methodology courses concentrate on the foundational aspects of the appraisal field and related professions of the fine and decorative arts. This includes topics relevant to writing and executing successful appraisals, understanding the complex relationships that appraisers have to other professionals, and bolstering best practices in the appraisal industry.



Conferences

Our National Conference and Art Law Day provide essential educational opportunities for members, friends and colleagues to learn about new developments and relevant issues in appraising and related fields as well as network with other appraisers and professionals.



Core Courses

These courses are for candidates – appraisers pursuing membership. Please contact the [Membership Manager](#), for further information before registering.



Programs On-Demand

In an ongoing effort to provide education to our broad regional, national and international audience, we are now offering recordings of many of our programs. Please check back on a regular basis, as we frequently add recorded programs to our website!

4-2-3.美術品の課税に係る税務執行体制

4-2-3-1.税務職員の教育方法

内国歳入庁 (IRS) が公表している業界別税務審査ガイドブック (Audit Techniques Guides : ATGs) は IRS 職員及び外部関係者 (所得申告者、税理士) の利用を想定して作成されたものであるが、その項目の中に「アート・ギャラリー」がある³⁶。美術品流通の概要、作品売買のプロセス概要、税務審査のポイント (ヒアリング、帳票類の確認、棚卸資産、売上・原価・販管費、課税対象売上計上の有無) 等について解説しており、ギャラリーや投資家によ

³⁶ 内国歳入庁 (IRS) Audit Techniques Guides (ATGs) > Art Galleries の項

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
4.アメリカ

る美術品寄附が行われた際の留意点（寄附日の市場価格での申告であるかどうか等）にも簡単に触れている³⁷。

また1993年9月14日に財務省とIRSによって設立されたThe Treasury Acquisition Institute (TAI)が公共調達等に関する継続的なトレーニングと税務職員の育成に努める。遠方の職員向けにWebinarも受講可能となっている³⁸。

4-2-3-2.税務職員の外部専門家との情報連携

芸術の専門家、関係機関（ディーラー、コレクター、美術館、美術品評価機関等）とのコミュニケーションに関する情報については確認することができなかった。

4-2-4.美術品等を活用した課税逃れの事例や防止策

4-2-4-1.美術品等の寄附における課税逃れの事例

課税逃れの要因には経済的要因（節税対策、マネーロンダリング目的）³⁹が考えられる。以下に美術品等を活用した課税逃れの事例をあげる。

- ・密輸した骨董品（盗品）を過大評価して寄附⁴⁰

ロサンゼルスのアートディーラーが盗品の骨董品を密輸入し、寄附による控除を行い、脱税した例である。

アートディーラーはアメリカ税関への虚偽申告、脱税で有罪判決を受けた。自身が経営するギャラリーでの販売目的でビルマ、タイ、カンボジア等から盗品の骨董品（主に世界遺産であるタイ・バーチェン遺跡からの盗品）を密輸入、その後骨董品の価値を不当につり上げた不正な鑑定書に基づいて大学や美術館に寄附を行い、所得税控除を申請した。

- ・不正な鑑定で過大評価された美術品を美術館に寄附⁴¹

2008年、不正な輸入・脱税の捜査において、ロサンゼルス・カウンティ美術館やパシフィック・アジア美術館、パウワーズ博物館等から収蔵品10,750点が押収された。また連邦地検は、過大評価された美術品と知りながらこれら美術館側が10年以上にわたり寄附を受けていた疑いについても調査している。

³⁷ 同ガイドブックでは、美術品寄附に関しては Publication 526, Charitable Contributions For use in preparing 2017 Returns, Publication 561, Determining the Value of Donated Property, Publication 1771, Charitable Contributions Substantiation and Disclosure Requirements を参照するようとしている。

³⁸ ・財務省調達研究所（The Treasury Acquisition Institute：ITAI）
研究所FY2018 コースガイド

・財務省 Bureau of the Fiscal Service; Training Opportunities

³⁹ ・ Journal of Accountancy; Valuing Art for Tax Purposes

・ Los Angeles Time; Inflated art appraisals cost U.S. government untold millions

・ Washington Post; Tax Abuse Rampant in Nonprofits, IRS Says

・ Luxury Listing NYC; The art of tax evasion

・ OECD; Report on Abuse of Charities for Money-Laundering and Tax Evasion

・ New York Times; Valuable as Art, but Priceless as a Tool to Launder Money

⁴⁰ Department of Justice; Los Angeles Art Dealer Sentenced to Federal Prison for Smuggling Stolen Antiquities and Overseeing Charitable Deduction Tax Scam

⁴¹ Los Angeles Times; Inflated art appraisals cost US Government untold millions

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
4.アメリカ

・贋作を用いた課税逃れ⁴²

ニューヨークのアートディーラーが、同地の有名ギャラリーに20世紀の有名画家の作品の贋作を販売していた事例である。アートディーラーは1994年から2009年にかけて、存在しない欧州の顧客の代理と偽り、60点以上の贋作を販売。売上金を海外の銀行の口座で受け取ったり送金したりして所得を隠し、脱税を行った。

4-2-4-2.課税逃れに対する防止策

IRS内にはCriminal Investigation部門(CI)があり、不正な税務申告や還付を監視しCIに情報提供するQuestionable Refund Program(QRP)を運用している。QRP担当者は全米のIRS事務所に配置されている。またCIが運用する脱税監視コンピュータシステムや関連各機関との連携により、疑わしい事例があればさらに調査が行われる⁴³。また、IRS内の免税団体・政府機関局(Tax Exempt and Government Entities:TEGE)も税務申告書類を調査し、CIと連携して寄附に対する税の優遇措置の乱用を防いでいる。

⁴² New York Field Office Long Island Art Dealer Indicated in Massive Art Fraud, Money Laundering, and Tax Scheme

⁴³ ・内国歳入庁(IRS)ウェブサイト

Identity Theft – Criminal Investigation

How IRS Criminal Investigation Partners With Law Enforcement

Questionable Refund Program (QRP)

以下も参照した。

- ・ Los Angeles Time; Inflated art appraisals cost U.S. government untold millions
- ・ New York Times; Valuable as Art, but Priceless as a Tool to Launder Money
- ・ Forbes; Startling Report Of IRS Tax Refund Frauds – Including Inside Jobs

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
4.アメリカ

4-3.美術品等の寄附に対する基本的な考え方⁴⁴

寄附活動の動機として、社会との繋がり、寄附作品の展示により名声を得たい、人として世間から認められたいという功名心、何か人のためにしたいという慈善心、また宗教心等の倫理的価値・態度等が挙げられる。保管維持費や収納場所等に困って寄附を行うケースも挙げられる。

企業が芸術を支援する背景には、市民の芸術への関心の高さがあり、支援を行う企業が高く評価され、認知されるというメリットがある。

また美術館にとっては、寄附制度を利用することで、重要な作品を充実させることができる。アーティストやギャラリーは自らの作品を発表する機会に恵まれ、コレクターは社会からの謝意（貢献への謝意）と税制の優遇を受けることができる。特に、美術品の寄附は私的なコレクションが公に還元され、多くの人が作品を見られるようになり、コレクターは成功者として社会的賞賛を得ると同時に税金の控除が受けられるというメリットがある。この好循環により、コレクターも重要で価値のある作品を美術館に寄附しようとし、寄附活動が促進することとなる。

4-3-1.美術品等に係る寄附の現状

シカゴ美術館、メトロポリタン美術館、における、\$ 25,000 超の寄附の状況を以下に記す。

図表 4-c シカゴ美術館 メトロポリタン美術館の寄附状況⁴⁵

年	シカゴ美術館 ⁴⁶		メトロポリタン美術館	
	美術品寄附件数	美術品所有持分の寄附件数	美術品寄附件数	美術品所有持分の寄附件数
2011年	383	70	161	11
2012	1,411	625	167	6
2013	880	4	184	6
2014	2,804	5	182	9
2015	476	1	224	9

⁴⁴ この項の参考資料は次の通り。

- ・ Why do people donate to charity? Boston Globe Media Partners
- ・ The Secret to Getting People to Give: 14 Reasons Why People Donate Networkforgood (寄附関連システム開発、コンサルタント)
- ・ Why Do People Really Give to Charity? Stanford Social Innovation Review (スタンフォード大学フィランソロピーと市民社会センターが発行する媒体)
- ・ DONATE COLLECTIBLES Collectibles with Causes
- ・ How to Donate Art: A Primer Artbusiness.com (アートビジネス・コンサルタントのウェブサイト)
- ・ Art Institute of Chicago

⁴⁵ ・シカゴ美術館 アニュアルレポート

・メトロポリタン美術館 アニュアルレポート

※各美術館の IRS Form 990 記載内容を参照した。それぞれの決算月は次の通りである。

シカゴ美術館及びメトロポリタン美術館：6月

⁴⁶ 同館の公表資料においては、2012年、2014年の美術品寄附件数増加の要因は確認できなかった。

4-3-2.寄附に対する国民意識と理解を深める取り組み

(1) 寄附教育

寄附を行うことの大切さを教える教育よりも、慈善事業の行い方、効率的な資金の寄附の収集、寄附を取り扱うか等、寄附を受ける側の教育が多く行われている。寄附教育の取り組み事例を以下に示す。

(1) - 1. インディアナ大学 (Indiana University, Lilly Family of School Philanthropy)

- プログラム内容: BA, MA の学位取得から、On-line あるいは授業受講で Certificate の取得も可能。また一般市民も、Webinar で大学教授による専門講義の聴講が可能。
- 2018 年は寄附に対する理解を深めるための、寄附の原則、組織として寄附のマネジメント、効率的な集め方、寄附者との関係構築等の講義 17 コースを実施⁴⁷。

図表 4-d 教材の概要

Principles & Techniques of Fundraising Course Agenda ⁴⁸	短期講座コースガイド (4 日間の通学講座) 寄附募集活動の手法・ポイント (倫理的枠組み、活動サイクル、想定する寄附者、企業・財団の動向等)
Principles & Techniques of Fundraising Online Course Agenda ⁴⁹	オンライン講座コースガイド (8 週間) 寄附募集活動の手法・ポイント (慈善活動の動向、活動サイクル、支援基盤作り、キャンペーン、組織管理、法人・財団からの寄附等)
Executive Master's in Philanthropic Studies ⁵⁰	修士コース (通信教育、2014~2016 年) 非営利団体で 3~5 年の勤務経験を持つ者を対象とする 3 年間の修士コース。対象者は GRE 免除。

(1) - 2. Foundation Center

- プログラム内容: 慈善活動を行う上での基本的知識、世界的な活動分布・分析内容等を紹介。慈善事業のための資金調達、組織として持続方法、リーダーシップ、マネジメント等、個人のスキル向上、改善の為に、実績や経験またトピックごとに教訓等を紹介したり、トレーニングを開催したりしている。
- 様々な知識をウェブサイトで習得することができ、また各地でセミナーやトピックごとにオンラインラーニングを開催している⁵¹。また寄附や資金が必要な人が慈善団体を検索できるようなウェブサイトも設けられている⁵²。

⁴⁷ IUPUI The Fund Raising School 2018 Course Directory

⁴⁸ IUPUI The Fund Raising School

⁴⁹ IUPUI The Fund Raising School

⁵⁰ IUPUI The Fund Raising School

⁵¹ Foundation Center

> Foundation Center Training

> Improve Your Skills

> Training Calendar

⁵² Find Funding

(2) 寄附広報

寄附を受付けている団体による広報活動を以下に記す。

図表 4-e 寄附広報内容の例

シカゴ美術館 ⁵³	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附方法や寄附制度（メンバーシップ費用、美術品の寄附等）を紹介 ・ 寄附が美術館の運営やコレクションの維持管理・充実に貢献することを訴求
メトロポリタン美術館 ⁵⁴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美術館が寄附として受領できる物品（金銭、証券類、美術品、不動産等）及び寄附条件の紹介 ・ 寄附された後は、所有権は美術館に移り、作品等は展示、販売また他の慈善団体に寄附する旨の記載

国民が寄附のメリットを実感してもらう手法や工夫、取り組みとして、寄附金額等に応じた個別の対応を行っている事例がある。以下に Giving USA 財団及びシカゴ美術館の事例をあげる。

図表 4-f 団体による寄附者に対する個別対応の例

Giving USA 財団 ⁵⁵	<ul style="list-style-type: none"> ・ \$2,500 未満の寄附は、出版物やウェブサイトにて氏名を掲載 ・ \$2,500 以上の寄附は、氏名掲載に加え、金額に応じて活動報告書の無料提供や広告媒体・出版物の広告ページへの掲載、オンライン講座でのスポンサー表示等の特典を提供
シカゴ美術館 ⁵⁶	<ul style="list-style-type: none"> ・ メンバーシップ費用に応じた特典や付随サービス（追加入場者無料、メンバー限定の展示入場権、年間レポートへの名前掲載、美術館訪問時のコンシェルジュサービス等）を提供

⁵³ Art Institute Chicago

⁵⁴ The Met

⁵⁵ Giving USA Levels of Support & Benefits
Help fund the research that fuels philanthropy in the United States

⁵⁶ Art Institute Chicago

4-4.その他美術品の市場流通促進のための取り組み

4-4-1.金融機関の取り組み⁵⁷

金融機関のサービスは美術品を資産対象とする投資家、アートコレクター等に対して、購入・売却支援を行うことで、美術品マーケットそのものの活性化に貢献している。金融機関自体がオークション会社と美術品購入者の媒介を図り、売買を通して、支払を保障し、また手数料等を抑えることで、両者の売買意欲を高めている。

一方、金融機関は美術品を扱う団体・機関に対するサービスも手がけ、財務・運営面のアドバイスを実施することにより機関の資産を有効に管理し寄附金収入の増加をはかる役割を果たしている。

また、インターネットでの金融サービスを含めたテクノロジーの進化は美術品業界にも大きな影響を及ぼしている。イギリス保険大手の報告⁵⁸によると2016年のオンライン美術品取引額は\$37.5億とされ、前年より15%増加した。オンラインでの取引は費用が抑えられるため従来のオークション取引にも影響を与える。また仮想通貨も美術品投資や取引に今後大きな影響を与えるとの指摘もある。

(1) 美術品に係る動産担保

複数の金融機関で美術品を担保とする融資を取り扱っている。

(1) - 1. U.S. Trust (Bank of America Private Wealth Management)

美術品を担保とするローン・サービス (Art Lending) を提供している。担当者が資産内容を確認後、鑑定士による評価内容に基づいて貸付の可否及び額を決定する。貸付の条件は基本的に次の通り。

- ・ 世界的に著名、かつその価値が\$1,000万以上の美術品コレクション所有者が対象
- ・ 融資額は作品評価額の50%まで(\$3百万以上、限度なし)。担保となる美術品の評価を毎年実施。
- ・ 融資枠の更改可 (Renewable credit line)
- ・ LIBOR ベースの変動金利

同機関では美術品を用いたファイナンシャルプランのアドバイス、委託サービスによる売却サポート、芸術機関 (非営利団体) の投資・寄附・運営等に関するアドバイスを提供している。

⁵⁷ 以下を参照した。

・ U.S.Trust Art Planning/ Nonprofit Services/Consignment Services

・ Art & Finance report 2017 (アート市場調査機関と大手会計事務所による2017年アート市場レポート)

⁵⁸ Hiscox Online Art Trade Report 2017

図表 4-g 富裕層資産担当によるアート担保ローン説明書

WORTH KNOWING

YOUR ART COLLECTION AS LOAN COLLATERAL

Use the art you own to borrow the funds you need—all without a single work leaving your walls

By John Arena

Fine art is a powerful financial asset that may be considered as part of your overall wealth management strategy such as using your collection as collateral to gain liquidity for other financial opportunities.

ART AND LIQUIDITY

As a fine art collector, you no doubt have a very clear sense of what drew you to each piece in your collection. You may even be able to talk in depth on the personal history and creative influences of the artists whose works you own. Yet if you are like many collectors, you may only vaguely be aware that you can use art as collateral for a loan. By borrowing against your artwork, you may create liquidity to take advantage of a broad range of financial opportunities. You might think about:

- Acquiring additional artwork
- Financing business goals
- Taking advantage of other opportunities

As a client of U.S. Trust, you have access to a qualified team of credit specialists who can help you borrow against your art collection while you maintain possession of every piece.

Your collection

Deep aesthetic interest and passion may be your main motivations for buying fine art. Yet your collection may be valuable in financial as well as emotional terms. You are no doubt aware of how the individual pieces have changed in value over time. Indeed, if recent auctions of major artworks are anything to go by, we are in a period of increasing activity in art markets.*

ABOUT THE AUTHOR

John Arena is a Senior Credit Executive in U.S. Trust's Credit & Banking Group.

U.S. TRUST
Bank of America Private Wealth Management

ART LENDING AT U.S. TRUST

Art lending guidelines include:

- Appropriate for Art collectors with an internationally recognized collection valued at \$10 million or more.
- Loan amount: No minimum loan size. (53 million+ in size preferred)
- Loan types: Renewable lines of credit.
- Interest: Floating rate based on LIBOR.

ART COLLECTION AS LEGACY

It is important to determine what role art will play as part of your portfolio of assets while you are alive. But it is as critical to consider what you would like to happen to your collectibles when you are gone. Planning for that now can safeguard the legacy of collection in the future. U.S. Trust has special expertise and resources in this area, and we can help you who appreciate and collect art to navigate legal and estate planning issues so they can reap the benefits from their collections. Talk to your advisor or about our companion article, *Worth Knowing: Art Collection and Legacy Planning*.

3

(1) - 2. Citi Bank

世界的な、市場価値のある芸術作品（絵画、彫刻、ドローイング、写真）を保持している個人を対象にローンサービスを提供。19世紀以降の美術作品を取り扱う。

また、作品売買、資産マネジメント、慈善事業等のアドバイスも提供している。

(1) - 3. Borro

芸術品（絵画、彫刻、陶芸品。現代美術からアンティークまで）、宝飾品、車、高級時計、ワイン等を担保とするローンを取り扱う。取引や手続きはインターネットで行われる。

イギリスでも同様のサービスを提供する。

図表 4-h 融資サービス紹介パンフレット

borro Call 1-888-412-3054 | Visit Borro.com | Follow [in](#) [t](#)

FINANCIAL SOLUTIONS FOR OWNERS OF LUXURY ASSETS
Three options to manage collections

Loans on Luxury Assets
Funding secured by luxury assets

Advances on Sales
Funding secured prior to a future sale

Short-Term Acquisition Financing
Funding to complete luxury asset purchases

Assets Accepted
Fine art & antiques, luxury & classic cars, jewelry, luxury watches, fine wine and memorabilia

Loans of up to 70% of the asset's value	Up to 70% of the sale price advanced upfront	Up to 70% of the purchase price advanced upfront
Short and long-term options available	Asset remains with seller during sale	Asset being acquired serves as the collateral for the loan
Assets are valued by world-class appraisers and stored in highly secure facilities	Advance is repaid when asset is sold	Terms of 6-24 months
Loans of \$10k - \$10m	Loans of \$25k - \$10m	Loans of \$10k - \$10m
No credit or income checks	No credit or income checks	No credit or income checks

New York
767 Third Avenue
New York, NY 10017

Los Angeles
9701 Wilshire Blvd
Beverly Hills, CA 90212

London
53-64 Chancery Lane
London, WC2A 1QU

www.borro.com

© Borro 2017. Borro and its logo are registered trademarks of Borro Limited. Borro is licensed by the City of New York under the Combined Loan-Strawman Law, Article 9 of the New York General Business Law. License Number 1402143. 1916. California Inc. Borro is licensed as a collateral lender by the California Department of Justice. License No. 191012890.

(1) - 4. Athena Art Finance

芸術作品を担保として融資を行う金融業者（ただし投資ファンドではないことから、芸術品への投資は行わない）。

(2) 美術品に係る信託ソリューション

The Art Trust は金融機関でありながら、美術館運営を支援し、作品の信託を行っている。作品を販売した利益は芸術に関する慈善事業に寄附されている。

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
4.アメリカ

4-4-2.美術品に係るデータベースの整備と仕組み

美術品に係るデータベースの整備を行っている企業として、Artnet社がある。Artnet社はドイツに本社を置く世界的美術品取引情報提供企業（1990年設立）である。美術品取引情報データの提供やオンラインオークション等のサービスを手がける。主なサービス提供内容は次の通りである。

－artnet Price Database

国際的な美術品取引価格データベース。1985年以降のオークション記録が収録されている。掲載オークションハウス数は1,600超、同作家数は30万超。

－artnet Market Alerts

作家・作品の売買情報アラートサービス。

－artnet Gallery Network

ギャラリー紹介サイト（掲載ギャラリー数約1,600、掲載作品数17万超）。各ギャラリーの展覧会情報、ビジュアルを含む作品情報（約17万）等を掲載。作品購入希望者は同サイトを通じ直接ギャラリーにコンタクトできる。

－artnet Auction House Partnerships

オークションハウス紹介サイト。登録オークションハウスは、自社URLへの誘導やartnetからのページビュー・レポート受領等のサービスを受けることができる。

－artnet Auctions

オンラインオークション・プラットフォーム。既存オークションより低コストでの取引をセールスポイントとする（買い手手数料（Buyer's premium）は20%）。個人同士の作品売買も可能である。

－artnet Analytics Reports

作品・作家情報のカスタマイズ・レポート提供サービス。

－artnet News

美術関連のニュース配信サービス。アート市場動向、展覧会・アートフェア・オークション情報、各種関連情報記事等を掲載。

5.イギリス

5-1.行政機関による文化行政方針

イギリスは中央政府のあるイングランドの他、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドという四つの地域からなる連合王国である。イングランドにはイングランドのみを管轄する地方政府はないが、その他の三つの地域には自治政府が設置されており、各自治政府には相当の権限が移譲されている⁵⁹。文化行政も移譲された権限のひとつに当たるため、所管官庁は地域によって異なっている。

中央政府において文化行政を担うのは、デジタル・文化・メディア・スポーツ省 (Department for Digital, Culture, Media and Sport : DCMS)⁶⁰である。DCMSの所掌業務には以下のようなものが含まれる。このうち文化以外にスポーツや観光が各自治政府の所管となっており、放送や通信以外の分野については、DCMSの管轄地域はイングランドに限られるものがほとんどである。

図表 5-a DCMSの所掌業務⁶¹

- ・芸術および文化
- ・放送
- ・クリエイティブ産業
- ・文化財、文化遺産および歴史的環境保護
- ・賭博、競馬およびドッグレース
- ・図書館
- ・メディア所有および合併
- ・博物館および美術館
- ・国営宝くじ
- ・スポーツ
- ・テレコミュニケーションおよびインターネット
- ・観光

文化以外の行政や制度に関しても所管や適用区域は一律ではないものの、本調査では中央政府の所在地であり、イギリス経済の中心地でもあるイングランドについて取り上げる。

イギリスの文化行政は、「アームズ・レングスの原則 (Arm's length principle)」を特徴としている⁶²。「アームズ・レングスの原則」は、一般的には当事者間の独立性を保つために一定の距離 (アームズ・レングス=腕の長さ) が保たれている状態を広く表す言葉だが、イギリスの文化行政においては、芸術や芸術機関に対して公的資金からの助成はしても、芸術の独立性はできるだけ確保するという理念を表す言葉として用いられている⁶³。政治の介入を避

⁵⁹ イギリスの地方行政の詳細はこちらを参照されたい。一般財団法人自治体国際化協会「英国の地方自治」2016年

⁶⁰ 2017年7月に文化・メディア・スポーツ省 (Department for Culture, Media and Sport) より名称変更。

⁶¹ 政府ウェブサイト

⁶² 下院文化・メディア・スポーツ特別委員会「芸術および歴史的遺産に対する財政的支援」2011年3月28日 (House of Commons Culture, Media and Sports Committee : Funding of Arts and Heritage)

⁶³ アーツ・プロフェッショナル「アート政策スペシャルキーケインズの理想は受け継がれているだろう

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
5.イギリス

け、自由な創作活動を保証することが目的である⁶⁴。この理念に基づき、文化行政にかかわる多くの業務は DCMS の関連機関によって行われており⁶⁵、DCMS の予算の 90%以上はこれらの機関に配分されている⁶⁶。DCMS の業務を行う関連機関・団体には美術館・博物館（大英博物館、ナショナル・ギャラリー、テート・ギャラリー等）、大英図書館、アーツ・カウンシル・イングランド、英国政府観光庁、英国映画協会、BBC、賭博規制委員会等がある⁶⁷。

省には属さず、省からは一定の距離を置いて公的なサービスを提供する機関は、イギリスでは全般的に「アームズ・レングス・ボディ（Arm's length body : ALB）」と呼ばれている⁶⁸。文化行政を担う DCMS の関連機関も ALB である⁶⁹。通常は、この ALB と呼ばれる機関は“政府外公共機関（Non-departmental public body : NDPB）、非大臣省、公的企業、執行機関”を指すと定義されるが⁷⁰、DCMS の予算に組み込まれている機関とそれ以外の機関では DCMS との関係性に違いがあり、また、予算に組み込まれていない機関の DCMS との関わり方は機関ごとに異なることから、ここでは、DCMS の予算に組み込まれている ALB に限定して記述する⁷¹。

か？」2007年7月30日（Arts Professional : Arts Policy Special – Is Keynes's dream still alive?）アーツ・プロフェッショナルはアートの専門家向けウェブサイト。

⁶⁴ 下院文化・メディア・スポーツ特別委員会「芸術および歴史的遺産に対する財政的支援」2011年3月28日（House of Commons Culture, Media and Sports Committee : Funding of Arts and Heritage）

⁶⁵ 会計監査院「デジタル・文化・メディア・スポーツ省概要」2017年10月（National Audit Office : A Short Guide to Department for Digital, Culture, Media and Sport）

⁶⁶ DCMS「2016年度年次報告書」（DCMS : Annual Report and Accounts）

⁶⁷ DCMS「責任者による省内システムステートメント」2017年7月（DCMS : Accounting Officer System Statement）

本文に挙げた機関は DCMS の予算に組み込まれている関連機関の一部である。この他、DCMS の予算に組み込まれていないが関連機関として位置づけられているものとして、非大臣部門（国立公文書館、チャリティ委員会。大臣が所管しない部門で、上位にある省の大臣を通じて議会に対し説明責任を負う）、公的企業（公共テレビ局（チャンネル4）、歴史的宮廷群、王立公園）等がある。

⁶⁸ 下院行政特別委員会「説明責任があるのは誰？政府とアームズ・レングス・ボディの関係」2014年11月10日（House of Commons Public Administration Select Committee : Who's accountable? Relationships between Government and arm's-length bodies）

政治運営研究所「廃止を決定する前に」2010年7月（Institute for Government : Read Before Burning）
政治運営研究所はイギリスのシンクタンク。

⁶⁹ 会計監査院「デジタル・文化・メディア・スポーツ省概要」2017年10月（National Audit Office : A Short Guide to Department for Digital, Culture, Media and Sport）

⁷⁰ 下院行政特別委員会「説明責任があるのは誰？政府とアームズ・レングス・ボディの関係」2014年11月10日（House of Commons Public Administration Select Committee : Who's accountable? Relationships between Government and arm's-length bodies）

政治運営研究所「廃止を決定する前に」2010年7月（Institute for Government : Read Before Burning）

政府外公共機関（Non-departmental public body : NDPB）は省には属さず、主務大臣からは一定の距離を置いて大臣等の策定した方針・枠組みに沿って業務を行う。本文で「DCMS の業務を行う関連機関・団体」として挙げた機関はこの NDPB（執行型 NDPB）である。

非大臣省（Non-ministerial department）は大臣が所管しない省庁で、当該省庁の上位政府機関を通して議会に説明責任を負い、財源は議会からの助成金。

執行機関（Executive Agency）も省には属さない政府機関のひとつ。

⁷¹ 予算に組み込まれている ALB のなかにも、BBC のように DCMS とのかかわり方が異なる機関もあるが、美術品に関連する ALB はそうした例外には含まれない。

DCMS と ALB の関係⁷²

ALB は省から一定の距離を置く独立した組織ではあるが、公的資金を主な財源として、所管する省が策定する戦略的方針を実現する役割を担う機関でもあり、所管する省には、ALB の業務内容や、配分した公的資金が適切に使われているかを監視する義務がある。

ALB の運営は、DCMS と各 ALB が交渉したうえで、ALB ごとに個別に作成される「組織運営に関する合意書 (Management Agreement)」に沿って行われる。合意書には、DCMS が ALB に求める優先事項や達成すべき業績指標、ガバナンスフレームワーク、助成金に対する費目ごとの上限支出額等が示されており、内容は毎年見直される。

各 ALB は独自の管理機構 (チーフ・エグゼクティブ及び役員会) を備えるが、これを任命するのは DCMS である。また DCMS 内には各 ALB の担当チームが設けられ、日常業務における ALB とのコミュニケーションや監視業務⁷³を行っている。また、DCMS の財務チームによる財務チェックが行われたり、各種ミーティング (大臣と事務次官も同席する、ALB の議長とチーフ・エグゼクティブの6か月ごとのミーティング、DCMS 財務局長と ALB 側財務局長の年数回のミーティング) が持たれたりしているほか、DCMS の監査・リスク委員会の議長の発案による、ALB の監査・リスク委員会の議長が一堂に会することのできるフォーラムも設置されている。

アーツ・カウンシル・イングランド

DCMS の ALB の中でも重要な位置を占めているのが芸術の振興機関であるアーツ・カウンシル・イングランド (Arts Council England) である⁷⁴。芸術にかかわる重要な作品やコレクションを公有化し、保存し、国民と共有して国の長期的な利益につなげることも同機関が負う法的な義務のひとつであり、美術品の公有化を促すための措置として、税制優遇措置の対象になる美術品の査定を請け負う⁷⁵。また博物館・美術館の認証評価等も担っている⁷⁶。

しかしアーツ・カウンシル・イングランドの最も重要な業務は芸術機関や文化事業に対する助成である。アーツ・カウンシル・イングランドを通して支給される公的な助成金は、イングランドの芸術活動を支える大きな柱となっている⁷⁷。

⁷² この項、特に脚注のないものはすべて：DCMS 「責任者による省内システムステートメント」2017年7月 (DCMS : Accounting Officer System Statement)

⁷³ 監視業務では財務・法務・運営・組織・評判という観点からリスクの度合いを審査し、必要に応じて DCMS が支援を行うというアプローチ法を取る。DCMS は年に4回この方法で審査を行っている。

⁷⁴ アーツ・カウンシル・イングランド

・もともとはブリテン島全体を管轄する「アーツ・カウンシル」というひとつの組織だったが、1994年にイングランド・スコットランド・ウェールズに分割された。その後、北アイルランドにも同様の組織が設立されている。

下院文化・メディア・スポーツ特別委員会「芸術および歴史的遺産に対する財政的支援」2011年3月28日 (House of Commons Culture, Media and Sports Committee : Funding of Arts and Heritage)

アーツ・カウンシル・北アイルランドウェブサイト

・アーツ・カウンシル・イングランドの組織構成については下記の P62-65 を参照。

アーツ・カウンシル・イングランド「2016年度年次報告書」(Arts Council England : Annual Report and Accounts)

⁷⁵ アーツ・カウンシル・イングランド「あらゆる人に素晴らしい芸術を」2013年 (Arts Council England : Great Art and Culture for Everyone) アーツ・カウンシルの法的義務は設立の根拠法である勅許参照。

⁷⁶ アーツ・カウンシル・イングランド「2016年度年次報告書」

⁷⁷ アーツ・カウンシル・イングランド「あらゆる人に素晴らしい芸術を」2013年 (Arts Council England :

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
5.イギリス

主な助成制度は以下のとおりである。

・ナショナル・ポートフォリオ助成制度 (National Portfolio Funding)

芸術機関や文化施設を対象にした助成制度。助成期間は4年間で、4年おきに公募で助成対象機関が選ばれる⁷⁸。これまでは美術館や博物館を対象にした助成制度 (Major Partner Museums Grants) も別に設けられていたが、今回の募集 (助成期間2018年4月～2022年3月) からは、この制度はナショナル・ポートフォリオ助成制度に統合されることになり、美術館や博物館も同制度の対象に含まれている⁷⁹。2018年4月からの助成対象には、831機関が選ばれている。

各地域事務所 (エリア・カウンシル) のリレーションシップ・マネージャーの査定と、役員会 (エクゼクティブ・ボード) および地域事務所シニア・マネージメント・チーム、ディレクターの推薦に基づき、アーツ・カウンシル・イングランドの全体的な管理権限を持つナショナル・カウンシルとエリア・カウンシルが助成対象機関の選定を行う⁸⁰。

・文化事業を対象とした助成制度

個人や芸術機関、博物館・美術館・図書館の文化事業に対する助成制度。助成対象は公募で選ばれるが、締め切りは設けられておらず、制度の継続期間中、いつでも応募することができる⁸¹。助成の可否は各地域事務所によって判断される⁸²。これまでは「Grants for the Arts」という名称で行われていたが、2018年3月からは「Project Grants」という制度に変更される予定で、予算の増額や、以前よりもデジタルメディアに力を入れることが発表されている⁸³。

・戦略的助成制度 (Strategic Funds)

アーツ・カウンシル・イングランドが掲げる「あらゆる人に素晴らしい芸術を (Great Art and Culture for Everyone)」という戦略的目標を実現するために⁸⁴、芸術の振興が必要な地域でのプロジェクトや⁸⁵、ナショナル・ポートフォリオ助成や文化事業の助成制度では対象にならないプロジェクトを支援するための助成制度⁸⁶。公募型で、アーツ・カウンシル・イングランドによって助成の可否が判断される。2018年4月からは「Development Funds」とい

Great Art and Culture for Everyone)

⁷⁸ アーツ・カウンシル・イングランド「ナショナル・ポートフォリオ助成プログラム2015/16-2017/18応募ガイド」(Arts Council England : National Portfolio Funding Programme 2015/16-2017/18 Guidance for Applicants)

⁷⁹ 博物館協会ウェブサイト

⁸⁰ アーツ・カウンシル・イングランド ウェブサイト

⁸¹ アーツ・カウンシル・イングランド ウェブサイト

⁸² アーツ・カウンシル・イングランド「Grants for the Arts 承認プロセス」2016年8月 (Arts Council England : Appraisal Process for Grants for the Arts)

⁸³ アーツ・カウンシル・イングランド ウェブサイト

Important information: Grants for the Arts is changing...

⁸⁴ アーツ・カウンシル・イングランド「Creative People and Places (戦略的助成制度のひとつ) 応募者用ガイド」(Arts Council England : Creative People and Places Guidance for Applicants)

⁸⁵ アーツ・カウンシル・イングランド「Creative People and Places (戦略的助成制度のひとつ) 応募者用ガイド」(Arts Council England : Creative People and Places Guidance for Applicants)

⁸⁶ アーツ・カウンシル・イングランド「あらゆる人に素晴らしい芸術を」2013年 (Arts Council England : Great Art and Culture for Everyone)

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
5.イギリス

う制度に変更される予定だが、詳細はまだ発表されていない⁸⁷。

5-2.美術品に係る租税制度等

5-2-1.租税制度

5-2-1-1.寄附税制の制度体系

寄附税制の対象となるチャリティ団体の法的な要件は、チャリティ法の定義⁸⁸を満たしていることである。公共の利益となる慈善目的⁸⁹の活動以外の目的を有してはならず、機関の慈善目的は、団体の登録に係る法的書類の中で、目的条項に記載するものとされる。その上で、税の優遇を受けるためには⁹⁰次のことが必要とされている。

- ・イギリス、EU、アイスランド、リヒテンシュタインまたはノルウェイに所在地がある。
- ・前述の慈善目的だけのために設立されている。
- ・チャリティ委員会またはこれに代わる管轄規制当局に登録されている。
- ・適格性基準に適った適格者が運営している。具体的には、税の減免措置による資金を、慈善目的に使用できる者として宣言書を提出する。
- ・英国歳入関税庁（Her Majesty's Revenue & Customs、以下「HMRC」）の承認を得ている
これが寄附に係る優遇税制の対象となるチャリティ団体である。

寄附にかかる税優遇制度の内容として、チャリティ団体向けに寄附をする者に対しては、以下の税優遇措置が適用される。寄附金が税の優遇対象となるためには、チャリティ団体において、寄附金が前記の慈善目的事業に使用されていなければならない。

（1）個人による寄附

個人だけでなく、個人事業者（sole trader）⁹¹及びパートナーシップ（partnership）⁹²による事業者も対象であり、寄附金額を課税所得から控除できる⁹³優遇措置がある。

以下のようないくつかの形式で寄附による優遇措置が可能となる。

ペイロールギビング（Payroll Giving）⁹⁴

給与の一部を特定のチャリティ団体に寄附するとき、寄附金額は税引き前（ただし国民保

⁸⁷ アーツ・カウンシル・イングランドウェブサイト

⁸⁸ 「法が定めるチャリティ団体とは」慈善目的のみのために設立され、（イングランドとウェールズの）高等法院のチャリティ法に基づく管轄下におかれる機関とされている。

2011年チャリティ法第1条

⁸⁹ 貧困緩和、教育、宗教、保健、救命、市民権・コミュニティ、芸術・文化、アマチュアスポーツ、人権保護、宗教または人種間の調和、環境保護、動物愛護及び軍隊、警察、消防または救急サービス向上等が挙げられている。

⁹⁰ 政府ウェブサイト

⁹¹ 政府ウェブサイト

⁹² 政府ウェブサイト

⁹³ 政府ウェブサイト

⁹⁴ 従業員が£1を寄附するにあたり支払う額と、£1との差額が優遇額となる。当該差額は個人所得の税率により異なる（Basic rate（20%、課税所得£11,501～£45,000）の場合80ペンス；Higher rate（40%、同£45,001～£150,000）の場合60ペンス、Additional rate（45%、同150,000超）適用の場合55ペンス）。

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
5.イギリス

除料の差し引き後)の給与から天引きされて、チャリティ団体に支払われる。

天引きされた寄附金額は、勤務先から、認可された代理業者へ支払われ、この業者から、指定のチャリティ団体へ送金される形となる。雇用者がこの代理業者を通じてこのスキームを採用することで可能となる。代理業者が手数料を請求した場合、これを各寄附金額から差し引かず、雇用者が負担した場合、この金額を会社の税引き前利益から差し引くことができる。

ギフト・エイド (Gift Aid) ⁹⁵

実質的には寄附された金額の税額分がチャリティ団体へ還付の形で支払われるものだが、政府サイトでは「個人がチャリティ団体へ寄附した場合の税優遇措置」としても扱われている。チャリティ団体及び地域アマチュアスポーツクラブ (CASC) への寄附が対象となる。

(2) 法人による寄附

法人は、寄附によって法人税の減免が受けられる。年度の利益を限度に所得控除できるが、繰越不可である⁹⁶。

従業員に一時的にチャリティ団体 (CASC は対象外) へ勤務させたり、ボランティアで参加させたりした場合、賃金及び経費は従業員に支払い、その費用を課税対象利益から控除できる。

(3) 寄附税制の優遇措置を受ける対象物・対象先

(3) - 1. 寄附の対象物

寄附に係る税優遇制度の内容によって様々であるが、金銭だけでなく、株式、証券、不動産、動産等も認められている。

(3) - 2. 寄附の対象先

5-2-1-1.項に示したチャリティ団体が対象となる。

チャリティ委員会によると、2017年末のチャリティ団体数(イングランドとウェールズ)は18万3,945であった⁹⁷。

5-2-1-1-1.美術品に係る寄附税制⁹⁸

(1) 美術品に係る寄附税制の基本的な考え方

デジタル・文化・メディア・スポーツ省が支援する文化団体への美術品寄附額(2016-2017年度)は約£4,400万で、うちテート・ギャラリーへの寄附が最も多く£2,000万超であった。重要な美術品を寄附した場合、文化財贈与制度 (Cultural Gifts Scheme、以下「CGS」) 制度に基づき税優遇措置を受けることができる。同制度は2013年に導入されたもので、優

⁹⁵ 政府ウェブサイト

⁹⁶ 政府ウェブサイト

⁹⁷ チャリティ委員会 Charities in England and Wales - 31 December 2017

⁹⁸ ・政府ウェブサイト Charitable Giving Indicators 2016/17

・Arts Council England Cultural Gifts Scheme

・ArtFund (イギリスの芸術文化振興基金) Donating a work of art

平成 29 年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
5.イギリス

れた美術品を寄附した場合、その価額の 30%が所得税・キャピタルゲイン税から控除できる。

後述する AiL と呼ばれる物納制度もあり、AiL、CGS 両制度による年間税額控除枠は £4,000 万で申請は先着順となっている。

文化財贈与制度（CGS）⁹⁹による税優遇措置

優れた文化財を公益に供し、税制優遇を適用することで、文化財の流出を防ぎ、文化的施設への寄附を促す制度である。Finance Act 2012¹⁰⁰の規定に基づき寄附品の価額に対して一定の比率の減税が可能となる。

寄附の対象となるのは、美術品、文化遺産、歴史的価値のある原稿や文書で、審査パネルに受け入れを認められた文化財である。

優遇対象となる税は、以下のとおりである。寄附者は対象文化財に関して権原を有していなければならない、所有権を共有している場合は対象外である。

・個人の場合

合意された価額の 30%が寄附者の所得税及びキャピタルゲイン税から控除対象となる。アーツ・カウンシル・イングランドに当該贈与が登録された年から開始して 5 年間に分割して計上することができる。

・法人の場合

合意された価額の 20%が寄附者の法人税控除対象で、アーツ・カウンシル・イングランドに供与が登録された年の会計年度に限り、これを計上できる。

これらの制度により、個人の所有者は、自身の所有する重要な文化財を適切な機関で保管し、一般の人が鑑賞するなどして享受できる環境に置くことができる上、所有者自身は減税措置も受けられるという考え方である。寄附先では、一年に最低 100 日は当該文化財を一般公開しなければならない、さらに管掌する大臣の許可なく転売することはできない。

(2) 寄附税制の優遇措置を受ける対象物・対象先

(2) - 1. 寄附の対象物

控除の対象となるのは CGS 制度、AiL 制度における審査パネル (Acceptance in Lieu Panel) が「傑出した財産」(pre-eminent property) と判断した物品である。

申請者は、申請の際に、自身に法的な権原があること、該当品の詳細、写真、「傑出した財産」である根拠等の情報も提出する。歴史的、芸術的、科学的または地域的に重要性の高い、個別の品、集合物またはナショナルトラスト所有物として公共に所有される建物に関連した物品とされ、具体的には絵画、写真、書籍等に加え、重要な建造物と一体であるとみなされる物品、コレクション一式や存命中の作家の作品も対象となりうる¹⁰¹。

⁹⁹ DCNS CGS—税優遇のための文化財贈与制度に関するガイド

¹⁰⁰ 2012 年財政法附則 14 (Finance Act 2012, schedule 14 Part 2)

¹⁰¹ ・アーツ・カウンシル・イングランド CFS 制度案内資料 ”Cultural Gifts Scheme”

平成 29 年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
5.イギリス

「美術品 (work of art)」は、上述の VAT Notice 718 の 20.1 “Works of art”¹⁰²として定義がある。絵画、図画、コラージュ、飾り額、エンブレミング、彫刻、個人が制作した署名のある陶磁器、タペストリー等ハンギング、七宝焼、写真等で、さらに詳細に規定があるが、いずれも工業製品でなく人の手によるものとされている。CGS 及び AiL 制度の対象となる文化財は美術品のみではないが、該当する美術品は、上の定義のものの中で傑出した財産と判断されるもののみである。

2016-2017 の年次報告書¹⁰³には、傑出した財産に当たる基準として以下の 4 点が言及されている。

1. イギリスの歴史及び国民生活に特別に密接な関連性があるか。
2. 芸術的な、または美術史上において価値があるか。
3. 特定の形式の芸術、学問または歴史の研究上、特別な重要性があるか。
4. 特定の歴史上の事象に特に密接な関連性があるか。

(2) - 2. 寄附の対象先

寄附の対象先として、CGS 制度、AiL 制度を利用する場合は美術館、ギャラリー、図書館等に寄附が行われる。寄附者が寄附先を指定することもできるが、場合によっては相談の上、最終的には AiL 審査パネルが妥当と判断した施設（一般公開が保証されている施設）へ寄贈される。

(3) 美術品の価格算定基準¹⁰⁴

美術品の寄附申請の受付は DCMS 省 (CGS 制度の場合)、税務当局 (AiL 制度の場合) が行い、申請受理の可否や受理の場合の算定価格を、申請を受領した時点において、公開市場で売買された際の価格を基準として評価し、申請者との合意の上で決定する。

5-2-1-2. 相続税の制度体系¹⁰⁵¹⁰⁶

スコットランドでは制度が異なるため¹⁰⁷、以下、イングランド及びウェールズについて記述する。

(1) 相続財産の定義

銀行預金、年金及び土地・財産等の所有物ならびに受取保険金、死亡給付金等を含めた資産に 7 年前までに贈与した年間 £ 3,000 以上の金銭等課税対象の資産が対象となる。

・ 2012 年財政法 (Finance Act 2012) 附則 14 part 1 において、税優遇の対象とされている。

・ アートファンド案内資料 “Guide to giving art” P13 How the scheme works

¹⁰² 政府ウェブサイト

¹⁰³ Cultural Gifts Scheme & Acceptance in Lieu 報告書 2016-2017

¹⁰⁴ Arts Council England > Cultural Gifts Scheme

¹⁰⁵ 政府ウェブサイト Inheritance Tax

¹⁰⁶ 政府ウェブサイト 相続税資料

関連資料：経済産業省 平成 28 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業 (対内直接投資促進体制整備等調査「諸外国における相続税等調査」) 平成 29 年 2 月

¹⁰⁷ 参考 “EXPATICA” 海外勤務者向け各国情報サイト

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
5.イギリス

(2) 配偶者に対する相続税額の税額軽減措置¹⁰⁸

全財産の継承者がイギリスに永住する配偶者、またはシビルパートナー¹⁰⁹の場合、相続税は全額控除である。

(3) 相続財産に係る基礎控除

死亡した人の財産（土地・建物、金銭及び所有物）¹¹⁰の価額が、£325,000（子・孫に家を譲渡するときは、£425,000）未満である場合、相続税の課税対象外である。

(4) 相続税率¹¹¹

相続税率は一律40%である。ただし、財産の正味価額（net value¹¹²）の1割以上がチャリティ団体に贈られれば、税率も36%に減免される。

相続税の算定方法は、まず相続財産総額の価額を時価で算定する。相続財産総額とは、銀行預金、年金及び土地・財産等の所有物ならびに受取保険金、死亡給付金等を含めた資産に7年前までに贈与した年間£3,000以上の金銭等課税対象の資産を加えたもののことを示す。

相続財産総額から住宅ローン、クレジット、銀行口座の借入額、未払い請求書等の負債額を差引いた額が実際の課税対象金額となる。

死亡前7年間以内の贈与は相続税の対象となり、下図表の税率が適用される¹¹³。ただし基礎控除額以上の価額が対象である。

図表 5-b 死亡前7年間以内の贈与に関する相続税の税率

贈与と死亡の間の期間	税率
3年未満	40%
3～4年	32%
4～5年	24%
5～6年	16%
6～7年	8%
7年以上	0%

5-2-1-2-1. 美術品に係る相続税制

物納制度として、芸術品による税の代替納税制度（Acceptance in Lieu Scheme、以下「AiL」）¹¹⁴があり、文化的及び歴史的的重要性のある物品を相続税、資本移譲税または資産税の一部ま

¹⁰⁸ 政府ウェブサイト

¹⁰⁹ シビルパートナーシップ法に基づき、同性のパートナーも夫婦と同等の権利が認められている。

¹¹⁰ 相続財産の価値計算

¹¹¹ 政府ウェブサイト

¹¹² 政府ウェブサイト 検認と財産の評価

¹¹³ 政府ウェブサイト

¹¹⁴ アーツ・カウンシル・イングランド Acceptance in Lieu

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
5.イギリス

たは全部として提供することが許可されている。これは、重要な芸術作品を公共物として取得する方法として、現在最も重要な手段となっている。

相続税に関する土地・財産の受領については、大臣の認可が必要なため DCMS 省及び HMRC も携わるが、省の政策の下、AiL の運営及び通常の手続きは、アーツ・カウンシル・イングランドが担っている。AiL の審査パネル (Acceptance in Lieu Panel) は各種博物館・美術館のキュレーターや業界のディーラー等専門家、並びに関連する法律家等から構成されている¹¹⁵。議長については DCMS 省へ諮問の上、アーツ・カウンシル・イングランドが任命する。

5-2-1-3.その他美術品に係る租税の制度

国家遺産である文化財の保護・保全のため、条件付きの免税制度¹¹⁶ (Conditional Exemption Tax Incentive Scheme) がある。所有者の死や贈与の際、資産の価額に対する相続税またはキャピタルゲイン税が免除される。対象となる資産は以下の通りである。

- ・ 歴史的に貴重な土地、建物及び公園並びにこれらに関連するか、その他の歴史的建造物に関連した美術品、家具、彫刻
- ・ 建築学的に非常に価値のある建造物
- ・ 傑出したとみなされた油絵、肖像画、図画、水彩画、家具、彫刻、図書、原稿及び陶磁器等

優遇対象となる条件は、譲渡を受けた所有者が、以下の条件を遵守することである。

- ・ 補修管理をすること
- ・ 美術館やギャラリーへ貸し出す等の手段により、一般公開を許可すること
- ・ イギリス国外へ移さないこと

譲渡先は、前述の相続税法附則3に規定された美術館等に限らないとされる¹¹⁷。また、上記の取決めを遵守しないときは課税対象となり、また当該資産を売却したときも同様に課税される。

5-2-2.美術品の課税価格算定の仕組み・体制¹¹⁸

5-2-2-1.価格算定機関¹¹⁹

寄附申請の受付は DCMS 省 (CGS 制度の場合)、税務当局 (AiL 制度の場合) が行う。両

¹¹⁵ 審査パネルメンバーのリスト (2017/1)

¹¹⁶ 国家遺産を対象とする優遇税制

HMRC “Capital taxation and the national heritage”

アートファンド 同上資料

¹¹⁷ 上記 HMRC “Capital taxation and the national heritage” 10.3

¹¹⁸ ・アーツ・カウンシル・イングランド CFS 制度案内資料 “Cultural Gifts Scheme”

・アートファンド案内資料 “Guide to giving art” P13 How the scheme works

¹¹⁹ ・Arts Council England > Cultural Gifts Scheme

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
5.イギリス

者とも、審査パネル（AiL Panel）を開催し、申請受理の可否や受理の場合の算定価格を、市場価格を基準として評価し、DCMS 省へ推薦する。DCMS 省は審査結果をもとに申請受理の可否及び受理の場合の価額について決定を下す。

審査パネルのメンバーは、キュレーター、アートディーラー、芸術・美術史の様々な分野にわたる有識者から構成されている¹²⁰。

申請者は、申請手続きの一環として独自の評価額も提出する。

図表 5-c AiL の審査パネルのメンバー

Edward Harley	Chairman of AiL Panel. Senior Adviser, Cazenove Capital Management. Past President of the Historic Houses Association. Member of Tate Britain Council. Chairman, Mappa Mundi Trust. President of the Friends of Herefordshire Archives.
Dr. Brian Allen	Chairman, Hazlitt, Gooden & Fox. Specialist in British portraiture and a Trustee of the National Portrait Gallery. Formerly Director of The Paul Mellon Centre for Studies in British Art and previously Professor of Art History at Yale University.
Michael Clarke	Honorary Professor, Edinburgh College of Art, University of Edinburgh. Formerly Director of the Scottish National Gallery. Author of books and exhibition catalogues on paintings and drawings.
Lucinda Compton	Conservator, specialising in decorative surfaces. Curator of Newby Hall and Gardens, Yorkshire.
Jonathan Harris	Formerly Director Harris Lindsay Works of Art. Specialist in Continental and English Furniture. Member of the London Diocesan Advisory Committee for the Care of Churches.
Pilar Ordovas	Owner, Ordovas Gallery. Formerly Director at Gagosian Gallery and previously International Director and Deputy Chairman, Post-War and Contemporary Art, Europe, at Christie's.
Sir Nicholas Penny	Formerly Director of the National Gallery. He has recently been appointed Professor of Art History at the National Academy of Fine Art in Hangzhou. Worked as a curator in the National Gallery of Art, Washington and the Ashmolean Museum, Oxford. Author of books on and catalogues of sculpture as well as paintings.
James Stourton	Formerly Chairman of Sotheby's UK. Senior Fellow of Institute of Historical Research. Author: The British as Art Collectors: From the Tudors to the Present (2012).
Robert Upstone	Managing Director, Robert Upstone Ltd, formerly Director, Modern British Art, the Fine Art Society. Formerly Curator of Modern British Art at Tate Britain.
Jeremy Warren	Specialist in sculpture and works of art, formerly Collections and Academic Director at the Wallace Collection. Honorary Curator of Sculpture, Ashmolean Museum, Oxford, and Sculpture Research Curator for the National Trust.
Joan Winterkorn	Archives and manuscripts consultant. Formerly a Director of Bernard Quaritch Ltd.
Dr Barnaby Wright	Deputy Head of The Courtauld Gallery and Daniel Katz Curator of 20 th -century art at The Courtauld Gallery, London.

5-2-2-2. 価格算定方法

(1) 算定基準

AiL 審査パネルが、申請者による申請内容から、受託する要件を満たしているか妥当性を審査する。申請者の法的な権限の有無、傑出した財産または歴史的建造物の関連品かといった妥当性と共に、該当品の写真、及び申請者側の評価額の申請内容を審査し、価額については独自の専門性をもって、必要に応じて別の専門家の評価も元に判断を行い、公正な市場価

・ ArtFund（イギリスの芸術文化振興基金）> Donating a work of art

¹²⁰ AiL 審査パネルメンバーのリスト（2017年1月）

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
5.イギリス

格について申請者と合意価格を決定する¹²¹。

価格算定については、申告者が審査パネルに対し評価額を提示できること、当該パネルのメンバー構成が学芸員・研究者だけではなく、美術品売買に携わるアート・ディーラーといった実務家も含んでいることにより、適正で合意可能な価額の算定が図られている。

(2) 算定手順

5-2-2-1.項に記載の通りである。

5-2-2-3.価格算定に不服であった場合の対応方法

CGS 制度、AiL 制度の利用申請が認められた場合、申請者は評価額や税控除スケジュール等が記載された申請受理文書 (letter of acceptance) を受領する。同文書を受領した申請者は30日以内に記載内容を了承しなければならない。

5-2-2-4.評価者の育成・研修

課税価格の評価を行う外部機関を設定していないため、評価者の育成・研修方法については、確認できなかった。

5-2-3.美術品の課税に係る税務執行体制

5-2-3-1.税務職員の教育方法

相続税の物納分や「Cultural Gift Scheme」制度を利用して納められた美術品の査定は、アーツ・カウンシル・イングランドの物納審査パネルの専門家に一任している。

5-2-3-2.税務職員の外部専門家との情報連携

美術品が相続税の物納分や「Cultural Gift Scheme」制度を利用して納められる際のアーツ・カウンシル・イングランドとの規定の関わりでの、美術の専門家や関係機関との交流が中心である¹²²。

5-2-4.美術品等を活用した課税逃れの事例や防止策

国際的な報道団体が美術品の国外流出及び税回避を招く例として指摘するのは、富裕層による高額美術品の売買行為である。これはタックスヘイブン拠点のサービス提供会社が美術品やその他高額資産を用いた節税対策に関与するというものである。イギリスには富裕税がなく、資産については海外所有資産 (Offshore assets) も課税されるが、国外移住することで課税回避ができる¹²³。

¹²¹ アーツ・カウンシル・イングランド “Cultural Gifts Scheme”

アートファンド 案内資料”Guide to giving art” How the scheme works

¹²² 英国歳入関税庁の情報公開チームが専門機関との交流例として挙げたのは、相続税の物納分として、または「Cultural Gift Scheme」制度を利用しての美術品寄贈に係るアーツ・カウンシル・イングランドとの関わりのみであった。

¹²³ 英国歳入関税庁 Ten things about offshore assets and income

・国際調査報道ジャーナリスト連合 (International Consortium of Investigative Journalists : ICIJ) Mega-Rich Use Tax Havens to Buy and Sell Masterpieces

5-2-4-1.美術品等の寄附における課税逃れの事例

美術品の寄附による優遇税制措置は、貴重な美術品や文化財の海外流出を防ぐとともにタックスヘイブンを用いての適正課税回避を防ぐ施策ともなっている。美術館やアーツ・カウンシル・イングランド、アートファンドいずれのウェブサイトや案内を見ても、コレクションとしての寄附の募集に加え、それにより税の減免があることやその手続について説明が施されること等が広報されている。また美術品の評価額については、申告者による独自の評価額提示が行われることや AiL 審査パネルの構成メンバーに実務家を含むことで、適正で合意可能な額の算定が図られている。

さらに AiL および CGS の両制度は合わせて毎年£4,000 万の枠内で先着順に充当されている。AiL 審査パネルは、この予算の枠内で DCMS 省へ推薦する文化財を充当しなければならず、対象となるそれぞれの文化財の評価も限度額を考慮した上、申請者との間で減税適用年度の合意も行われる。これは、Agreed Tax Schedule とよばれる。推薦を受けた DCMS 省でも、年間£4,000 万の枠内で決定する。一方アーツ・カウンシル・イングランドは、AiL および CGS による予算使用状況を毎月 1 日に DCMS へ報告することになっている¹²⁴。

寄附が正式に決定した際は、アーツ・カウンシル・イングランドがその詳細と共に上記の Agreed Tax Schedule を HMRC へ報告する。

申請者が個人の場合は、所得税またはキャピタルゲイン税の減税申請に基づき、アーツ・カウンシル・イングランドから HMRC へ指示書が提出されることになる。このように納税手続きも同時に進行することで、課税漏れの防止に貢献している。

5-2-4-2.課税逃れに対する防止策

美術品の寄附による優遇税制措置は、貴重な美術品や文化財の海外流出を防ぐとともにタックスヘイブンを用いての適正課税回避を防ぐ施策ともなっている。美術館やアーツ・カウンシル・イングランド、アートファンドいずれの案内からも、コレクションとしての寄附の募集に加え、税制面での優遇措置があることやその手続きについて説明が施されること等が広報されている。

さらに、AiL および CGS の両制度は合わせて毎年£4,000 万の枠内で先着順に充当されている。AiL 審査パネルは、この予算の枠内で DCMS 省へ推薦する文化財を充当しなければならず、対象となるそれぞれの文化財の評価も限度額を考慮した上で、申請者との間で減税適用年度の合意も行われる。

申請者が個人の場合は、所得税またはキャピタルゲイン税の減税申請に基づき、アーツ・カウンシル・イングランドから HMRC へ指示書が提出されることになる。このように納税手続きも同時に進行することで、課税漏れの防止に貢献している。

¹²⁴ CGS Guidance 27 January 2015、DCMS

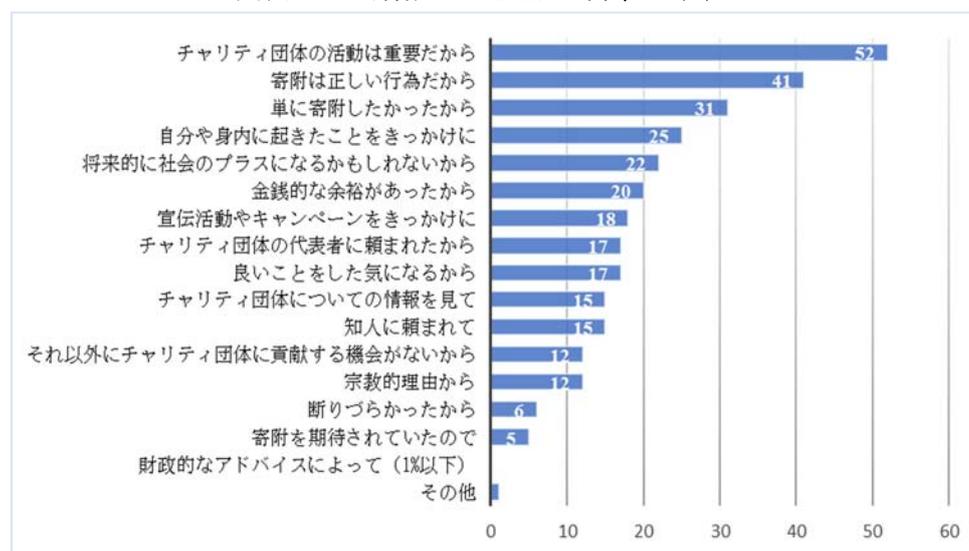
5-3.美術品等の寄附に対する基本的な考え方

特定の公益のために財産を寄進し、寄進した組織に目的の公益活動を果たしてもらう信託制度を確立する「公益ユース法（Charitable Uses Act）」が1601年に制定されて以降、長い寄附文化の歴史がある¹²⁵。2016年に発表されたデータでは、イギリスの個人寄附額の対GDP比は世界第4位を占めており¹²⁶、2015年から2016年にかけてイングランドで行われた政府の調査でも、調査対象者の73%が調査実施日の過去4週間以内に何らかのチャリティ団体に寄附をしていると回答している¹²⁷。

イギリスのチャリティ団体とは、公益活動を担う非営利団体のことを指している。チャリティ法（Charities Act）の規定に該当する公益活動を行っていることが条件であり、チャリティ団体の管理・監督機関から認可を受け、その機関に登録することが義務づけられている。イングランドとウェールズの場合は、チャリティ委員会（Charity Commission）が管理・監督機関となっている¹²⁸。

イングランドの公益活動を担うチャリティ団体の主な収入源は個人の寄附である¹²⁹。寄附をする理由と寄附先の分野について、一般市民を対象に行われた調査では以下のような回答（寄附理由、寄附先・額）が得られている。

図表 5-d 寄附をした理由（単位：％）¹³⁰



¹²⁵ 英国経済政策研究センター「歴史的、相対的観点から見た慈善のための寄附と租税政策」2012年5月
ローリー・チャールズワース「1601年の法令：法的、地域的背景における救貧法とチャリティの関係」
ローリー・チャールズワースはリバプール・ジョンムーア大学の准教授

¹²⁶ チャリティ援助財団「国別に見る寄附：GDP、税、寄附の国際分析」2016年1月（Charities Aid Foundation：Gross Domestic Philanthropy：An International Analysis of GDP, Tax and Giving）

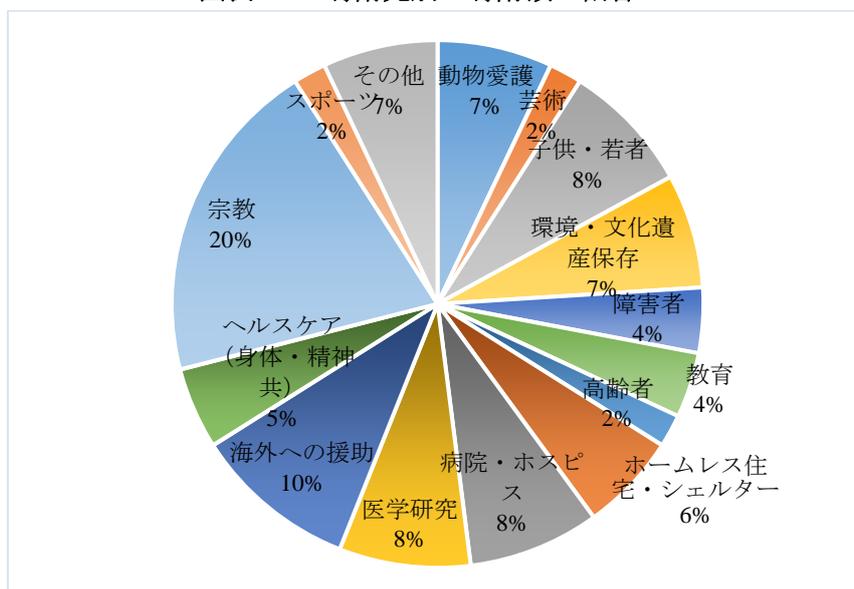
¹²⁷ 内閣府「コミュニティ生活調査2015-16」2016年7月20日（Cabinet Office：Community Life Survey 2015-2016）

¹²⁸ 政府ウェブサイト：チャリティ委員会の位置づけについては脚注92を参照。またチャリティについての詳細は次の資料を参照されたい：石村耕治「イギリスのチャリティと非営利団体制度改革に伴う法制の変容」2015年

¹²⁹ 全国ボランティア団体協議会（The National Council for Voluntary Organisations）ウェブサイト
この統計結果にはウェールズも含まれている。

¹³⁰ 内閣府第三セクター局「支援に関する調査」2007年9月（Cabinet Office The Office of the Third Sector）

図表 5-e 寄附先別・寄附額の割合 ¹³¹



寄附先の分野別の年間寄附総額は以下のとおりである¹³²。

図表 5-f 高額寄附者の寄附分野別総額 (単位：ポンド) ¹³³

寄附先の分野	寄附総額
高等教育	6億5,600万
財団・信託	5億5,900万
国外への寄附	1億5,600万
芸術・文化・文化遺産	1億
ヘルスケア	9,400万
福祉	6,500万
公益	6,500万
宗教	4,700万
国際的な開発援助	3,000万
教育	2,300万
環境	1,500万
その他	1,700万

Helping Out)

¹³¹ このグラフのデータはイギリス全体を対象としている。チャリティ援助財団「英国における寄附」2017年4月 (Charities Aid Foundation : UK Giving 2017)

¹³² クーツ「2017年高額寄附者レポート」(Coutts : Million Pound Donors Report 2017)
クーツはイギリスのプライベートバンク。このレポートはイギリス全体を対象としている。

¹³³ 同上。寄附額には国外からイギリスに寄附されたものも全体の14%含まれている。

平成 29 年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
5.イギリス

5-3-1.美術品等に係る寄附の現状

CFS 及び AiL を通じた美術品・文化財等の関連機関への寄附は 2007 年に 32 件で £2,500 万であったのに対し、2017 年は £3,900 万で、件数としてはこれまでに最も多くなっている¹³⁴。過去 6 年では £2 億 5,000 万を超える文化財が両制度によって取得されている。

これらの制度の下、取得された美術品等は大半が無償であり、一般に美術館及び図書館の所蔵品の取得費用が限られている中、文化財を公共物として確保し、公益に供する上で重要な役割を担っている。

また、広報宣伝及び寄附募集活動を通じて美術館等の展示品取得の支援をする機関として、アートファンド（芸術文化振興基金）がある。アートファンドは、独立したチャリティ団体であり、寄附で賄った資金によって美術館事業の支援を行うだけでなく、CGS または AiL を申請する申請者の相談も受けており、これらの制度の利用促進にも寄与しているとみられる。

5-3-2.寄附に対する国民意識と理解を深める取り組み

（1）寄附教育

イングランドの義務教育において国が定めた教育課程に従う義務があるのは地方自治体の管理下にある公立校であるため、ここでは公立校における教育内容について述べる¹³⁵。

教育課程には寄附教育という名称のカリキュラムはないが、社会の一員としての責任を教える科目として市民教育（Citizenship Education）がある。

イングランドの教育課程ではカリキュラムに基づき教育段階を四つのキーステージに分けているが、市民教育は 2002 年から教育課程に導入され、キーステージ 3（11 歳から 14 歳）及びキーステージ 4（14 歳から 16 歳）での必須科目、キーステージ 1（5 歳から 7 歳）及びキーステージ 2（7 歳から 11 歳）での選択科目となっている¹³⁶。教育省は、市民教育が目指すべき効果について次の三つを挙げている。

- ・学校の内外において、権威ある立場の人々に対しても互いに対しても、社会的・道徳的に責任ある行動がとれるようになること。
- ・地域社会への参加や奉仕を通して、日々の生活における助け合いや地域社会に関心を持つことの重要性について学び、実際に社会に貢献できる人間になること。
- ・民主主義の制度や問題、実践について学び、学んだスキルや価値基準や知識を、国や地域や身近な社会生活において効果的に運用できるようになること。

イギリスの市民生活において、チャリティ団体は非常に重要な役割を担っている¹³⁷。イングランドとウェールズだけでもチャリティ団体の数は 16 万を超え¹³⁸、公益活動を行うだけ

¹³⁴ Cultural Gifts Scheme & Acceptance in Lieu 報告書 2016-2017

¹³⁵ 公立校であっても教育課程の遵守を求められない学校（近年急増している運営形態「アカデミー」：教育課程に従う必要があるカリキュラムは数学・科学・英語のみでそれ以外は学校の独自裁量）もある。また私立校には教育課程に従う義務がない。

¹³⁶ 政府ウェブサイト、市民教育協会（Association for Citizenship Teaching）ウェブサイト

¹³⁷ 上院チャリティ団体特別委員会「強固な市民社会構築のための強固なチャリティ団体づくり」2017 年 3 月 26 日（House of Lords Select Committee on Charities：Stronger Charities for a Stronger Society）

¹³⁸ チャリティ委員会ウェブサイト

でなく、さまざまな支援活動や推進運動を通して、法や政策の策定および社会全体に多大な影響を与えている¹³⁹。教育に関しても例外ではない。教師の質を向上させるためのアドバイスや経済的に恵まれない子供たちの学習や精神面のサポート、子供たちの課外活動の提供等、さまざまな活動を行うチャリティ団体が存在し、無料でサービスを提供したり、校長や担当教師がチャリティ団体から必要なサービスを購入したりする形で、学校教育にも深く関わっている¹⁴⁰。学校向けに、市民教育のためのプログラムを提供している団体もある。

既述のとおり、市民教育に規定のプログラムは設けられていない。学校独自の判断に任されているうえ、国の教育課程の導入自体が義務づけられていない学校も多い¹⁴¹。こうした理由から、学校を基点として市民教育の全体像を把握するのは困難であるため、市民教育プログラムの例として、多くの学校で採用されている、教育系チャリティ団体「市民教育財団」主催のプログラムについて取り上げる。

(1) - 1. 市民教育財団

市民教育財団 (Citizenship Foundation) は、1989年に設立されたチャリティ団体である。

法律、政治や社会的な活動が人々の生活にどう影響するかについて学ぶ市民教育を通じて若者の社会参加意識を高めることを目的とし、学校向けの市民教育プログラムや教材の提供、市民教育指導のための教師に対するトレーニング等を行っている¹⁴²。同財団が提供する中学校向けの市民教育プログラム「ギビング・ネーション (Giving Nation)」は、同種のプログラムとしては最も普及しており、イングランドの400校を超える学校で使用されている¹⁴³。2014年度まで¹⁴⁴12年間、政府の助成対象になっていたプログラムでもある。小学生向けには「ゴー・ギバーズ (Go-Givers)」というプログラムがあり、イングランドの学校の3分の1で使用されている¹⁴⁵。こちらも2014年度までは政府の助成対象となっていた¹⁴⁶。以下はこの二つのプログラムの詳細である。

¹³⁹ 上院チャリティ団体特別委員会「強固な市民社会構築のための強固なチャリティ団体づくり」2017年3月26日 (House of Lords Select Committee on Charities : Stronger Charities for a Stronger Society)

¹⁴⁰ このほかにも自治体の教育行政を所管する地方教育局や、教育課程の遵守を求められないアカデミーの運営主体であるアカデミートラストがサービスの購入を決める場合もある。この部分の情報源であるレポートには、今後アカデミーが増えていくなかで、学校がチャリティのサービスを購入する主要ルートにも変化が現われるかもしれない旨記述されている。ただし、このレポートの時点では政府が全公立校をアカデミーに強制移行させる案を発表していたため表現の仕方は現状とは少し異なっている (この案は後に撤回されている)。NPC「スクールレポート」2016年4月 (NPC : School Report)

NPC (New Philanthropy Capital) はイギリスのシンクタンク。

¹⁴¹ ただし、Ofsted (国の教育水準局。学校の監査と評価を行う) が学校を評価する際には、生徒の精神的、道徳的、社会的、文化的発達の度合いが加味される。

¹⁴² この項目中、特に脚注のないものはすべて：市民教育財団ウェブサイト、Giving Nation ウェブサイト

¹⁴³ イギリス政府「ボランティア・寄附に関する白書」2011年5月 (HM Government : Giving White Paper)

¹⁴⁴ 政府ウェブサイト

¹⁴⁵ イギリス政府「ボランティア・寄附に関する白書」2011年5月 (HM Government : Giving White Paper)

¹⁴⁶ 政府ウェブサイト

①ギビング・ネーション¹⁴⁷

ギビング・ネーション (Giving Nation) は、学校のカリキュラムの一部として、中学生にチャリティ団体の活動や社会貢献、個人としてのボランティア活動や寄附の意義について教えることを目的として作られたプログラムである。イングランドの一般的な中学生を対象としたギビング・ネーション・チャレンジ (Giving Nation Challenge) と、イギリスの中学校の特殊教育クラスの生徒を対象としたギビング・ネーション・スピリット (Giving Nation Spirit) の2種類があり¹⁴⁸、どちらもクラスごと、もしくはグループごとに取り組む社会事業について話し合い、£50を元手に決められた期間(通常は6週間)、その活動を行うというものである。社会貢献のための資金集めや意識向上キャンペーン、ボランティア等の活動を終えた後は、どのグループの活動が最も効果的だったかを評価し、生徒たちは、そうした慈善活動が社会に与える影響について話し合う。また活動中、生徒たちは「G-Blog」というオンラインスペースに自分たちのプロジェクトについて書き込み、閲覧者に向けて活動を報告することもできる。

ギビング・ネーションのウェブサイトでは生徒たちのためのプロジェクトのヒントや、教師向けのレッスンプラン、ガイダンス等が提供されており、ウェブサイトに登録すれば、プログラムの運営に必要なそれらの情報が利用できる。プログラム運営のために、教師がトレーニングを必要とする場合は料金がかかるが、ウェブサイトの情報を利用して学校独自にプログラムを実施する場合は無料である。プロジェクト開始資金の£50は、学校の予算、もしくは生徒たち自身で賄うこととなっている。

②ゴー・ギバーズ

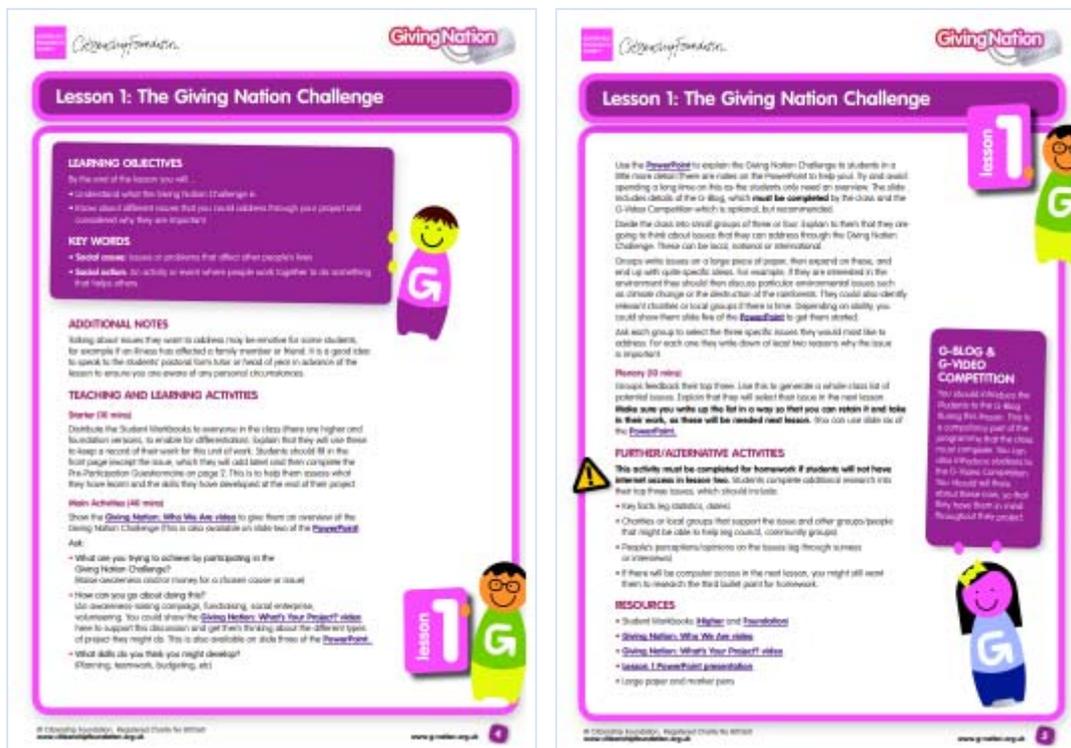
ゴー・ギバーズ (Go-Givers) は、子供の想像力を刺激し、共感力を高め、批判的に考える能力や問題解決能力を伸ばすことを目的として小学生向けに作成されたプログラムである。ゴー・ギバーズのウェブサイトには、教師のための市民教育の教材が150種類以上用意されており、必要なものを購入して使用することができるほか、子供の思いやりの心や社会への関心を育てるための、親のための無料アドバイス等も掲載されている。

また、ギビング・ネーションに類似する、小学生のためのイベント「Make a Difference Challenge」も各地域で開催されている。参加する学校の子供たちは自分たちで取り組む社会的課題を選び、地域でのリサーチを通してその課題解決に貢献できるエリアを決め、寄附集めや人々の認識を高める等の活動をし、最後にはイベント会場で自分たちの活動についての発表を行う。参加費は£160で、教師は申し込み後、子供たちのプロジェクトをサポートするためのトレーニング・セッションを受講する必要がある。2018年上半期は、五つの地域での開催が予定されている。

¹⁴⁷ この項目中、特に脚注のないものはすべて Giving Nation ウェブサイト

¹⁴⁸ プログラムの進め方に違いがあるようである。ギビング・ネーション・チャレンジのサンプルプラン
ギビング・ネーション・スピリットのサンプルプラン

図表 5-g ギビング・ネーション レッスンプラン (サンプル教材・抜粋)



図表 5-h ゴー・ギバーズ プログラムのテーマガイド (サンプル)

Objective	Go-Givers lessons
1. Respect democracy and support participation in the democratic processes, including respect for the basis on which the law is made and applied in England.	KS2 Strong Societies KS2 Mediation: Resolving Conflict KS2 Independence for Scotland?
2. Have a broad general knowledge of and respect for public institutions and services in England e.g. NHS, Benefits System	KS1 Exploring our community KS2 The Benefits System KS2 Emergency KS2 Healthcare: Improving Life Chances KS2 Who do we pay taxes?
3. Understand how citizens can influence decision-making through the democratic process.	KS1 Vote for the Go-Givers KS2 Democracy KS2 Terrorism KS2 Rights Wrongs: Discrimination against Gay People KS2 EU Referendum KS2 Brexit
The rule of law	
4. Be able to distinguish right from wrong and to respect the civil and criminal law of England.	KS2 Moral Values: When is Enough Enough? KS1 Anna's Monster Lies
5. Appreciate that living under the rule of law protects individual citizens and is essential for their wellbeing and safety.	KS1 Rules: You Can't Do That Here KS1 Our Rules KS2 Rights & Responsibilities: Getting the Balance Right KS2 Rules
6. Understand that there is a separation of power between the executive and the judiciary, and that while some public bodies such as the police and the army can be held to account through Parliament, others such as the courts maintain independence.	KS2 Magna Carta KS2 Hillsborough: The Big Lie
Individual liberty	
7. Develop self-knowledge, self-esteem and self-confidence.	KS1 All About Me KS1 Bullying: I won't be made to feel bad KS1 Resilience: Blocking Bad KS2 Bullying: Prepares to Stand Up and Stand Out KS2 Peer Pressure: It's Your Choice

(2) 寄附広報

さまざまな公益活動を担うチャリティ団体の存在は生活のごく身近なところにある。募金活動も同様で、チャリティ団体が運営するチャリティショップは地区ごとに必ず数軒あり、各家庭を訪問する募金活動や各団体ウェブサイトでの情報発信等が行われている。

またチャリティイベントも盛んで、レッド・ノーズ・デー (Red Nose Day) やスポーツ・

リリーフ (Sport Relief)¹⁴⁹、チルドレン・イン・ニード (Children in Need)¹⁵⁰といった、テレビ放送を伴った大規模なものも定期的に開かれている。

2010年に誕生したキャメロン政権は、政府の公的サービスをできるだけボランティア団体やチャリティ団体に開放することで強固な市民社会をつくりあげるという「大きな社会 (Big Society)」構想を打ち出した。その実現に向けて、ボランティア活動や寄附の活性化策をとる旨も発表され¹⁵¹、同年にはまずそのための緑書が¹⁵²、翌年には、その後の施策をまとめた白書が作成された¹⁵³。緑書では、それ以前の方策はボランティアにかかる時間や寄附のレベルを大きく変化させるにはいたらなかったとし、これまでとは別の方法をとることが記されている。「政府にできることには限界がある。社会的な活動というのは、政府が人々に強制できるものでもなければ、強制すべきものでもない。社会的な活動は、身近な社会に貢献したいという個人の自由意志のもとに築き上げられるものでなければならない」としたうえで¹⁵⁴、白書には

- ・ボランティア活動や寄附をしやすい状態にする
- ・ボランティア活動や寄附に対するモチベーションを高める
- ・ボランティア活動や寄附の機会を提供する地域のグループやチャリティ団体へのサポート体制を強化する

という三つの方針が掲げられた¹⁵⁵。この方針に基づき、政府の施策案は、政府自らが寄附意識を高めるための広報を行うというのではなく、政府は寄附をしやすい環境を整えるための関係機関のサポート役をつとめ、関係機関に助成を行うという形になっている。白書発表以降、現在まで政府のサポートや助成が継続されてはいないが、白書において政府が支援を表明した案や活動のうち、寄附に関するものは次の図表のとおりである。現メイ首相は昨年初めに、特定の課題だけに焦点を当てるのではなく、日常生活における不平等を解消し、誰もが社会の恩恵を享受できる「共有する社会 (Shared Society)」の構築を目指すとして¹⁵⁶、「大きな社会」からの方針転換を打ち出しているが、以下にまとめたサービスや活動はすべて現在も継続中である。

¹⁴⁹ どちらもコミック・リリーフ (Comic Relief) という大規模なチャリティ団体のイベントで、1年ごとに開催されている。前者はBBCやスーパーマーケットチェーンのSainsbury's、ブリティッシュ・テレコム等がメインスポンサーとなっており、後者はBBC Sportと組んで立ち上げられたプロジェクトである。

¹⁵⁰ BBCが主催するチャリティ。チルドレン・イン・ニード ウェブサイト

¹⁵¹ イギリス内閣府「大きな社会構築のために」2010年5月18日

¹⁵² イギリス政府「ボランティア・寄附に関する緑書」2010年12月

¹⁵³ イギリス政府「ボランティア・寄附に関する白書」2011年5月

¹⁵⁴ イギリス政府「ボランティア・寄附に関する緑書」2010年12月

¹⁵⁵ イギリス政府「ボランティア・寄附に関する白書」2011年5月

¹⁵⁶ 政府ウェブサイト

図表 5-i 寄附活動を活性化するための活動およびサービス ¹⁵⁷

寄附をしやすくする	ATMを使った寄附	ATMネットワークを提供するLINKが複数の銀行と提携して行っているサービス。提携銀行のATMでこのサービスが利用可能なキャッシュカードを使えば、画面上で寄附先と金額を選んで簡単に寄附をすることができる ¹⁵⁸ 。
	ショートメッセージを使った寄附（Just Text Giving）	ファンドレイジングサイトを運営するJust Givingとボードフォンが提供しているサービス。携帯電話からショートメッセージ（寄附者の個別コード、金額）を送るだけで希望の寄附先に寄附することができる ¹⁵⁹ 。
	デジタル版募金箱	チャリティ団体Penniesが提供するサービス。Penniesに登録している小売店においてカードで支払いをするとき、端末機の画面で「寄附する」を選ぶだけで小売店が指定する寄附先に寄附することができる ¹⁶⁰ 。
	寄附に関するアドバイス	慈善家へのアドバイスや慈善家を増やすための活動をしているチャリティ団体Philanthropy Impactが提供している寄附情報サービス ¹⁶¹ 。
寄附に対するモチベーションを高める	地域のチャリティ団体の特定と寄附	Localgivingは小規模な地域ボランティアセクターの支援活動を行っているチャリティ団体。身近な地域で活動する団体を特定し寄附することができる。地域のチャリティ団体への寄附を促すキャンペーンも行っている ¹⁶² 。
	遺贈や美術品の寄附も含めた寄附税制の見直し	（現在の制度については寄附税制の項目参照）
	次世代の教育	（前項参照）
地域のグループやチャリティ団体へのサポート体制を強化する	寄附によって活動する組織が与える社会的な効果を測定する	七つのチャリティ団体やボランティア団体が運営するプログラムInspiring Impactでは、組織の活動が与える社会的インパクトを測定し、そのデータを寄附集めに利用できるプログラムを提供している ¹⁶³ 。

¹⁵⁷ 表中特に脚注のないものはすべてイギリス政府「ボランティア・寄附に関する白書」2011年5月（HM Government：Giving White Paper）

¹⁵⁸ Link ウェブサイト Make a donation to Charity：https://www.link.co.uk/consumers/services/

¹⁵⁹ Just Text Giving ウェブサイト
寄附額は£1～£5、£10から選ぶことができる。

¹⁶⁰ Pennies ウェブサイト

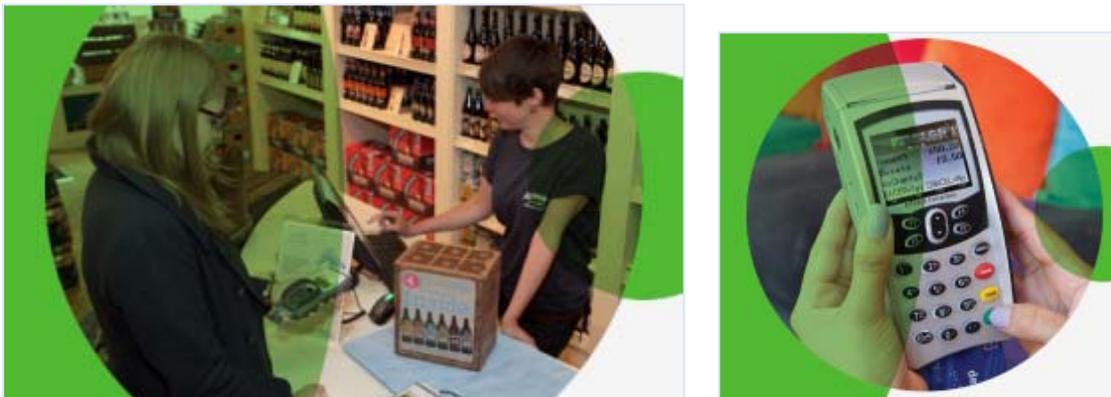
¹⁶¹ Philanthropy Impact ウェブサイト

¹⁶² Localgiving ウェブサイト

¹⁶³ Inspiring Impact ウェブサイト

イギリス政府「ボランティア・寄附に関する白書」2012年6月

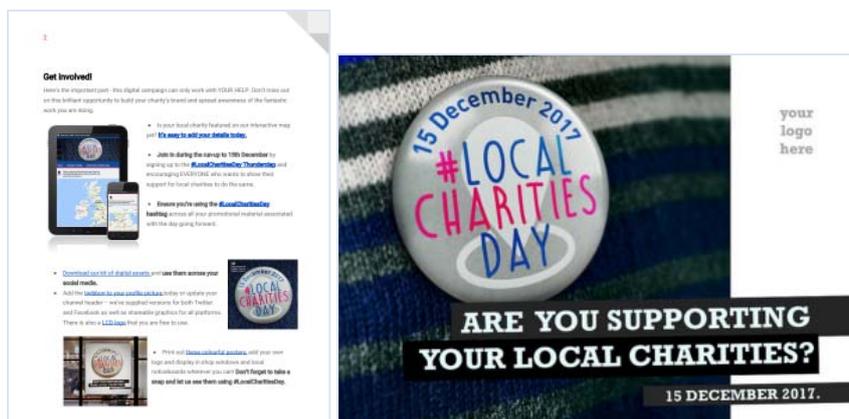
図表 5-j チャリティ団体 Pennies が提供するデジタル版募金箱



チャリティ団体やボランティア活動等に関わる政策を所管する市民社会局（Office for Civil Society）は、以前は内閣府（Cabinet Office）に置かれていたが、2016年7月に DCMS に移管されている¹⁶⁴。2016年と2017年の12月には¹⁶⁵、政府の主催で「Local Charities Day」が開かれた。地域のチャリティ団体やボランティア活動にスポットライトを当てるデジタル・キャンペーンで、2017年のキャンペーン時には、チャリティ団体が自身の活動について掲載できるキャンペーン用のインタラクティブマップや、ソーシャルメディアで使用できるロゴやハッシュタグについてまとめたデジタル・ツールキットが DCMS から提供された¹⁶⁶。

この他にも、小規模団体が無料もしくは少額で受けられるファンドレイジングトレーニング・プログラムも用意されている¹⁶⁷。

図表 5-k DCMS が提供するデジタル・ツールキット¹⁶⁸より



左：政府主催の Local Charities Day 向けの広報素材・各種リンクを掲載

右：ポスター用素材。右上に団体のロゴを入力して使用

¹⁶⁴ シビル・ソサエティ「市民社会局、正式に DCMS へ」2016年7月22日

¹⁶⁵ DCMS ブログ

¹⁶⁶ デジタル・ツールキット

¹⁶⁷ 政府ウェブサイト

¹⁶⁸ 政府ウェブサイト

5-4.その他美術品の市場流通促進のための取り組み

5-4-1.金融機関の取り組み

(1) 美術品に係る動産担保

提供されている美術品を含む貴重品を動産担保とする富裕層向けのサービスは、シティバンク（アメリカ）、ドイツ銀行（ドイツ）、JP モルガン（アメリカ）等が提供している¹⁶⁹。また、イギリスに拠点が無いものの、US トラストや Emigrate Bank Fine Art Finance（ともにアメリカ）はイギリスでサービスを提供している¹⁷⁰。

オークションハウスのサザビーズ・ファイナンシャル・サービス（Sotheby's Financial Service）が美術品に対する1年以内の短期の貸付およびオークションに出品する作品を対象とした貸付を行っている¹⁷¹。イギリスに本拠地のある主な金融機関を以下に示す。

図表 5-1 美術品に係る動産担保を提供している主な金融機関

Borro ¹⁷²	美術品をはじめ、貴金属や車等を対象にした貸付。 美術品に対する貸付は£40,000以上の評価額のものが対象。
Fine Art Group	美術品・宝飾品を対象とした貸付。 オークションへの出品を前提とした貸付も行う。
Falcon Fine Art	美術品全般を対象とした貸付。
Right Capital	美術品、高級車およびクラシックカーを対象とした貸付。

(2) 美術品に係る信託ソリューション

シティバンクのウェブサイトには信託業務についての記述はあるものの、詳細は記入されておらず、その他の金融機関については信託業務の有無についての情報が確認できなかった。

5-4-2.美術館による長期貸借の促進制度

英国博物館協会（Museums Association）によって、美術館の中で、作品が収蔵されたままの状態を克服し、美術館の間での美術品の長期貸借を通じて、作品を将来に伝承していくことを目的として、2009年から5年間、美術館同士での長期貸借に対する助成制度（Effective Collections programme from the Museums Association(MA)）が設けられていた。

この助成制度では、美術館同士で収蔵している美術品の長期貸借に対して、助成金が与えられる制度であり、長期貸借を行った1作品につき10,000ポンドが助成された。また、英国博物館協会は、長期貸借の運営要件の標準化やマッチングに必要な情報提供も行うことで、助成制度を利用しやすい環境を整備していた

¹⁶⁹ ファイナンサー・ワールドワイドウェブサイト：ファイナンサー・ワールドワイドは企業金融に関するイギリスの情報サイト。

¹⁷⁰ ファイナンサー・ワールドワイド

US トラストについては1-8-1.項を参照。

¹⁷¹ サザビーズ・ロンドンへの聞き取り調査による。

¹⁷² Borro

同社はアメリカでも同様のサービスを行っているが、調査時点（2018年2月）ではアメリカ向けウェブサイトにおいて担保対象資産の評価額（イギリスでは£4万以上）への言及は確認できなかった。

6. フランス

6-1. 行政機関による文化行政方針

フランス憲法では「国は、教育・職業訓練・文化に、国民が子ども・大人を問わず平等に接することができるよう保証する」と規定しており¹⁷³、文化は国民の基本的権利として

いる。
また、アンドレ・マルロー文化相（当時）による1959年7月24日付デクレ¹⁷⁴は、国の文化のための使命を次のように規定している。「文化担当省は、できるだけ多くのフランス人が、人類の重要作品、そして第一にフランスの作品に接することができるようにし、我々の文化遺産に親しみ、芸術作品とそれを豊かにする精神を生み出すよう促すことをその使命とする」。文化は公共サービスの一部であり、1959年以来その認識は変わることなく、文化・コミュニケーション省が主導し、国立博物館や美術館を通じて、国家として所蔵する作品を充実させている。

フランスではまた、文化は経済や軍事とともに国力の一端を担い、人心をまとめて国を結束させるという考え方がある。17世紀のルイ14世統治下、国王による中央集権が強化される中で、国の統一のためフランス語が保護され、芸術家の王宮への招致や保護により国の威信を示したことに端を発して以来、文化は国の戦略的要素として対外的に国のイメージをアピールする役割を果たしている。

その他、フランスの文化政策の特徴として以下の点があげられる。

- ・ 幅広い分野をカバー
- ・ 公的財源を確保：国家予算の1%を充当する政策目標、補助金の整備
- ・ メセナ推進：メセナを介して民間（個人、企業）が文化に貢献できるよう制度を整備、財団による文化事業
（カルティエ財団、LVMH モエ ヘネシー・ルイ ヴィトン等）

¹⁷³ 1946年の憲法前文第13条（法律検索サイト レジフランス（Légifrance）より、以下「レジフランス」）

¹⁷⁴ 文化担当省組織に関する1959年7月24日付デクレ第59-889号（法律検索サイト レジフランス（Légifrance）より）

6-2.美術品に係る租税制度等

6-2-1.租税制度

6-2-1-1.寄附税制の制度体系

メセナ、任意団体、基金に関する2003年8月1日付法第2003-709号に基づき、寄附は優遇税制の対象となる。メセナには以下の三つの方法がある。

- ・ 金銭的メセナ (mécénat financier) : 金銭的な寄附。個人メセナおよび企業メセナがある。
- ・ 物的メセナ (mécénat en nature) : 場所、資材、機器の提供。主に企業メセナが中心。
- ・ 能力的メセナ (mécénat de compétences) : 職能、ノウハウの提供。主に企業メセナが中心だが、中小企業による貢献が期待できる。

第三者機関・団体、基金、財団等を通じてのメセナも可能である。大企業の中には、直接的なメセナ活動のほかに、プロジェクトごとに団体を設立し、団体を介した活動を行うところもある。

(1) 個人による寄附

公益性のある事業および団体に対する個人による寄附は、2003年8月1日付法第2003-709号¹⁷⁵に基づき所得税控除の優遇税制の対象となる。

- ・ 課税対象所得の20%を上限として、寄附された額の66%が所得税から控除される。困窮者に対し食事の無償提供を行い居住施設への入居を促す寄附、または、無償で治療行為を行う非営利団体への寄附の場合は、控除額488ユーロを上限として税率は75%に引き上げられる¹⁷⁶。
- ・ 控除上限の20%を上回った場合、超過分は翌年以降の5年間持ち越しが可能である。
- ・ 寄附は、金銭でも現物(美術品等)でも良い。
- ・ 寄附は無償で行われるものであるが、その謝礼として受け取る物品については、寄附価額の25%までとされ、2011年1月より、65ユーロを上限とする¹⁷⁷。

(2) 法人による寄附

公益性のある事業および団体に対する企業による寄附は、租税法典第238-2条¹⁷⁸に基づき法人税(個人事業者の場合は所得税)控除の優遇税制の対象となる。

- ・ 法人税額(個人事業者の場合は所得税額)からの控除額は金銭・職能・現物寄附価額の60%で、税抜き売上高の0.5%を上限とする。
- ・ この上限を上回った場合、この超過分は翌年以降の5年間持ち越しが可能である。
- ・ 寄附の見返りとして企業が受け取る謝礼は、寄附価額に対して「明確に不均衡(disproportion marquée)」でなければならず、寄附価額の25%を上限とする¹⁷⁹。

¹⁷⁵ 2003年8月1日付法第2003-709号(レジフランス)

¹⁷⁶ 租税法典第200条(レジフランス)

¹⁷⁷ 2011年5月2日付の公共財政総局通達5B-10-11(レジフランス)

¹⁷⁸ 租税法典第238-2条(レジフランス)

¹⁷⁹ 2000年5月5日付の租税広報第86号4C-2-00(財務省HP租税広報アーカイブより)

図表 6-a 法人による寄附の形態別税制¹⁸⁰

寄附種類	寄贈	協賛	作品または楽器の購入	公共のコレクションのための国宝購入への貢献	企業による国宝の購入
対象税制	所得税または法人税		所得税または法人税	法人税	所得税または法人税
優遇措置	売上高の0.5%を上限に寄附額の60%を法人税額から控除	課税対象額から寄附額を控除。上限なし	課税対象額から寄附額を控除。5年間繰越し可能	法人税の50%を上限に寄附額の90%を法人税額から控除	法人税の50%を上限に寄附額の40%を法人税額から控除

(2) 寄附税制の優遇措置を受ける対象物・対象先

(2) - 1. 寄附の対象物

以下の三つの方法、対象物がある。

- ・ 金銭的メセナ (mécénat financier) : 金銭的な寄附。個人メセナおよび企業メセナがある。
- ・ 物的メセナ (mécénat en nature) : 場所、資材、機器の提供。主に企業メセナが中心。
- ・ 能力的メセナ (mécénat de compétences) : 職能、ノウハウの提供。主に企業メセナが中心だが、中小企業による貢献が期待できる。

(2) - 2. 寄附の対象先

個人の所得税減税の対象となる寄附対象先は以下の通りである。

- ・ 国、自治体
- ・ 公益目的であることを認められた財団または NPO
- ・ 寄附基金 (fonds de dotation)
- ・ 公益性を持つ NPO
- ・ 国立美術館
- ・ 文化・教育団体等

法人税が減税となる寄附先は以下の通りである¹⁸¹。

- ・ 慈善、教育、科学、社会福祉、人道支援、スポーツ、家族、文化、文化財保護、自然環境保護、文化・言語・科学知識の普及を目的とする事業または団体
- ・ 公益目的であることを認められた財団または NPO、国内の美術館、文化団体等
- ・ 非営利目的の公益性のある高等教育機関、職業教育機関等
- ・ 科学技術研究分野の企業・機関
- ・ 文化・芸術分野の企業・機関

¹⁸⁰ 文化・コミュニケーション省 HP よりダウンロード。

※ページ右側下の「/DOCUMENTS D'INFORMATION DU MINISTÈRE DE LA CULTURE ET DE LA COMMUNICATION」の項の「Mécénat culturel. Guide pratique à l'usage des entreprises PDF - 1608Ko」をダウンロード。

¹⁸¹ 租税法典第 238-2 条 (レジフランス)

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
6.フランス

- ・ 博士論文支援プロジェクト
- ・ 万博フランス代表部の事業
- ・ 歴史建造物財団 (fondation du patrimoine) およびその関連財団と協会
- ・ 寄附基金 (fonds de dotation)

国立統計経済研究所の調査によると、所得税・法人税の優遇措置の対象となる民間非営利団体数は130万である¹⁸²。

6-2-1-1-1.美術品等に係る寄附税制

(1) 美術品等に係る寄附税制の基本的な考え方

控除方法は一般的な寄附税制と同様である。所得控除ではなく税額の控除となる制度であることが特徴である。

また、寄附税制と相続税と連動した優遇措置が設けられている。国の資産を保存し、国外への流出を阻止する目的で、美術品はフランスの税法では企業、個人ともに優遇措置の対象となっている。

(2) 寄附税制の優遇措置を受ける対象物・対象先

(2) - 1. 寄附の対象物¹⁸³

資産に関する法規では美術品についての法的定義はなされていなかったが、その適用については財務省通達により美術品とその特徴が記載されており、美術品とは以下のようなものとしている。

- ・ 絨毯およびタピストリー (オリジナルの型を基に作家により手作業で制作されたもので、作品数が少ないもの)
- ・ 手作業のみで制作された絵画、デッサン (複製でもよいが工業的なデッサンは除く)、手作業で制作された物品
- ・ 作家により手作業で制作されたオリジナルの版画、リトグラフ (機械的または写真製版手法で制作されたものを除く)
- ・ 作家により手作業で制作、署名された七宝焼、陶器
- ・ 作家により制作されたオリジナルの彫像及び彫刻作品 (鋳型を用いて制作された彫刻作品は作品数が限られたもので、加えて作家によるチェックが行われたもの)
- ・ 作家により撮影された写真作品 (作家による制作またはチェックによるもの) で、署名と作品番号が採番されたもの (フォーマット、素材にかかわらず30点を上限とする)

¹⁸² フランス国立統計経済研究所 (INSEE) 2014年調査より)

INSEE Premiere 2016/3>Fig.1

¹⁸³ 2014年4月11日付公共財務・税務広報/DGFIPによる中古財物 (bien d'occasion)、美術品 (oeuvre d'art)、コレクション品 (objet de collection)、骨董品 (objet d'antiquité) 定義。また付加価値税に関する措置の適用のための中古財物、美術品、コレクション品、骨董品の定義に関する1995年2月17日付デクレ第95-172号より (法律検索サイト レジフランス (Légifrance) より)

平成 29 年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
6.フランス

(2) - 2. 寄附の対象先¹⁸⁴

一般的な寄附税制と同様である。

(3) 美術品の価格算定基準¹⁸⁵

資産の一部をなす物品(美術品)の場合、寄附時点におけるキャピタルゲインまたはロス、ならびに当該物品を寄附することにより失われる価額を考慮した価格で評価される。

6-2-1-2.相続税の制度体系¹⁸⁶

(1) 相続財産の定義¹⁸⁷

被相続人がフランス国内の居住者であった場合、フランス国内か国外にあるかの区別なく、相続した全ての財物が対象となる。「動産財物 (biens meubles)」「不動産 (immeubles)」の2種類がある。

- ・ 「動産財物 (biens meubles)」: 有形(車両等)及び無形(著作権、有価証券等)の財物
- ・ 「不動産 (immeubles)」: 土地や家屋と、その一部を構成するもの(柵等)

2012年8月17日以降の死亡については、相続税の計算に15年以内に指定された贈与(donation)と寄贈(don manuel)が対象となる。規定の手続きを踏んで登録された贈与と寄贈で、登録から15年超が経過しているものについては、記載の必要はあるが相続税の計算には考慮されない。

ただし相続財物の性質によっては相続税の控除が可能となる。

<全額控除の対象>

- ・ 生涯年金継承権(配偶者間または直系相続人)
- ・ 歴史的記念物(歴史的記念物に指定または登録された不動産)
- ・ 歴史的または芸術的価値の高い美術品、書籍、コレクション品、文書が国の承認の下に国に寄附された場合

(2) 配偶者に対する相続税額の税額軽減措置¹⁸⁸

相続税の控除対象者は、存命の配偶者および市民連帯契約(PACS)を締結したパートナーである。夫婦の財産は原則として共有財産となり、配偶者の持分は相続の対象ではないため、相続税は全額免除である。

(3) 相続財産に係る基礎控除

被相続人との関係による基礎控除額は以下のとおりである。障害者は、下記に加えて更に

¹⁸⁴ 税務当局内部通達

¹⁸⁵ 税務当局内部通達

¹⁸⁶ 以下を参照した。

・ 公共サービスポータルサイト「Service Public」Droits de succession et de donation
・ 税ポータルサイト>DÉCLARER UNE SUCCESSION

¹⁸⁷ 公共サービスポータルサイト「Service Public」Droits de succession : calcul et paiement

¹⁸⁸ 公共サービスポータルサイト「Service Public」Droits de succession : calcul et paiement

15万9,325ユーロの控除となる。

- ・子ども、父親、母親：10万ユーロ
- ・兄弟：1万5,932ユーロ
- ・甥、姪：7,967ユーロ
- ・その他の控除がない場合：1,594ユーロ

(4) 相続税率¹⁸⁹

(4) - 1. 相続税の計算

「相続税の課税対象額＝資産－負債」で課税対象額を決定した後、それ以前の贈与も考慮して各相続人の相続分を割り出す。

相続人はそれぞれ、被相続人との続柄と各人の状況により異なる控除額を適用する。

各人の課税対象額＝各人の相続する資産 － 各人の控除額

(4) - 2. 課税率

上記を控除した額に以下の税率で課税する。

図表 6-b 直系の親族に対する税率¹⁹⁰

課税対象額	税率
8,072€未満	5%
8,072€以上 12,109€未満	10%
12,109€以上 15,932€未満	15%
15,932€以上 552,324€未満	20%
552,324€以上 902,838€未満	30%
902,838€以上 1,805,677€未満	40%
1,805,677€以上	45%

図表 6-c 兄弟に対する税率¹⁹¹

課税対象額	税率
24,430€未満	35%
24,430€以上	45%

4親等までの親族には一律55%の税率、それ以外の相続人には60%の税率が適用される。上記の税率を適用した後、扶養家族が考慮される。子どもが3人以上の場合で、かつ過去15年間に被相続人から贈与を受けていない場合は、以下の控除が適用される。ただしこの

¹⁸⁹ 財務省ウェブサイト「相続税の計算」

¹⁹⁰ 財務省ウェブサイト「相続税の計算」

¹⁹¹ 財務省ウェブサイト「相続税の計算」

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
6.フランス

控除は2016年12月31日までの相続に限る（2017年予算法による廃止）。控除額は、被相続人との続柄により異なる。

- ・ 直系の相続の場合、子ども1人につき610ユーロ
- ・ その他の相続（兄弟、従兄弟、第三者等）の場合、子ども1人につき305ユーロ

6-2-1-2-1.美術品に係る相続税制

美術品を相続する場合、相続人は次のいずれかの税制に従う。いずれの税制を適用する際にも優遇措置がある。

- ① 相続した美術品を保有し、金銭で相続税を支払う
- ② 相続した美術品を売却して、金銭で相続税を払う
- ③ 相続税を支払う代わりに国に物納する

①相続した美術品を保有し、金銭で相続税を支払う

相続される美術品は、法的にはa)「家具 (meubles meublants)」と、b)「宝飾品、美術品 (objets d'art)、コレクション品 (objets de collection)」を区別する。後者は評価方法が規定されている。それぞれの価値を算定した後、上述の相続税の規定に従う。

a)「家具 (meubles meublants)」

美術作品 (oeuvres d'art) は、それが被相続人の住居の装飾であり、かつ保険契約の対象でない場合に「家具 (meubles meublants)」とみなされることがある。

民法典第534条¹⁹²では、「家具 (meubles meublants)」は「住居における使用および装飾を目的としたもの」と規定され、例として「タペストリー、寝台、鏡、時計、テーブル、磁器、および同様の性質を持つもの」が挙げられている。

b)「宝飾品、美術品 (objets d'art)、コレクション品 (objets de collection)」

絵画や彫刻等、住居の装飾の一部をなすものは「家具 (meubles meublants)」に含まれるが、画廊や特定の展示で「コレクションの一部をなす絵画」はこの定義から外れる。

磁器も同様に、住居の装飾をなすものは「家具」であるのに対し、「コレクションの一部」をなすものは家具ではない。

これまで画廊や展示室で展示されたことのない美術品は、その作品の購入価格が高額であっても法的にコレクション対象ではなく、「美術作品 (oeuvres d'art)」とはみなされない。コレクションとは複数の物品の集合であり、これらは一つの住居に展示され、一つの金庫や保管所でまとめて保管されるものである。美術品が住居内にあるのなら、それは装飾品や家具であり、法的には「美術作品 (oeuvres d'art)」のカテゴリーには含まれない。

¹⁹² 民法典第534条 (レジフランス)

平成 29 年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
6.フランス

②相続した美術品を売却して、金銭で相続税を払う

売主または輸出者は、租税法典第 150UA 条¹⁹³に基づき、動産¹⁹⁴を対象とした売却益課税方式を選択することもできる。この方式を選択するにあたり、当該物品の購入年月日と購入価額を証明する必要がある。所持期間の 2 年目以降、1 年につき 5 % の控除を行う¹⁹⁵。このため、所持期間が 22 年以上で売却益が消滅する。つまり、その物品を 22 年超にわたり所持していたことを証明できれば非課税となる。

この課税方式は、一度選択したら変更は不可能となる。2 年以内に相続した物品の場合、競売を通して売却した場合にはこの方式を選択するメリットがある（落札額＝相続額であり、売却益は発生しないため非課税となる）。

課税対象額の算定方法

「売却益＝売却価額－購入価額」

購入価額には、購入時の手数料、修復料（いずれも実費）を含む。

③相続税を支払う代わりに国に物納（dation en paiement）する

寄附と同様、管轄省庁の意見書を受けて専門委員会で審議を行った後、経済・財務省が交付する認可が必要である。この認可で財物の価値が決定され、当該価額を相続人が受け入れれば物納が成立する。

物納制度は国の文化財の保存を推進するための 1968 年 12 月 31 日付法（「マルロー法」と呼ぶ）¹⁹⁶に基づく。当初は相続税支払いに代わる措置であったが、次第に対象が拡大され¹⁹⁷、物納により不動産に対する富裕税の支払いも可能となった。これらの税額が 1 万ユーロ以上の場合にこの制度が利用可能となる。

1968 年のマルロー法から 2008 年までの 40 年間に約 700 件の物納申請を受付け、審査を経てそのうちの 58% が認可されて美術品が国の所有となった。国のコレクションとなったこれらの美術品の総額は 8 億 900 万ユーロと見積もられている。認可を受けた物納事案のうち、75% が相続税支払いであった。

租税法典第 1716-2 条¹⁹⁸によると、物納される作品は「高い芸術的あるいは歴史的価値を持つ美術品、書籍、コレクション品、文書」に限られる。これらの物品を規定の期間内に国に寄附した場合、その移転税（droit de mutation＝贈与・相続税）及び移転に係るその他の税が免税となる。これらの物品を寄附した者は、生涯その物品による免税措置を享受し、死後はこの措置を配偶者が引き続き享受する。

法人による寄附の場合、その法人が解散するまでこの措置を享受する。寄附された物品が

¹⁹³ 租税法典第 150UA 条（レジフランス）

¹⁹⁴ 租税法典第 150UA 条の対象範囲は動産及び付随する諸権利。

¹⁹⁵ 租税法典第 150VC 条（レジフランス）

¹⁹⁶ 国の文化財の保存を推進するための 1968 年 12 月 31 日付法（レジフランス）

¹⁹⁷ 自治体に関連する諸措置に係る 1986 年 8 月 19 日付法第 7 条により、税制優遇は地方自治体の博物館、美術館への寄附へと拡大された。

1986 年 8 月 19 日付法第 7 条（レジフランス）

また租税法典第 788 条により、公益性を認められた財団に美術品を寄附した場合、相続税免除が認められた。租税法典第 788 条（レジフランス）

¹⁹⁸ 租税法典第 1716-2 条（レジフランス）

平成 29 年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
6.フランス

一般に公開されない場合は、この免税措置を享受できる期間は最長で 25 年とする。

許認可は特に、財物の保守と監視を条件とする。寄附する財物が、芸術的または歴史的な理由で不動産に付属する場合、寄附者はこの不動産の管理にも責任を持ち、一般に公開することを誓約しなければならない。

物納申請手続きは、2008 年 10 月 28 日付デクレ第 2008-1100 号¹⁹⁹で規定されている。相続税支払いの代わりに物納を希望する場合は、税務署に対し作品の記述およびその価値の評価（鑑定結果）とともにオファーを提出し、財務省の物納委員会（commission des dations）での審査を経て成立可否が決定される²⁰⁰。

物納委員会の構成員は以下の通りである。

- ・ 経済財務省代表 2 名
- ・ 文化省代表 2 名
- ・ 委員長（首相による任命）

鑑定を何回か重ねた後、委員会は作品の質および価格評価に関する意見書を文化省に提出する。文化省から経済財務省に意見書を転送し、最終的に財務省が申請の受諾または却下を決定する。

委員会では、作品の価値について国際的な美術市場での取引価格に基づき、競売カタログや保険申告額を参考にしながら判断を行う²⁰¹。

申請書提出から結果が出るまでには 2～3 年を要する。手続き期間中、相続税支払いは中断することから、相続税の支払いを先延ばしにできるというメリットもある。

この制度を通じて国が受け取った美術作品は 1 万点を超える。例として以下のような作品がある。

- ・ ピカソ美術館となった邸宅「サレ館（Hôtel Salé）」および遺族所蔵のコレクション²⁰²
- ・ ルーブル美術館が所蔵するフェルメール 2 作品のうちの一つ「天文学者」²⁰³
- ・ オルセー美術館が所蔵するクールベの作品「世界の起源」（クールベ）²⁰⁴

6-2-2.美術品の課税価格算定の仕組み・体制

相続税支払いについての動産の価値評価方法は次の通りである。

①家具（meubles meublants）

動産（biens meubles）の持ち主の死亡による移転税（droit de mutation）の支払いのための価値算定には、租税法典第 764 条²⁰⁵に基づき、以下の方法を用いる。

- ・ 売却証明書に示された価額（売却が公的に、死亡後 2 年以内に行われた場合）
- ・ 売却証明書がない場合、家具（meubles meublants）については目録に含まれた評価額（民

¹⁹⁹ 2008 年 10 月 28 日付デクレ第 2008-1100 号（レジフランス）

²⁰⁰ 租税法典第 1716-2 条（レジフランス）

²⁰¹ 文化・コミュニケーション省 2009 年 1 月 27 日付「物納法 40 周年」

²⁰² ピカソ美術館ウェブサイト「物納されたピカソ作品群：作品を国内に保存するために」この作品群がなければピカソ美術館が日の目を見ることはなかったとされる。

²⁰³ ルーブル美術館ウェブサイト「天文学者」：「相続税支払いのための物納により取得」と説明

²⁰⁴ オルセー美術館ウェブサイト「世界の起源」：精神分析学者ジャック・ラカンが所蔵していたことで知られる。ラカンの死後、遺族が相続税免除のため物納、オルセー美術館の所蔵となる。

²⁰⁵ 租税法典第 764 条（レジフランス）

平成 29 年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
6.フランス

法典第 789 条で規定された方式に基づき、死亡後 5 年以内に作成された目録)、その他の動産については目録内の評価額およびその他の証書

- ・ 上記の評価額がない場合には、相続人による詳細な評価額の申告による。ただし、この申告評価額は、相続される動産および不動産の総額の 5 % を下回ってはならない。

②宝飾品、美術品 (objets d'art)、コレクション品 (objets de collection)

宝飾品、美術品、コレクション品の課税対象価額は、被相続人が相続日に先立つ 10 年未満以内に契約し、その死亡日に有効であった盗難・火災等の損害保険契約で示された価額を下回ってはならない。複数の保険契約があれば、その平均値を採用する。

保険契約において有名画家による絵画が申告されている場合、この絵画は「家具」ではなく「美術品」であるとみなされる。

評価額は、公的な競売が死亡日より 2 年以内に行われた場合、この競売における落札額が採用される。競売が行われない場合、次のいずれかに基づく。

- ・ 死亡日より 5 年以内に競売吏、法廷執行吏、公証人のいずれかにより作成された目録
- ・ 保険契約に示された目録 (保険契約は死亡日に有効で、被相続人が相続日に先立つ 10 年未満以内に契約したものとす)。1990 年代より、保険契約において財物の本質的な価値に改訂があった場合、その改訂日を新規契約日とみなす傾向があり、保険契約の価額を採用する場合は、改訂日から 10 年未満の契約をいう。

6-2-2-1.価格算定機関

公的競売を運営するのは競売吏 (commissaire-priseur) である。競売吏には、司法競売吏 (commissaire-priseur judiciaire) と任意競売吏 (commissaire-priseur de vente volontaire) がある。

司法競売吏は動産の公的競売において鑑定、受託、販売を行う。1945 年 11 月 2 日付オールドナンス第 45-2593 号²⁰⁶に基づき、国家資格を要する。

全国司法競売吏協会の下に、地方ごとに九つの司法競売吏会が組織されている。法務相により任命され、法的宣誓を要する官吏として位置づけられる。職業団体および検察組織の監査も受ける。競売料金は法的に規定されている²⁰⁷。

2000 年 7 月 10 日付法第 2000-642 号²⁰⁸により、司法競売吏は、裁判所による指示を受けて行う司法競売の他に、任意に競売を運営できるようになった。任意競売は、販売件数 (落札数)、事業者数ともに年々増加している。

²⁰⁶ 1945 年 11 月 2 日付オールドナンス第 45-2593 号 (レジフランス)

²⁰⁷ 法定料金：司法競売吏料金を規定する 1985 年 3 月 29 日付デクレ第 85-382 号 (レジフランス)、現行料金を規定するアレテ 2016 年 2 月 26 付アレテ (レジフランス)

²⁰⁸ 2000 年 7 月 10 日付法第 2000-642 号 (レジフランス)

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
6.フランス

図表 6-d 任意競売による販売件数と事業者数²⁰⁹

	任意競売販売件数 (単位：100万ユーロ)		任意競売事業者数	
	総件数	うち美術品	総数	うち美術品
2009	2.238	1.220	385	306
2010	2.190	1.142	393	345
2011	2.378	1.249	396	360
2012	2.423	1.227	412	368
2013	2.437	1.268	414	363
2014	2.491	1.254	408	…
2015	2.739	1.329	407	…
2016	2.937	1.392	403	…

※販売件数には美術品、骨董品、コレクション品、宝石・貴金属類の他に、酒類、車両、馬、道具類等が含まれる。

販売件数のカテゴリ別内訳は以下の通りである。美術品、骨董品が最も多く、全体の6割以上を占める。

図表 6-e 任意競売における販売件数の内訳 (%)²¹⁰

(年)	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
美術品、骨董品	68	69	67	68	65	62	63
宝石・貴金属類	8	8	8	9	9	9	10
その他	9	7	7	7	7	6	5
酒類	3	4	4	3	3	3	3
コレクション品	12	12	14	13	16	20	19

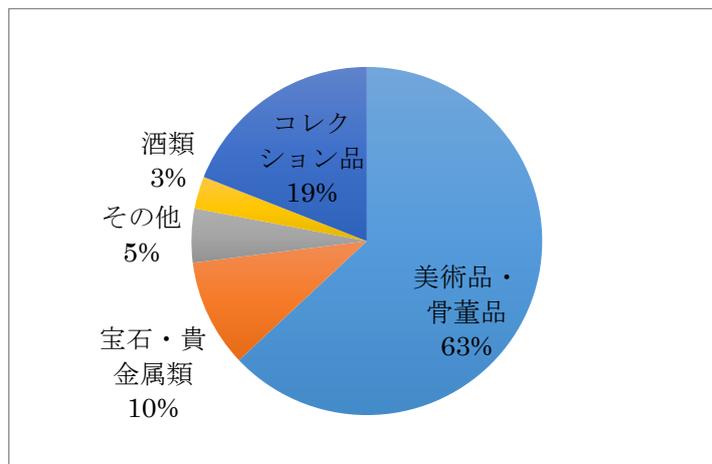
²⁰⁹ 以下ウェブサイト情報に基づき作成。

・公的任意競売規制局 (Conseil des ventes volontaires de meubles aux enchères publiques)
・文化省統計局

²¹⁰ 以下ウェブサイト情報に基づき作成。

・公的任意競売規制局 (Conseil des ventes volontaires de meubles aux enchères publiques)
・文化省統計局

表 6-f 2016年に販売された物品のカテゴリー別割合 (%) ²¹¹



競売吏

競売吏は国家資格を要する²¹²。国家試験を受験するにあたり、事前研修資格を取得する必要がある。この研修資格取得試験では、美術史及び法学の2学科において学士号を取得する必要がある。競売会社において7年の就業期間を経た者にも資格が与えられるが、大学で学位を取得した受験者（特に法学部）が多い²¹³。

事前研修資格取得のための試験の合格者は、大卒の場合競売会社における2年間の研修及び350時間の理論カリキュラム受講のうえで研修修了証明書が交付される。また就業中の者は職能証明書の交付を受ける。この段階で任意競売組織資格（habilité à diriger des ventes volontaires）を取得する。

この後さらに司法試験を受けて合格した者には司法競売吏資格が付与される。

鑑定士

競売を行う競売吏は鑑定士と密接に連携する。鑑定士業には競売吏のような国家資格はない。鑑定士は、美術学校または美術史専門の大学（ルーブル美術館に付属するエコール・デュ・ルーブル等）を卒業した者が多く、それぞれ専門分野を持つ。競売吏事務所、骨董商、美術商、税関、裁判所等で就業する。

美術品の買主が望めば、売主（美術商等）及び公的競売の場合競売組織（競売吏）は領収書類とともに、作品の性質、構成、由来、年数を示す鑑定書を発行しなければならない²¹⁴。鑑定士は美術品の鑑定作業のほか、鑑定書作成にも協力する。

²¹¹ 以下ウェブサイト情報に基づき作成。

・公的任意競売規制局（Conseil des ventes volontaires de meubles aux enchères publiques）
・文化省統計局

²¹² 公的競売における動産の任意販売資格者の職業教育に関する2013年10月1日付デクレ第2013-884号（レジフランス）

²¹³ 仏司法競売吏会（CNCPJ）「司法競売吏資格」より

²¹⁴ 美術品及びコレクション品の取引における不正防止に関する1981年3月3日付デクレ第81-255号

6-2-2-2.価格算定方法

(1) 算定基準

美術品の価格は、以下に示すような多くの要素に左右される²¹⁵。

- ・ 真贋の判断にあたりや鑑定士による鑑定結果を参照する。作品のトレーサビリティを確かめられるかどうかも重要である。
- ・ 競売における最終落札額も判断基準になる。
- ・ 国際的な美術品データベース（Artprice²¹⁶、artnet（後述）等）による価格。ただし、同一の作品でも取引時期により評価は異なる。
- ・ 作品の保存状態。
- ・ 作品の経緯：著名なコレクターが所有していた、歴史的に有名なエピソードがある等の作品は評価が高くなる。
- ・ 作品のサイズ。
- ・ 同じテーマの作品と比較した場合の特異性。
- ・ 需要、流行：希少価値の高いもの、きわめて価値が高いとされているものは需要が高い。流行に関しては、例えば現在では現代美術作品（1945年以降の生まれの作家によるものが多い）、デザイン、アール・デコは高値で売れる。
- ・

(2) 算定手順

オークションハウスや競売吏事務所には通常、無料鑑定部門が設置されており、実際に作品を持ち込む、あるいは作品の状態やサイズの記述、関連文書とともに写真を送付して、鑑定を依頼することができる。

6-2-2-3.価格算定に不服であった場合の対応方法

物納制度を利用して美術品を寄附する場合、納税者の提出した額と、国の物納委員会が査定の結果算定した額との間に隔たりが生じることがある。国の査定額に不服の場合、物納は成立せず、納税者は自身の提出した価額に応じた税を支払う必要がある。物納は権利ではなく、税制上の許認可であるため、国の決定が覆されることはなく、納税者側は再度申請書を提出することはできない²¹⁷。

競売事業者との価格を巡る係争については、公的任意競売規制局（Conseil des ventes volontaires de meubles aux enchères publiques）²¹⁸に相談することができる。

6-2-2-4.評価者の育成・研修

6-2-2-2.項に示した通り、競売吏、鑑定士に必要な教育・研修プログラムが整備されている。

²¹⁵ 経済紙レゼコー（Les Echos）2015年12月18日付記事「美術品はどのように販売されるか」より

²¹⁶ Artprice はフランスに本社を置く世界的美術品取引情報提供企業。有料で美術品価格の検索ができる。

²¹⁷ 文化・コミュニケーション省パンフレット「物納制度」より

²¹⁸ 公的任意競売規制局（Conseil des ventes volontaires de meubles aux enchères publiques）

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
6.フランス

6-2-3.美術品の課税に係る税務執行体制

6-2-3-1.税務職員の教育方法

財務省に照会したが、詳細は確認できなかった。

6-2-3-2.税務職員の外部専門家との情報連携

税務職員は文化・コミュニケーション省の職員との連携がなされている。特に美術品の価値評価に関しては、その正当性を文化・コミュニケーション省とそのパートナー機関に委ねており、相続税の物納制度等、きわめて高額な作品については、省庁合同の委員会（物納委員会）が設置されるため、行政機関内、及び外部専門家との情報連携がなされている。

6-2-4.美術品等を活用した課税逃れの事例や防止策

6-2-4-1.美術品等の寄附における課税逃れの事例

資産の申告漏れによる課税逃れの事例として、2016年に代々画商を営む一家によるタックスヘイブンを利用した組織的な課税逃れが発覚したケースが挙げられる。タックスヘイブンを利用して資産を隠匿し、相続税5億5,600万ユーロを課税逃れしていた。資産の中には2,483点の美術品（うち1,749点は評価対象外）が含まれていた²¹⁹。

²¹⁹ 2016年10月13日付ル・モンド紙記事
代々画商を営むウィルデンシュタイン家による脱税事件。

6-3.美術品等の寄附に対する基本的な考え方

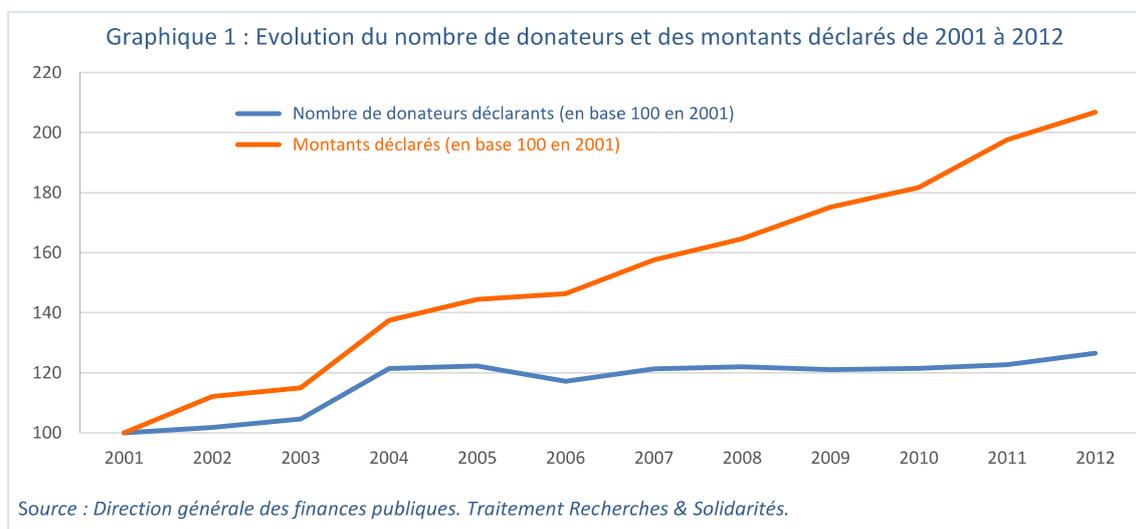
寄附の選択肢が多く、日常的な状況で寄附行為が可能であり、美術館の会員費や NPO への寄附といった制度を利用する人も多い。

NPO「フランス・ジェネロジテ (France Générosités)」²²⁰による調査 (年次報告書 (2017)) では、2016 年におけるフランス国内の寄附総額を、以下の点を考慮して 44~45 億ユーロと見積もっている²²¹。

- ・ 2016 年に個人から 200 万ユーロ超 (遺贈を除く) の寄附を受付けた NPO および基金・財団 75 団体を対象とした NPO フランス・ジェネロジテによる調査では、同年のこれらの団体への個人による寄附の総額は 12 億 7000 万ユーロに上る。この数値はフランス国内の寄附総額 45 億ユーロの 3 割近くに相当する。
- ・ 税務当局によると、2016 年に申告された寄附金額は 24 億 9000 万ユーロである。
- ・ 申告の対象であるが申告されなかった寄附は約 10 億ユーロと推定される。
- ・ 当局が把握できない寄附 (手渡し、少額の寄附、端数の切上げ等による寄附、SMS による寄附等) は 9 億ユーロに上ると推定される。

2001 年~2012 年の間に寄附を行った人数は 2 割以上の増加、寄附金の総額は 2 倍以上の伸びとなっており、寄附額は増加傾向にある。

図表 6-g 寄附者数と寄附額の推移 (2001~2012 年) ²²²



赤線：税務当局に申告された寄附金の総額 (2001 年を 100 とした場合)

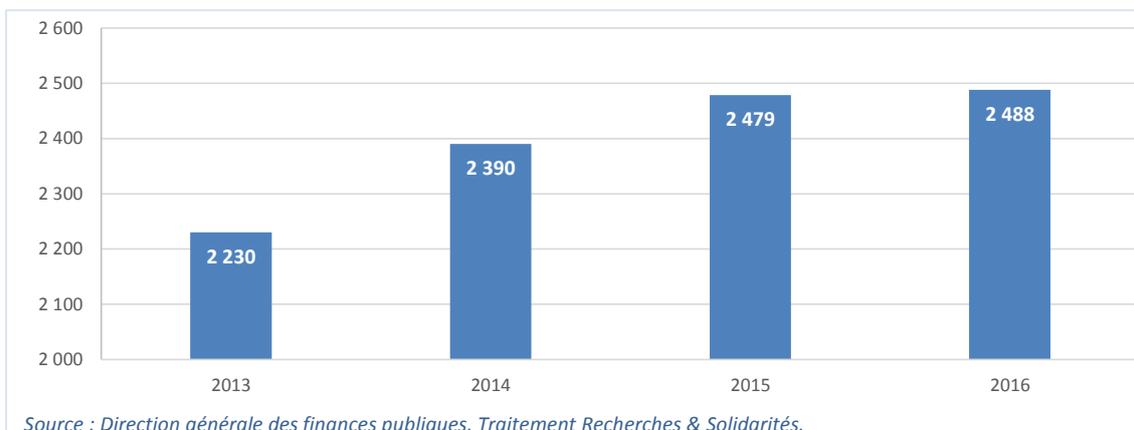
青線：少なくとも 1 回寄附をしたと申告した人の数 (2001 年を 100 とした場合)

²²⁰ 慈善事業の推進を目的とした NPO および財団の連合会として 1998 年に発足。

²²¹ フランス・ジェネロジテ年次報告書 (2017)

²²² フランス・ジェネロジテ年次報告書 (2017)

図表 6-h 2013～2016年の寄附総額の推移（単位：100万ユーロ）²²³



寄附者の総数に占める年収別割合をみると、全体に年収が高いほど寄附をする人が増える傾向にある。一方低所得者層でも7%以上の人が寄附を行っている。

図表 6-i 寄附者（所得税納税者のみ）の年収別平均寄附額（2016）

所得（ユーロ）	寄附者の割合	平均寄附額（ユーロ）
19,000€以下	7.1%	159
19,001～23,000	12.9%	236
23,001～31,000	18.7%	280
31,001～39,000	23.9%	310
39,001～78,000	33.8%	440
78,000€ 超	45.2%	1,219
計	23.3%	--

近年は、対外イメージ向上やブランド戦略の一環として企業からの寄附が拡大しているが、個人の寄附も推進するべきであるとする動きもある。2012年に下院に提出された「文化メセナの新しい形」報告書²²⁴では、メセナ政策の今後の方向として以下の提案がなされている。

- ・ メセナの価値を確固たるものにする。
- ・ 透明性確保のために、会計検査院では100万ユーロ超の寄附については税務当局の許認可制とすることを提案する。
- ・ 個人メセナに対し、現行66%の所得税控除を70%に引き上げる。
- ・ 企業に対し、現行60%の法人税控除を65%に引き上げる。

²²³ フランス・ジェネロシテの年次報告書（2017）

²²⁴ 下院報告書「文化メセナの新しい形」（2012）

平成 29 年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
6.フランス

- ・ 個人メセナに対し、寄附の報償の上限（現行 60 ユーロ）を引き上げる（200 ユーロ）。
- ・ 中小企業の参加を促す。

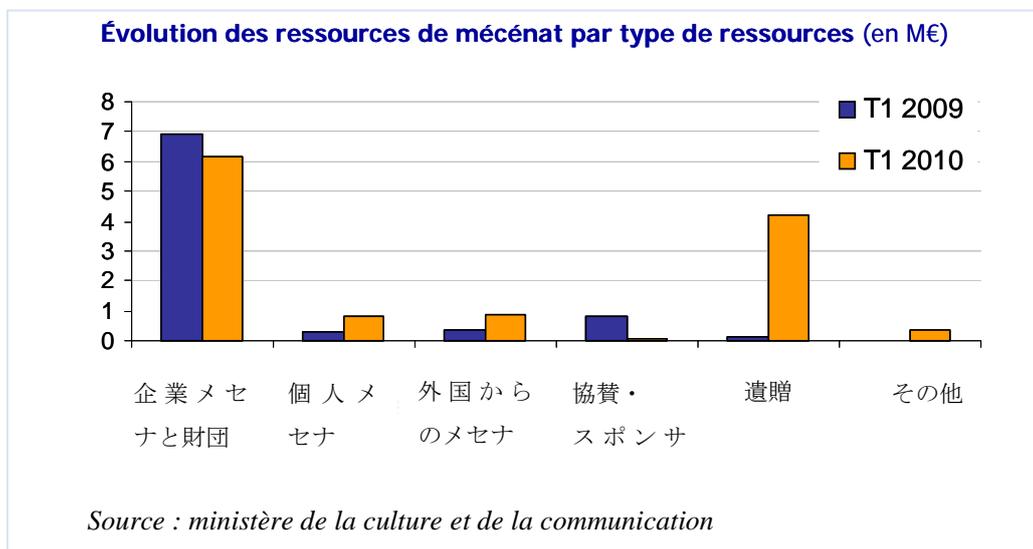
文化事業への企業および個人からの寄附を優遇措置の強化により今後さらに推進するとともに、透明性を確保する必要についても指摘されている。

6-3-1.美術品等に係る寄附の現状

2012 年の下院報告書「文化メセナの新しい形」によると、文化関連の寄附に関しては、企業による寄附が最も大きいですが、個人からの寄附も増加している。

2010 年には遺言による所有財物の遺贈が突出した数字となっているが、これは歴史建造物の寄附があったためと推察される。

図表 6-j 文化メセナの種別別寄附金額（2009/2010 年、単位：100 万ユーロ²²⁵）



図表 6-k 主要な文化施設が受け取った寄附金額（2010 年）²²⁶

文化施設	金額 (100 万ユーロ)
ルーブル美術館	25.4
ポンピドゥセンター	5.0
国立図書館	1.6
ベルサイユ宮殿	3.1
国立文化財センター (CMN)	1.7
国立美術館連合/グラン・パレ (RMN/GP)	3.0
オーベルヴィリエ美術センター (CAPA)	1.3
Universcience	1.4
シテ・ド・ラ・ミュージック	0.9
オペラ座	8.3
オペラ・コミック	0.4

²²⁵ 下院報告書「文化メセナの新しい形」(2012)

²²⁶ 下院報告書「文化メセナの新しい形」(2012)

図表 6-1 ルーブル美術館「Tous mécènes !」キャンペーン広報ページ²²⁷



6-3-2.寄附に対する国民意識と理解を深める取り組み

(1) 寄附教育

(1) - 1. 慈善の学校 (Ecole de Philanthropie)²²⁸

フランス財団 (Fondation de France)、ロスチャイルド財団が共同運営する慈善事業啓発プログラムで、国民教育省との協力の下、プログラムと同名の NPO が小学3～5年生を対象に「慈善事業とは何か」を考えさせる教育プログラム。首都圏を中心に、「慈善の学校」のスタッフがプログラム導入を希望する小学校と話し合いながら1年間の単位でプログラムを作成する。

フランスの学校では、その学区の許可があれば教師が独自にプログラムを作成し実施することが認められている。通年のテーマを設け、それに応じた教育カリキュラムを組み、それが学区長の許可を得られれば実施が可能である。プログラム内容は「ミツバチ」「男女平等」「環境に優しいゴミ処理」「劇場とは」など様々である。教師がこれらのテーマに沿って目標を設定し、当該分野で活動を行う NPO に講演を依頼したり、テーマに合った遠足を企画したりする。

2011年に NPO「慈善の学校」が設立されて以来、約7,000人の児童が参加している。遂行にあたり参照できるよう、ガイドブック²²⁹が作成されている。

²²⁷ 「Tous mécènes !」キャンペーンウェブサイト (最終確認日 2018年2月22日)

²²⁸ NPO「慈善事業の学校 (Ecole de Philanthropie)」

²²⁹ 「慈善事業実施ガイドブック」

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
6.フランス

図表 6-m 「慈善の学校」ガイドブックより
（『慈善』とは）「プログラムの趣旨」等



(2) 寄附広報

美術品の寄附については、文化・コミュニケーション省が情報提供を行っている。同省のウェブサイトには、メセナに特化した情報提供ページ²³⁰が設けられている。個人向けのページと企業向けのページがある。

(2) - 1. 文化・コミュニケーション省による広報活動

(2) - 1 - ①. 文化メセナパンフレット

メセナ活動推進のため、個人・企業向けのパンフレット²³¹を作成している。以下の内容が記されている。物納、贈与、公益、遺言による贈与、用益権等をキーワードに説明が行われている。

- ・個人向けメセナ促進パンフレット「文化メセナ／誰でもできる寄附手続き」
- ・所得税控除
- ・寄附先
- ・用益権 (usufruit) の一時的譲渡
- ・相続税の部分的支払い
- ・基金団体の説明
- ・注意点 (寄附先の限定、寄附の見返りとしての報酬の上限)

²³⁰ 文化・コミュニケーション省「個人メセナ」

²³¹ 個人向けメセナ促進パンフレット「文化メセナ／誰でもできる寄附手続き」：文化・コミュニケーション省と全国公証人協会による作成。

図表 6-n パンフレット「文化メセナ／誰でもできる寄附手続き」²³²



(2) - 1 - ②. パンフレット物納ガイドブック小冊子

文化・コミュニケーション省が一般向けに物納制度について概説した小冊子²³³。物納制度の歴史と意義、実際の手続き方法、税制上のメリットについて説明している。

図表 6-o 小冊子「物納制度／1968年12月31日付法」より²³⁴



(2) - 1 - ③. 企業向けメセナ促進パンフレット

企業向けメセナ促進パンフレット「文化メセナ／企業のアピールのために」²³⁵を作成している。表紙ページには、「中小企業もメセナ活動ができる」との文言がある。以下にその内容を記す。

P.1 : 「文化メセナとは何か。だれもが可能な行為であり、寄附を行う企業に多大な利益をもたらす。金銭だけでなく、現物や職能による寄附も可能である。寄附先は、国、自治体、公益団体、舞台芸術団体、教育団体」

P.2 : 「企業にとってのメリット」

P.3 : 「寄附の手順」

²³² 上記に同じ

²³³ 文化・コミュニケーション省 HP よりダウンロード。

²³⁴ 上記に同じ

²³⁵ 文化・コミュニケーション省 HP

P.4 : 「法律上の規定－優遇税制」
P.5 : 「コンタクト先」

図表 6-p 企業向けパンフレット「文化メセナ／企業のアピールのために」²³⁶

The image shows a grid of six pages from a French brochure titled "Mécénat culturel". The pages are numbered 01 through 05. The content is as follows:

- Page 01: Mécénat culturel. Concrètement, qu'est-ce que le MÉCÉNAT CULTUREL ?**
 - Le mécénat est un acte simple, à la portée de tous, qui peut rapporter beaucoup à votre entreprise. Dans les faits, il s'agit d'un don en numéraire, en compétence, en savoir ou en technologie au profit d'organismes et d'œuvres d'intérêt général.
 - Pour ce qui concerne la culture, les actions de mécénat s'appliquent aux domaines suivants :**
 - la sauvegarde, l'enrichissement et la valorisation du patrimoine: monuments, musées, archives, livres, archéologie...
 - la diffusion de spectacle vivant : musique, danse, théâtre, cirque, etc.
 - la soutien à la création contemporaine par l'acquisition d'œuvres originales d'artistes vivants : arts plastiques, audiovisuels et numériques...
 - la soutien à l'interprétation musicale par l'achat et le prêt d'instruments de musique à des musiciens de haut niveau, la diffusion de la littérature, de la langue et des connaissances scientifiques françaises.
 - les actions au croisement de la culture et du social...
 - Qui peut recevoir les dons de mon ENTREPRISE ?**
 - L'Etat et ses établissements publics, les collectivités locales, les fondations ou associations reconnues d'utilité publique, les organismes d'intérêt général (en particulier les associations dont la gestion est désintéressée, l'activité non lucrative et ne profitant pas à un certain nombre de personnes), les organismes de spectacle vivant pour leurs activités de diffusion (à l'exclusion des organismes constitués en sociétés), certains établissements d'enseignement public ou privés agréés.
 - Plus récemment :**
 - les **établissements hospitaliers privés** pour leurs activités de conservation de l'architecture et d'accueil, sous certaines conditions (loi de Finance pour 2007). Dans ce cas, le don est fait en vertu de la Fondation de France ou, à tout autre organisme agréé qui le reverse au propriétaire du monument hospitalier en vertu de sa vocation.
 - les **fonds de dotation** (loi de modernisation de l'économie de 4 août 2008).
- Page 02: Mécénat culturel. Quel est l'intérêt pour mon ENTREPRISE ?**
 - Le fait de l'intérêt personnel que vous pouvez avoir pour la culture ne constitue aucun obstacle de principe. Il faut simplement le rattacher culturellement à un projet personnel qui agit au profit de l'œuvre dans la stratégie de votre entreprise.
 - Il y a trois bénéfices majeurs à tirer d'une telle démarche:
 - C'est un moyen idéal pour communiquer extérieurement, en externe, auprès de vos clients, de vos partenaires ou du grand public.
 - en interne, auprès du personnel de votre entreprise.
 - C'est une façon d'affirmer vos valeurs et de mettre vos compétences au service de l'intérêt général.
 - C'est aussi une façon de soutenir le développement culturel local et donc de renforcer l'attractivité de votre territoire.
- Page 03: Mécénat culturel. Je souhaite devenir Mécène, quelles sont LES ÉTAPES ESSENTIELLES ?**
 - Le mécénat culturel est finalement assez simple à mettre en œuvre, sauf en ce qui concerne la fiscalité. Il est nécessaire pour bénéficier pleinement de moyens pour avoir un impact positif à la fois sur votre entreprise et sur les projets culturels retenus.
 - Il faut toutefois respecter quelques étapes essentielles:
 - Choisissez votre projet culturel avec soin. Il faut avant tout trouver un projet qui corresponde à votre entreprise ou à vos valeurs et dont vous pourriez tirer le maximum de satisfaction ou de retour positif.
 - Puis contactez le ou les ministères de la Culture et de la Communication et les correspondants mécénat en région (ORAC, CCJ, experts-comptables, notaires, délégués de la Fondation du Patrimoine) qui pourront vous conseiller...
 - Assurez-vous que l'organisme bénéficiaire est en mesure de vous fournir la preuve de son éligibilité au mécénat fiscal (reporté fiscal).
 - Établissez une convention de mécénat entre votre entreprise et l'organisme bénéficiaire. Elle permet de fixer les engagements de chacun et notamment les contreparties dont vous pourriez bénéficier. Modèle disponible sur www.culture.gouv.fr.
 - Demandez à l'organisme bénéficiaire un reçu fiscal de dons aux œuvres (article 1709 du CGI) que vous devrez joindre à votre déclaration fiscale. N'hésitez pas à en parler à votre expert-comptable.
 - Déterminez votre action de mécénat, en commençant auprès de vos partenaires ou du grand public, en mobilisant vos salariés autour de ce projet...
 - ET ENFIN... PROFITEZ PLEINEMENT DU PLAISIR QU'OFFRE LA CULTURE !**
- Page 04: Mécénat culturel. On parle de mesures en faveur du mécénat d'entreprise : QUE DIT LA LOI ?**
 - La loi du 1er août 2003 relative au mécénat, aux associations et aux fondations a créé un dispositif fiscal très intéressant (mécanisme d'avantage fiscal entraineur). Les grandes lignes sont les suivantes:
 - Une réduction de votre impôt sur les sociétés de 60% du montant des dons au maximum de 10% du chiffre d'affaires global, dans la limite d'un plafond de 0,5% de votre chiffre d'affaires net (c'est-à-dire la possibilité de reporter l'excédent sur les cinq exercices suivants en cas de dépassement de ce seuil).
 - Des contreparties en communication et relations publiques pour votre entreprise, proportionnées à hauteur de 25% du montant du don. Il s'agit par exemple de droits pour les communications de presse, de droit de disposition d'espaces de réception, de l'insertion de votre logo sur un catalogue d'opéra...
 - 60% de réduction fiscale et 20% de contreparties soit un avantage global de 80% du montant du don pour l'entreprise mécène !
 - une réduction d'impôt de 30% du montant de don pour l'entreprise d'un créateur artistique ou d'une œuvre d'art, éventuellement supportée au profit d'une collection publique, ou de 40% si un créateur artistique est acquis par l'entreprise pour son propre compte.
 - des avantages fiscaux pour l'achat d'œuvres originales d'artistes vivants reconnus dans un lieu accessible au public, aux clients, aux salariés (à l'exclusion des bureaux de votre entreprise) ou pour l'achat d'instruments de musique destinés à être prêtés à des artistes professionnels ou à des étudiants de haut niveau.
- Page 05: Mécénat culturel. Je veux devenir mécène, à qui puis-je M'ADRESSER ?**
 - Le Ministère de la Culture et de la Communication, les Directives régionales des affaires culturelles, la Fondation du Patrimoine, les correspondants mécénat des Chambres de Commerce et d'Industrie, des experts-comptables et des notaires se mobilisent pour vous informer et donner vie à vos projets.
 - N'hésitez pas à prendre contact avec les correspondants mécénat près de chez vous !
 - MINISTÈRE DE LA CULTURE ET DE LA COMMUNICATION**
MISSION DU MÉCÉNAT
www.mecnat.gouv.fr
 - FONDATION DU PATRIMOINE**
www.fondationdupatrimoine.org
 - ORDRE DES EXPERTS-COMPTABLES**
www.experts-comptables.fr
 - ASSEMBLÉES DES CHAMBRES FRANÇAISES DE COMMERCE ET D'INDUSTRIE**
www.assembleeschambres.com
 - NOTAIRES DE FRANCE**
www.notaires.fr

236 上記と同じ

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」

美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業

6.フランス

(2) - 2. 美術館のコレクション充実のための活動

美術館は、コレクションの一部を寄贈や寄附により賄っている。多くの美術館では、寄附・寄贈により得られた作品をホームページやメディアで案内し、一般への情報発信を行っている。作品の紹介の他に、寄附の手順についても説明している。下記に各美術館の取り組み事例を記す。

(2) - 2 - ①. パリ市近代美術館の情報発信

1953年に個人コレクターから500点の作品寄附を、また2007年以降に800点以上の作品寄附を受けたこと等が紹介されている。

図表 6-q パリ市近代美術館のコレクション（最近の寄附・購入）情報ページ ²³⁷



(2) - 2 - ②. オルセー美術館（個人コレクションによる大型寄附）

2016年には、アメリカ人のコレクター夫妻によるオルセー美術館への大口寄附が行われ、話題となった。コレクションはヴュイヤール、ボナール、ドニ等ナビ派の画家の作品を中心に、600作品を数える。現在の所有者である同コレクター夫妻の死後、所有権が美術館に移譲されることになる。オランダ大統領（当時）は夫妻にレジオン・ドヌール勲章を授与し、謝意を表した²³⁸。

²³⁷ パリ市近代美術館のコレクション（最近の寄附・購入）情報ページ

²³⁸ 現地メディアの報道より。

ヌーベル・オプス誌 2016年10月22日付記事

エクスペレス誌 2016年10月22日付記事

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
6.フランス

(2) - 2 - ③. ルーブル美術館 (クラウドファンディングによる資金調達)

ルーブル美術館では作品購入のための資金調達にクラウドファンディングを用いることがあり、企業及び個人の寄附により作品購入や修復が可能になった実績を豊富に持つ。

最近の例では、2017年10月から2018年2月に行われた「フランソワ1世の時祷書 (細密画による装飾写本)」のクラウドファンディングによる購入キャンペーンがある。対象となった美術品は16世紀フランスルネサンス期のフランス王家の宝物で、国外 (イギリス) にあったものを取り戻す形となった²³⁹。

図表 6-r フランソワ1世の時祷書²⁴⁰



購入費用の1,000万ユーロに対し、美術館独自の資金に加えて、高級ブランド企業グループが500万ユーロを寄附したほか、一般からの寄附を募った。クラウドファンディングを通じた寄附は、100万ユーロの目標額が設定された。作品は一時的にルーブル美術館に展示され、資金調達キャンペーン「Tous mécènes !」が2017年10月に開始された。年明けには目標額の100万ユーロを大きく上回る140万ユーロを調達した。

キャンペーン媒体には次のようなものが用いられた。

- オンライン寄附が可能なキャンペーン専用ウェブページ
- 学芸員による説明動画
- メディア (一般紙、専門誌、テレビニュース) での広報²⁴¹
- ポスター
- 美術館内の募金箱

キャンペーン専用ページ上部には目標額カウンターが設けられ、集まった寄附額と目標に対する達成度が随時反映された。また目標額の達成後 (募金キャンペーン期間終了前に目標達成) には8,500名の個人メセナの氏名が公表された²⁴²。

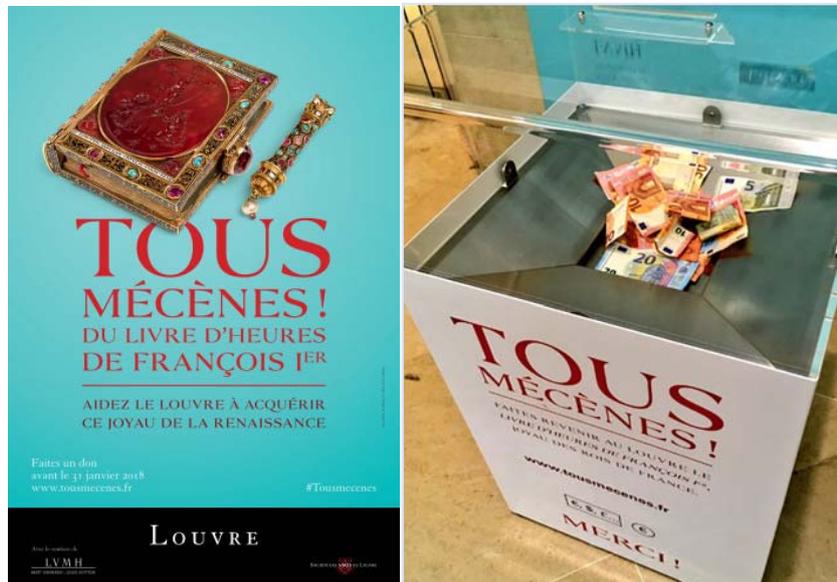
²³⁹ 所有者が次々と代わり1720年からイギリスで保存されていたが、直近の最終所有者であった骨董商が売却を発表。作品を英国内に留めようと英政府が輸出禁止令を出し時間稼ぎを試みたものの購入者が現れず、禁止令の期限切れに伴いルーブル美術館がメセナキャンペーンを実施し、資金調達が成功して購入への運びとなった。ルーブル美術館では直前に企画展「フランソワ1世展」が開催され、一般市民の関心を引きつけた上でのキャンペーンであった。この作品購入キャンペーンのために周到な準備がなされていたことが窺われる。国外に散逸したフランスの歴史遺産かつ稀有な美術作品を美術館が取り戻した好例と言える。

²⁴⁰ 「Tous mécènes !」 キャンペーンウェブサイト

²⁴¹ ル・フィガロ紙2017年10月24日付記事等で報道。

²⁴² 「Tous mécènes !」 キャンペーンウェブサイト Les donateurs de la campagne

図表 6-s ルーブル美術館「Tous mécènes !」キャンペーンのポスター
及び館内に設置された募金箱²⁴³



「皆メセナだ！ フランソワ1世の時祷書／このルネッサンスの至宝の購入を
応援してください」との文言が記載

²⁴³ 「Tous mécènes !」 キャンペーンウェブサイト

6-4.その他美術品の市場流通促進のための取り組み

6-4-1.金融機関の取り組み

(1) 美術品に係る動産担保

アメリカ企業 Athena Art Finance に関する記事²⁴⁴の他には関連情報が見られなかった。

(2) 美術品に係る信託ソリューション

BNP パリバ銀行、Neuflyze OBC 銀行、Degroof Petercam 銀行等では、富裕層向けに美術品関連サービスが用意されていることがある。また美術品資産運用コンサルティング企業（Fin'Art Consulting、Saint Eloy Art Wealth Management 等）では美術品の鑑定、取得、売却についてアドバイスと運用手続き代行を行うとともに、アート信託サービスも行っている。

²⁴⁴ 金融関連ニュースサイト ADNews 2015 年 10 月 12 日付記事

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
7.オランダ

7.オランダ

7-1.行政機関による文化行政方針²⁴⁵

現在の政府の文化政策は、1993年に施行された文化政策（特別目的資金調達）法²⁴⁶が基礎となっている。管轄機関である教育・文化・科学省は、文化的表現を維持・発展させ、社会的・地理的境界を越えてそれらを普及、伝播させる責任を負う。

国の責任は主に政策に限定されており、政府が文化的表現について芸術的判断を下すべきではないという「トルベッケ原則」が存在し、文化とメディア政策に関する実質的な事項について助言を行うのは文化評議会（Raad voor Cultuur）である。政府は、文化政策（特別目的資金調達）法に従って、関連施設の資金調達や文化評議会による政策プログラムの策定を通じて、広範囲・多様な文化を国民に提供している。

政府の文化政策は以下に沿って実施されている。

・基本的な国家基盤（BIS）

国家の芸術や文化において特別と認められる機能を有し、地域や都市のインフラに重要な役割を果たすため、政府が直接資金提供する84機関で構成される。

・文化基金

芸術、映画、視覚芸術、文学、創造的産業、文化的参加のための6基金。プロジェクトごとに、または2年周期で様々な分野の取り組みを支援する。大臣は資金政策・枠組み策定を担当し、資金配分決定の責任は文化基金自体にある。

・政策プログラム

文化教育や起業家支援等の政策プログラムは、他の政府機関（内務省、外務省、経済省等）、地方自治体、その他公的・民間機関と共同運営されている。

また、各州や地方自治体が独自の文化政策を推進しているため、政策の断片化や官僚主義を防ぎ、資金の効果的利用を促進するため国・州・地方自治体による3層連携が行われている²⁴⁷。2016年の中央政府の文化歳出は8億3,900万ユーロであった²⁴⁸。

²⁴⁵ Government of the Netherlands > The Dutch Cultural System

²⁴⁶ 文化政策（特別目的資金調達）法（1993年施行）

²⁴⁷ ・オランダの三大都市、各地域及びオランダ自治体協会（Association of Netherlands Municipalities、VNG）と州際協議会（Interprovinciaal Overleg、IPO）の調整

・オランダ自治体協会（Association of Netherlands Municipalities、VNG）

・州際協議会（Interprovinciaal Overleg、IPO）

²⁴⁸ Rijksuitgaven aan cultuur

7-2.美術品に係る租税制度等

7-2-1.租税制度

7-2-1-1.寄附税制の制度体系

優遇措置が設けられているのは公益機関への寄附である。

公益機関には一般的な公益機関 (Algemeen Nut Beogende Instelling、ANBI) と文化公益機関 (Culturele ANBI、文化 ANBI) があり、それぞれへの金銭・物品の寄附については優遇内容が異なる。文化 ANBI とは、活動の少なくとも 90% が文化分野に当てられている団体である。文化 ANBI に対する寄附についてはより大きな所得控除が適用される。

また、寄附には、同一団体へ継続して最低 5 年間の同額寄附を行う定期的寄附 (Periodieke giften) と一般的な寄附²⁴⁹があり、それぞれ優遇内容 (控除の可否) が異なる。

寄附先・寄附形態による控除可否 (個人、法人) を以下に記す。

図表 7-a 寄附先・寄附形態による控除可否 (個人、法人)²⁵⁰

寄附先	定期的寄附	一般的な寄附
ANBI	控除可能	控除可能
文化 ANBI	控除可能	控除可能
協会	控除可能	控除不可
SBBI (社会貢献代表機関)	控除不可	控除可能

(1) 個人による寄附

個人が定期的寄附を行う場合、控除限度額は設定されていない²⁵¹。個人が一般的な寄附を行う場合、控除が可能であるが、控除できるのは所得の 1% を超える価額部分であり、最低 60 ユーロからである。ともに課税所得から控除される²⁵²。

また、文化 ANBI に寄附をした場合、「寄附額×125%」を文化 ANBI への寄附額とみなし、控除額とする。ただし、25%増額相当部分の限度額は 1,250 ユーロまでである。

文化 ANBI 以外の ANBI 等への寄附と合わせた場合、上限額は課税所得の 10% ではなく、「所得の 10% (控除最大額) + 文化 ANBI への寄附額×25%」となる。

²⁴⁹ 国税関税執行局 Periodieke giften en gewone giften - wat is het verschil?

一般的な寄附とは「定期的寄附 (Periodieke giften)」を除く、いわゆる一般的な寄附のこと。

²⁵⁰ 国税関税執行局 Giften

²⁵¹ 個人による定期的寄附については、「翌年に繰越し可能」とする欧州税務関連団体の調査報告書も確認したが、所得税法 (Wet inkomstenbelasting 2001) (第 6 章 (Hoofdstuk 6. Persoonsgebonden aftrek)) では関連規定を確認することができなかった。

・欧州税務関連団体報告書: EATLP (European Association of Tax Law Professors) 2012 年ロッテルダム会合報告書 Taxation of charities > 国別レポート・オランダ (P8)

・所得税法 (Wet inkomstenbelasting 2001)

²⁵² 国税関税執行局 Hoeveel aftrek krijgt u?

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
7.オランダ

(2) 法人による寄附

法人が文化 ANBI に寄附を行った場合、「寄附額×150%」を寄附価額とみなす。ただし、増額した 50%相当部分の上限額は 2,500 ユーロまでである。寄附価額は課税所得から控除される。さらに、控除できる上限は利益の 50%以下、かつ、10 万ユーロまでである²⁵³。

また、個人、法人ともに、寄附金額による控除の繰越しや繰延べの許可に関しては、確認できなかった²⁵⁴。

(3) 寄附税制の優遇を受ける対象物・対象先

(3) - 1. 寄附の対象物

7-2-1-1.項に記載の通り、金銭・物品が対象となる。

(3) - 2. 寄附の対象先

美術館、公的機関、民間を問わず、寄附対象先が ANBI (公益機関)、文化 ANBI、SSBI (社会貢献代表機関) のいずれかに該当する場合は、寄附税制の優遇措置を受けることができる。

政府による ANBI 調査では、43,016 の ANBI が存在すると報告されている²⁵⁵。

7-2-1-1-1.美術品等に係る寄附税制の制度体系

(1) 美術品に係る寄附税制の基本的な考え方

美術品の寄附に係る税制は一般的な寄附税制と同様である。

(2) 寄附税制の優遇措置を受ける対象物・対象先

(2) - 1. 寄附の対象物²⁵⁶

国税関税執行局の寄附に関する開示情報から、対象となる美術品の定義を確認することができなかったが、付加価値税 (BTW) ページにおいて美術品とみなされる対象物を確認した。美術品とは作家の手によって制作されたオリジナル作品であり、下記に挙げるようなものを指す。

- ・ 絵画、コラージュ、装飾板、彫像や彫刻、エッチング、木版、石版、オブジェクトなど。
機械的及び写真的再生技術以外の技術を用いて手作業で行わなければならない。

²⁵³ ・ 国税関税執行局

> Culturele ANBI (文化 ANBI)

> Aftrekbare giften (法人による ANBI 等への寄附)

・ 法人による寄附額控除の繰越期間 (定期的寄附、一般的な寄附の繰越期間) については調査期間内に確認することができなかった。

また法人税法 (Wet op de vennootschapsbelasting 1969) 第 16 条には、法人が ANBI に寄附を行った場合の限度額等が規定されているが、繰越しについては言及されていなかった。

法人税法 (Wet op de vennootschapsbelasting 1969) 直近版

²⁵⁴ オランダ所得税法

オランダ法人税法

²⁵⁵ Bijlage Evaluatie van de praktijk rondom ANBI's en SBBI's

²⁵⁶ Belastingdienst

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
7.オランダ

- ・ シルクスクリーン。芸術家が手作業で作品を制作し、作品番号がつけられたもの²⁵⁷。
- ・ 彫刻、彫像。素材は問わないが鋳造は最大8体までで、作家が確認したもの。
- ・ タペストリー、テキスタイル。最大8作まで。
- ・ 陶器。作家が手作業で制作し署名したもの。
- ・ 銅版。作家自身が作品番号をつけたもので最大8作まで。
- ・ 写真、ビデオ等の複製可能な作品の場合は作家自身が撮影、プリントしたものであり、作家の署名入りまたは作家監修の作品。最大30作まで。

芸術家の制作物であっても商業的な製品、建築図面、地形図、劇場やスタジオのデコレーション等は付加価値税上では「美術品」とみなされない。

(2) - 2. 寄附の対象先

一般的な寄附税制と同様である。

(3) 美術品の価格算定基準²⁵⁸

認定動産鑑定人・仲介人・競売人連盟（Federatie TMV）が市場価格を算定し、国税関税執行局が課税価額を決定する。

7-2-1-2.相続税の制度体系²⁵⁹

(1) 相続財産の定義

相続財産の対象となるのは被相続人の総遺産額（すべての資産及び負債）である。資産の額は被相続人の死亡時点での市場価格である。

(2) 配偶者に対する相続税額の税額軽減措置

配偶者に対する相続税額の税額軽減措置は、€638,089（2017年）までである。

(3) 相続財産に係る基礎控除

相続額から控除額を差し引き、被相続人との関係により税額が決定される。被相続人との関係による控除額、税率を以下に記す。

²⁵⁷ なお250枚を超えると付加価値税は軽減税率の6%ではなく通常の21%が適用される。

²⁵⁸ 国税関税執行局、認定動産鑑定人・仲介人・競売人連盟

²⁵⁹ 国税関税執行局

(4) 相続税率

図表 7-b 控除額及び相続税率²⁶⁰

対象者	最大控除額 (ユーロ)	税率 (2017年)	
		€122,268以下	€122,269以上
配偶者	€ 638,089	10%	20%
子供	€ 20,209	10%	20%
孫	€ 20,209	18%	36%
両親	€ 47,859	30%	40%
障がいのある子供	€ 47,859	10%	20%
その他	€ 2,122	30%	40%

7-2-1-2-1.美術品に係る相続税制

7-2-1-3.その他美術品に係る租税制度²⁶¹

付加価値税(または売上税)(Omzetbelasting : BTW)は21%が適用されているが、美術品には6%の軽減税率が適用される。

マージン課税対象商品(美術品、コレクション品、骨董品、中古品を含む)の販売については、マージン課税が適用される。この場合、売上高のBTWは計算されないが、販売価格と購入価格の差異によって利益が計算される。販売額から購入額を差し引いた売却益の利益がプラスであれば、この利益に対してBTWを支払わなければならない。

また、EU域外への美術品輸出の際はBTWが免除されるが、輸入する場合は上述の通り、6%の軽減税率が適用される²⁶²。

7-2-2.美術品の課税価格算定の仕組み・体制

7-2-2-1.価格算定機関

認定動産鑑定人・仲介人・競売人連盟(Federatie van Taxateurs Makelaars Veilinghouders in Roerende Zaken : Federatie TMV)²⁶³により認定された鑑定士が価格の算定や鑑定を行う。

認定動産鑑定人・仲介人・競売人連盟は、1951年に設立されたオランダ国内での唯一の専門家協会であり、価格算定評価やオークション、仲介における、様々な芸術品や骨董品、宝飾品、産業機器、車両などの可動資産の多くの分野を対象としている。

鑑定士の身分は国家資格ではないが、ISOに沿った方法で鑑定士の認定が行われる²⁶⁴。

²⁶⁰ 国税関税執行局

>相続税における控除額 (Vrijstelling erfbelasting in 2017 en 2018)

>税率(2017年、2018年)(Hoeveel erfbelasting betaalt u in 2017 en 2018?)

²⁶¹ 下記を参照した。

- ・ Kunst, verzamelvoorwerpen en antiek
- ・ Margeregeling

²⁶² European Commission

²⁶³ 認定動産鑑定人・仲介人・競売人連盟 (Federatie van Taxateurs Makelaars Veilinghouders in Roerende Zaken : Federatie TMV)

²⁶⁴ 認定動産鑑定人・仲介人・競売人連盟 (Federatie van Taxateurs Makelaars Veilinghouders in Roerende

図表 7-c 認定動産鑑定人・仲介人・競売人連盟の紹介 HP

Kunst, antiek en inboedelgoederen

Voor taxaties (verzekering en andere doeleinden) van kunst en antiek of gehele inboedels kunt u terecht bij de gecertificeerde register makelaars / taxateurs. Dit overkoepelende vakgebied omvat kunst (schilderijen, prenten en beeldhouwwerken uit de 16e, 17e, 18e, 19e en 20ste eeuw) antiek (aardewerk, porselein, glas, tin, koper, brons, zilver, meubels, uurwerken, juwelen, art deco, art nouveau, design, tapijten, volkskunst, textiel, speelgoed, etnografica etc.) en inboedelgoederen (huisraad). De bij de TMV aangesloten RegisterTaxateurs en RegisterMakelaars verrichten taxaties in verband met verzekeringsdoeleinden, boedelverdeling bij scheiding of nalatenschap, successie in verband met de belasting, voorgenomen verkoop, etc.

Het bestuur van de sectie kunst, antiek en inboedelgoederen bestaat momenteel uit de volgende leden:

de heer F.W. Baerveldt
de heer drs. R.C.M. Driessen
mevrouw drs. M.C.H. Regout



7-2-2-2.価格算定方法

美術品等の価値の評価方法の算定式は公表されていない。

7-2-2-3.価格算定に不服であった場合の対応方法

申請者は、認定動産鑑定人・仲介人・競売人連盟（Federatie TMV）及び同連盟登録の別の鑑定士にセカンド・オピニオンを求めることができる。

7-2-2-4.評価者の育成・研修

認定動産鑑定人・仲介人・競売人連盟は、主要オークションハウスのマネージャーが主要メンバーであり、登録者は5年ごとに会員資格を更新する必要がある。

認定動産鑑定人・仲介人・競売人連盟は認証制度の開発と「専門能力証明書」の発行を行っている。

図表 7-d 認定動産鑑定人・仲介人・競売人連盟の主要メンバー²⁶⁵

Het bestuur

Het bestuur van de Federatie TMV bestaat uit leden van de federatie en is als volgt samengesteld:

	mr. P.A.E. (Paul) Kerckhoffs	Voorzitter ad interim		E. de Landmeter (Juwelen, Goud- en Zilverwerken)
	drs. R. (Ronald) Daalmeijer (Kunst, Antiek en Inboedelgoederen)	Penningmeester		J. (Hans) Puper (Machinerieën en Bedrijfsinventarissen)
	M.A. (Ali) Foumani (Kunst, Antiek en Inboedelgoederen)			drs. K. (Koen) Samson (Kunst, Antiek en inboedelgoederen)
	R.C.M.(Rob) Driessen (Kunst, Aniek en Inboedelgoederen)			A.P. (Albert) Vos (Motorvoertuigen)
				F.M. (Frans) van Wulften (Machinerieën en Bedrijfsinventarissen)

7-2-3.美術品の課税に係る税務執行体制

7-2-3-1.税務職員の教育方法

内務・王国政務省内の教育サービス（Rijkscampus）の一つに税務教育（Belastingdienst Academie）がある²⁶⁶ものの、美術品に係る教育サービスは確認できなかった。

7-2-3-2.税務職員の外部専門家との情報連携

美術品等の評価は認定動産鑑定人・仲介人・競売人連盟に登録された鑑定士に任せており、税務職員との関わりは無いとの回答²⁶⁷であった。

7-2-4.美術品等を活用した課税逃れの事例や防止策

7-2-4-1.美術品等の寄附における課税逃れの事例

国内において、美術品等の寄附における課税逃れの事例ではないものの、国内で開催される国際的アートフェアでは、パスポート提示の必要もなく、美術品が取引され、購入者はプライベートジェットで作品を運搬できる。そのため行政機関の管理ができず、取引された美術品の登録システムが存在しないことから、美術品が散逸していると指摘する報道もある

²⁶⁵ 認定動産鑑定人・仲介人・競売人連盟（Federatie van Taxateurs Makelaars Veilinghouders in Roerende Zaken : Federatie TMV）

²⁶⁶ なお税務検査官向けの教育内容に関する国税関税執行局令も確認したが美術品に関する記述は確認できなかった。

²⁶⁷ なお鑑定人のみの判断が難しい場合、各種専門家（ディーラー、美術館・博物館、政府機関、場合によっては国外の専門家）に評価を依頼するとのことであった。また世界遺産・文化遺産レベルの美術品等に関しては、遺産法に基づき、政府機関が介入するとの回答を得た。

平成 29 年度
「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
7.オランダ

²⁶⁸事を確認した。

7-2-4-2.課税逃れに対する防止策

美術品に特化した課税逃れの防止策ではないものの、金融監視法 (AML) ²⁶⁹が制定され、金融機関、保険会社、証券、クレジットカード会社、高付加価値商品のディーラー等は 15,000 ユーロ以上の現金取引について報告義務が設けられている。違反の場合罰金 (11,250 ユーロ) 又は懲役刑 (最長 2 年) が科される²⁷⁰。

²⁶⁸ The Globe and Mail 2017 年 3 月 25 日

²⁶⁹ 金融監視法

²⁷⁰ なお美術品に係るマネーロンダリングについての EU としての対応概略は下記の記事を参照。
THE REGULATION OF THE ART TRADE FOR ANTI-MONEY LAUNDERING IN THE EU

7.3.美術品等の寄附に対する基本的な考え方

災害や危機時のみならず、日常的にも困っている人を助けるという「慈善精神」が古くから育まれている。また、教育・文化・科学省が2003年より文化政策の柱とする「文化を与える／文化に与える」は、文化寄与の精神や寄附文化の醸成・定着に貢献している²⁷¹。

7-3-1.美術品等に係る寄附の現状

寄附・慈善活動等についての研究機関である慈善研究センター(The Center for Philanthropic Studies、VU大学(Vrije Universiteit) 附属機関)による研究プロジェクト「Geven in Nederland」の2015年報告書によると、2013年に約44億ユーロが寄附された。この寄附額は、国内総生産(GDP)の約0.7%が慈善目的に寄附されている計算になる。

図表 7-e 2013年の寄附額

寄附の種類	金額 (百万ユーロ)	割合
個人	1,944	45%
遺産	265	6%
基金：募金基金	106	2%
基金：寄附基金	184	4%
企業	1,363	31%
物品寄附	494	11%
合計	4,356	100%

7-3-2.寄附に対する国民意識と理解を深める取り組み

7-3-2-1.寄附教育

民間部門による芸術分野の支援促進をはかるため、政府は2011年から文化起業家精神プログラム Cultural Entrepreneurship Programme を推進してきた。このプログラムは教育文化科学省(OCW)と文化連盟(Federatie Cultuur)との協業により実施され、Cultuur-Ondernemen財団も関与している。

プログラムの中では、民間による芸術への寄附促進活動や資金調達者に対するトレーニング提供等が行われた²⁷²。

²⁷¹ 「文化を与える／文化に与える」政府パンフレット

²⁷² The Dutch Cultural System

平成29年度
「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
7.オランダ

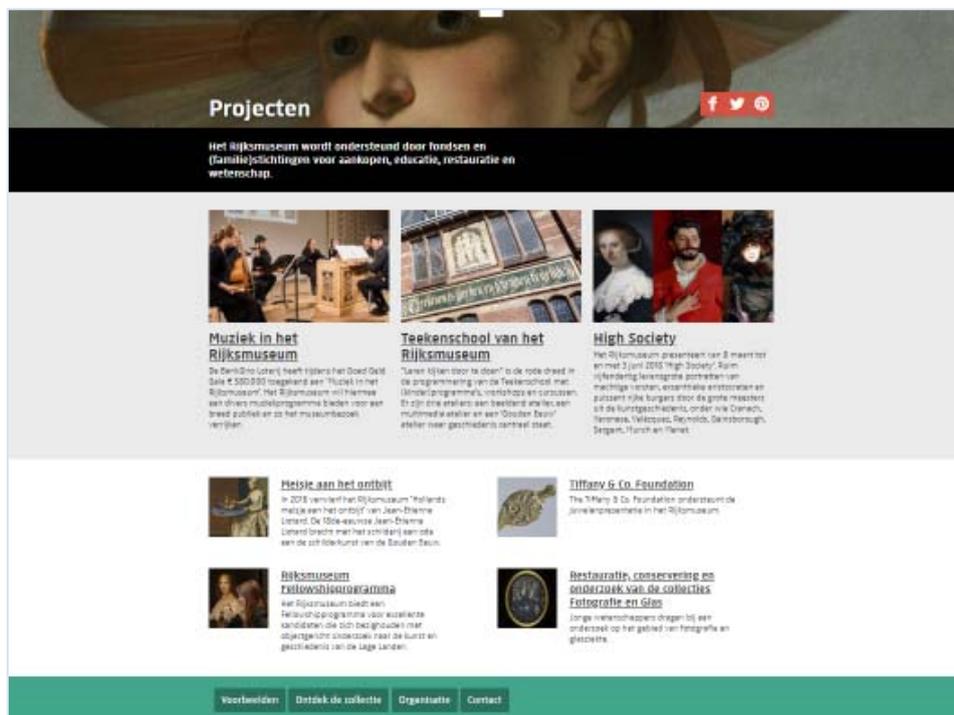
7-3-2-2.寄附広報

国立美術館（Rijksmuseum）における情報発信例である。会員制度を取り入れており、入場料無料やイベント招待等の特典がある。また、寄附（企業や基金からの支援等）により購入した作品や寄附された作品を公開している。また、実施したイベントの情報等も公開している。

図表 7-f 国立美術館会員募集ページ



図表 7-g 国立美術館 支援に基づき行われた各種プロジェクト紹介ページ



平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
7.オランダ

7-4.その他美術品の市場流通促進のための取り組み

7-4-1.金融機関の取り組み

(1) 美術品に係る動産担保

大手オークションハウス（サザビーズ・アムステルダム、クリスティーズ・アムステルダム）及びオランダの大手銀行（ABN アムロ銀行、ラボバンク、ING 銀行）に確認したが、美術品に特化した現地拠点の ABL サービスは確認できなかった²⁷³。

(2) 美術品に係る信託ソリューション

アート作品の信託サービスは確認できないが、金融機関の富裕層向けプライベートバンキング部門では美術品売買や美術品相続等のアドバイスサービスを行っていることが確認できた²⁷⁴。

²⁷³ なおサザビーズは ABL サービスを提供しているが、そのコンタクト先はオランダにはなく、ニューヨーク、ロンドン、香港であるためオランダ国内のサービスではないと判断した。

- ・ Sothebys' s Amsterdam
- ・ Christie's Amsterdam
- ・ ABN AMRO（現地金融機関、以下同様）
- ・ Rabobank
- ・ ING

²⁷⁴ ・ ABN Amro Bank Art advisory and brokerage

- ・ ING Bank Art Management Services

8. シンガポール

8-1.行政機関による文化行政方針²⁷⁵

シンガポールは1965年にマレーシアから分離独立したが、リー・クアン・ユー首相は経済発展と政治的安定を最優先としたため、文化芸術に関する政策は後回しにされてきた。

その後シンガポール経済が域内のハブとして活況を呈し、次第に文化的な生活や余暇を考える余裕が生まれたことで政府も文化・芸術に目を向けるようになってきた。これを背景に1987年には芸術に関する調査²⁷⁶が行われ、「National Arts Council」の設置、大型芸術施設「Esplanade」建設、アーティスト育成のための教育機関「ラ・サール・ポリテクニク」の設立、新規美術館開設等の提言が行われ、1991年には文化振興・助成事業を行う「ナショナル・アーツ・カウンシル (National Arts Council)」が設立されている。

「ナショナル・アーツ・カウンシル (National Arts Council)」の基本理念は「芸術の振興を図り、シンガポールを芸術文化の面でも活力あるグローバル都市に発展させる」であり、音楽や映画、舞台美術、出版、ニューメディア技術等の分野において関係各者と連携しながら支援・育成事業を行う。同機関の活動指針は次の五つである。

- ・国内の芸術の育成／発展
- ・芸術リソースの開発
- ・教育プログラム、観客育成のためのアウトリーチ、学校向けプログラムの実施
- ・国際ネットワーク、シンガポールの現代芸術の海外展開促進、国家間の芸術プログラム、国際共同制作の支援の実施
- ・知的財産の保持、芸術環境整備、学際的貢献に関する支援

1993年には国家遺産局 (National Heritage Board : NHB) が設立され、美術館、博物館の運営を中心に、シンガポールの歴史的な文化財から現代美術作品まで、幅広い収集・保存・公開活動を展開している。

さらに政府は芸術政策の促進に向け、1995年に中期的目標「Global City for the Arts (1995)」²⁷⁷を、2000年から2011年にかけて「Renaissance City Report」²⁷⁸を公表した。

また「National Arts Council」は2012年に芸術文化制度の具体的な整備計画を発表し、文化・芸術政策の長期目標として「ACSR: Arts and Culture Strategic Review」²⁷⁹を発表、「自らの伝統を重んじて、シンガポール人のアイデンティティに誇りを持つ文化的で優雅な国民

²⁷⁵ 文化政策全般については以下を参照した。

- ・「リー・クアン・ユーの死とシンガポールの文化政策・文化制度の将来」-川崎賢一 (駒澤大学 グローバル・メディア・スタディーズ学部論集第17・18合併号 (2015年度))
- ・転換しつつあるシンガポールの文化制度 - 川崎賢一 (The Daily NNA マレーシア版 2014/6)
- ・現代アートに沸く東南アジア 主役狙うシンガポール - NIKKEI STYLE 2014.4
- ・シンガポール：創造都市・グローバル文化政策・コスモポリタニズム - 川崎賢一 (日本都市社会学会年報 28・2010)

²⁷⁶ 文化・芸術に関する諮問委員会 (座長は当時の副首相) が『Report of the Advisory Council on Culture and the Arts』を発表。国民の要望および文化的に活気に満ちた都市を実現するための方策等、芸術に関するニーズ調査が実施された。

²⁷⁷ 経済的な観点から、芸術をグローバルレベルで発展させる必要があるとする目標。

²⁷⁸ Renaissance City Report1～3 (1～3)

- ・Arts Development Plan - National Arts Council (RCP3 と並行して National Arts Council が発表した計画)

²⁷⁹ Arts and Culture Strategic Review - National Arts Council

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」

美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業

8.シンガポール

国家」の創出を目標に掲げ、2025年までに国民の芸術文化レベルを向上させ、芸術鑑賞度を40%から80%に、芸術活動を20%から50%に上げることを数値目標として示された。その施策として、「アートと文化の日常化」、及び「積極的な文化インフラ整備」を提案している。

現在、文化行政を管轄するのは文化社会青年省（Ministry of Culture, Culture, Community and Youth : MCCY）であり、メディア産業等の産業政策は情報通信省（Ministry of Communications and Information : MCI）が担当となっている。先述の国家遺産局（National Heritage Board）、ナショナル・アーツ・カウンシル（National Arts Council）、ナショナル・ギャラリー・シンガポール（National Gallery Singapore）はいずれも文化社会成年省下の公的機関である。

また、近年のシンガポールはアートハブ（拠点）としての存在感を高めつつある。2015年の独立50周年にはフランス・パリの私立美術館「ピナコテーク・ド・パリ」の分館となる「シンガポール・ピナコテーク・ド・パリ（Singapore Pinacothèque de Paris）」²⁸⁰、そして世界最大級のパブリックコレクションを有する「ナショナル・ギャラリー・シンガポール（National Gallery Singapore）」が開設されている。

図表 8-a 美術館外観

(シンガポール・ピナコテーク・ド・パリ、ナショナル・ギャラリー・シンガポール)



シンガポール・ピナコテーク・ド・パリ



ナショナル・ギャラリー・シンガポール

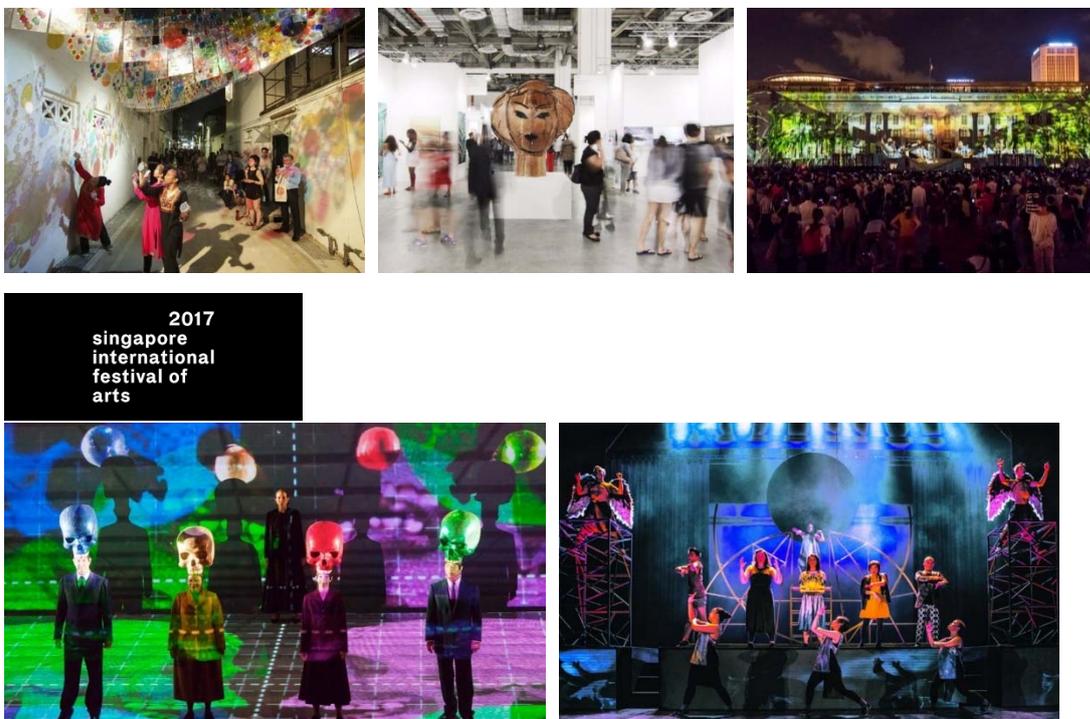
他にも、政府機関がアート関連のビジネスを起業しようとする国内の民間会社にも投資・支援を行い、それらの団体と協賛しながら数々のアートフェスティバル、芸術イベントを主催している。2014年から地元ギャラリーを始め世界中のアーティストやコレクター、アート愛好家等が参加するシンガポール・アート・ウィーク（Singapore Art Week）等のイベントが開催されている。以下はシンガポール・アート・ウィークの様子である。

²⁸⁰ シンガポール・ピナコテーク・ド・パリは2016年に閉館し、現在はアートセンターとなっている。

平成29年度
「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
8.シンガポール

図表 8-b シンガポール・アート・ウィークの様子

SAW
SINGAPORE ART WEEK
17-28 January 2018



8-2.美術品に係る租税制度等

8-2-1.美術品に係る租税制度等

8-2-1-1.寄附税制の制度体系²⁸¹

- (1) 個人による寄附
- (2) 法人による寄附

内国歳入庁では、金銭、株券、アーティファクト(美術・工芸品)、公共芸術優遇税制(PATIS: Public Art Incentive Scheme) 下のパブリックアート、土地・建物が寄附税制で分類されており、政府に認可された公益団体(Institutions of Public Character: IPC) *へ寄附する場合は税金控除を受けることができる。

税額控除額は 2009 年 1 月 1 日～2015 年 12 月 31 日、2016 年 1 月 1 日～2018 年 12 月 31 日の期間中、政府に認可された公益団体への寄附に対して 250%の所得控除としている。2015 年は建国 50 周年を記念して、300%の所得控除を施行している。

図表 8-c 税金控除対象の寄附

寄附項目	対象先	寄贈者
金銭	認定 IPC、シンガポール政府	全寄贈者
シンガポール証券取引所 (SGX) に上場している株式、シンガポールで取引されている投資信託	認定 IPC	個人のみ
アーティファクト (美術・工芸品)	国家遺産局が承認した美術館	全寄贈者
PATIS 下のパブリックアート	国家遺産局、認定受領者	全寄贈者
土地・建物	認定 IPC	全寄贈者

*2017 年 2 月 21 日より、コンピューター寄附に関する税金控除は廃止されている。

寄附金の税額控除額は、課税所得前の法定所得に対して控除される。

例) 法定所得 S\$100,000
寄附額 S\$10,000
控除額 S\$25,000 (\$10,000×2.5)
課税所得 S\$75,000 (\$100,000－\$25,000)

例えば、2014 年度に個人で寄附を行った場合、2015 年度に所得控除が受けられる。控除にあたっては、寄贈者が所得税申告書に寄附金額を記載する必要はなく、IPC からの情報に基づいて自動的に反映される。内国歳入庁は寄附領収書に基づく控除額の申し立てを承諾していない。

また、寄附による税額控除額が年間所得より多い場合、寄贈者は控除額を最大 5 年間引き

²⁸¹ ・ Deductions for Individuals (Reliefs, Expenses, Donations) (内国歳入庁)
・ Deductions for Individuals (Foreigners) (Expenses, Donations, Reliefs, Rebates) (内国歳入庁)
・ TAX DEDUCTION FOR DONATIONS - 個人 (財務省)
・ TAX DEDUCTION FOR DONATIONS - 法人 (財務省)

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
8.シンガポール

継ぐことができる。

(3) 寄附税制の優遇措置を受ける対象物・対象先

(3) - 1. 寄附の対象物

金銭だけでなく、シンガポール証券取引所 (SGX) に上場している株式、シンガポールで取引されている投資信託、アーティファクト (美術・工芸品)、PATIS 下のパブリックアート、土地・建物が対象となる。

(3) - 2. 寄附の対象先²⁸²

政府に認可された公益団体 (IPC) は社会福祉、健康、芸術・文化遺産、コミュニティ、教育、スポーツ、その他の機関で構成されており、2016年時点での総数は653機関、その内、芸術・遺産は83機関で全体の12.7%を占めている。

8-2-1-1-1.美術品に係る寄附税制

(1) 美術品に係る寄附税制の基本的な考え方

美術品も一般的な寄附税制の中で取り扱われる²⁸³が、優遇措置を受けるには、Approved Museum Scheme の要件を満たすことが求められる。Approved Museum Scheme は2003年に導入された制度で、国家遺産局から価値があると認められた美術品を国家遺産局、国家遺産局が承認した美術館、認定受領者に寄附する場合、所得控除を受けることができる。

2016年1月1日～2018年12月31日の期間中は寄附額の250%の所得控除を受けることができる²⁸⁴。

(2) 寄附税制の優遇措置を受ける対象物・対象先²⁸⁵

(2) - 1. 寄附の対象物

美術品関連は、アーティファクト (美術・工芸品) 及び PATIS 下のパブリックアートへの寄附が控除の対象となっている。

アーティファクトについては、国家遺産局が収集する価値があると判断する美術品を対象としている。

PATIS 下のパブリックアートは、以下のように規定されている。

- ・ 国家遺産局が望む芸術的、または遺産的に意義のある二次元、三次元の公共芸術作品

²⁸² ・ Deductions for Individuals (Reliefs, Expenses, Donations) (内国歳入庁)

・ Deductions for Individuals (Foreigners) (Expenses, Donations, Reliefs, Rebates) (内国歳入庁)

・ TAX DEDUCTION FOR DONATIONS - 個人 (財務省)

・ TAX DEDUCTION FOR DONATIONS - 法人 (財務省)

²⁸³ ・ Deductions for Individuals (Reliefs, Expenses, Donations) (内国歳入庁)

・ Deductions for Individuals (Foreigners) (Expenses, Donations, Reliefs, Rebates) (内国歳入庁)

・ TAX DEDUCTION FOR DONATIONS - 個人 (財務省)

・ TAX DEDUCTION FOR DONATIONS - 法人 (財務省)

²⁸⁴ 国家遺産局 Approved Museum Scheme

公益団体 (IPC) であっても国家遺産局の認定団体ではない先への美術品寄附については、所得控除の対象外である。

²⁸⁵ ・ 国家遺産局 美術館等の施設向け Approved Museum Scheme 申請ガイド

・ Public Art Tax Incentive Scheme (国家遺産局)

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
8.シンガポール

- ・ 独立した設置、建物の外観への統合が可能な芸術作品
- ・ 簡単に撤去できない芸術作品
- ・ 一般にアクセス可能、または一般公開エリアに位置する芸術作品

(2) - 2. 寄附の対象先

アーティファクトの対象先は、国家遺産局からミュージアムステータスを取得した美術館である。ミュージアムステータスは2006年4月1日より、美術品を取得して一般公開するために設立された非営利団体に与えられており、2015年12月21日時点では九つの施設が認められている。

- 1) National Museum of Singapore
- 2) Singapore Art Museum
- 3) Asian Civilisations Museum
- 4) National University of Singapore (NUS) Museum
- 5) National Library Board
- 6) Singapore Philatelic Museum
- 7) Singapore Management University
- 8) Nanyang Technological University Art and Heritage Museum
- 9) National Gallery Singapore

PATIS 下のパブリックアートの寄附対象先は、国家遺産局、または、国家遺産局に承認された受領者を対象としており、国家遺産局に承認された九つの施設が認められている。

- 1) Asian Civilizations Museum
- 2) National Museum of Singapore
- 3) Public Utilities Board
- 4) National Parks Board
- 5) Singapore Arts School Limited
- 6) National Environment Agency
- 7) Urban Redevelopment Agency
- 8) Gardens by the Bay
- 9) The Esplanade Co Ltd

(3) 美術品の価格算定基準²⁸⁶

寄附された美術品の評価は、Approved Museum の施設が指名し、国家遺産局が承認する民間企業の鑑定士が実施する。指名された民間企業の算定方法に準じて、美術品受け入れ時点での市場価格を算定する。

²⁸⁶ Approved Museum Scheme (国家遺産局) 申請ガイド

平成 29 年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
8.シンガポール

8-2-1-2.相続税の制度体系

シンガポール政府は 2008 年 2 月 15 日より相続税を廃止している²⁸⁷。

8-2-1-3.その他美術品に係る租税の制度²⁸⁸

1994 年よりシンガポール国内での商取引には、居住用財産の取得及びリース取引や資金融資や株式・社債の発行、保険契約、為替・先物などの金融取引等を除いて、一般消費税である GST : Goods and Services Tax が適用されている。2007 年 7 月 1 日以降の税率は 7 % であり軽減税率は設けられていない。

また、商品は輸入された時点で、原則としてシンガポール税関により GST が徴収される。一般関税または物品税の課税対象品目を輸入する場合も、GST はこれらの税金とともに徴収される。

一方で、2010 年 5 月にチャンギ空港に隣接した FTZ 内に貴重品専門倉庫「シンガポール・フリーポート」が開業し、大手競売商などが高価な貴重品等を保管している。シンガポール政府は、顧客の 9 割以上、預かり荷物の 9 割以上が海外顧客である貴金属・美術品・骨董品の倉庫保管サービス事業者のうち「特定倉庫制度 (SWS : Specialised Warehouse Scheme)」の認定を受けた事業者については、2011 年 10 月より関税および GST の納付を免除している。

SWS が対象とする商品カテゴリーは以下の通り。

- ・美術品（詳細は以下の通り。）
 - ・絵画、線画、コラージュ、飾り額、類似する画像
 - ・彫刻、リトグラフ、他の印刷物
 - ・彫刻、彫像
 - ・彫刻の鋳造
 - ・タペストリー、その他の吊りもの
 - ・陶磁器
 - ・エナメル（金属素地に装飾として焼付）
 - ・16mm フィルム
 - ・写真
 - ・サウンドレコーディング
 - ・イラストレーション
- ・骨董品
- ・アーティファクト（美術・工芸品）
- ・コレクターアイテム
- ・貴金属（金、シルバー、パラジウム、白金）
- ・宝石（ダイヤモンド、ルビー、サファイア、エメラルド）
- ・ジュエリー
- ・ワイン

²⁸⁷ Estate Duty（内国歳入庁）

²⁸⁸ ・ IRAS e-Tax Guide - GST Guide on Specialised Warehouse Scheme and Zero-rating of Supplies (Second edition)（内国歳入庁）

・シンガポール関税制度（日本貿易振興機構）

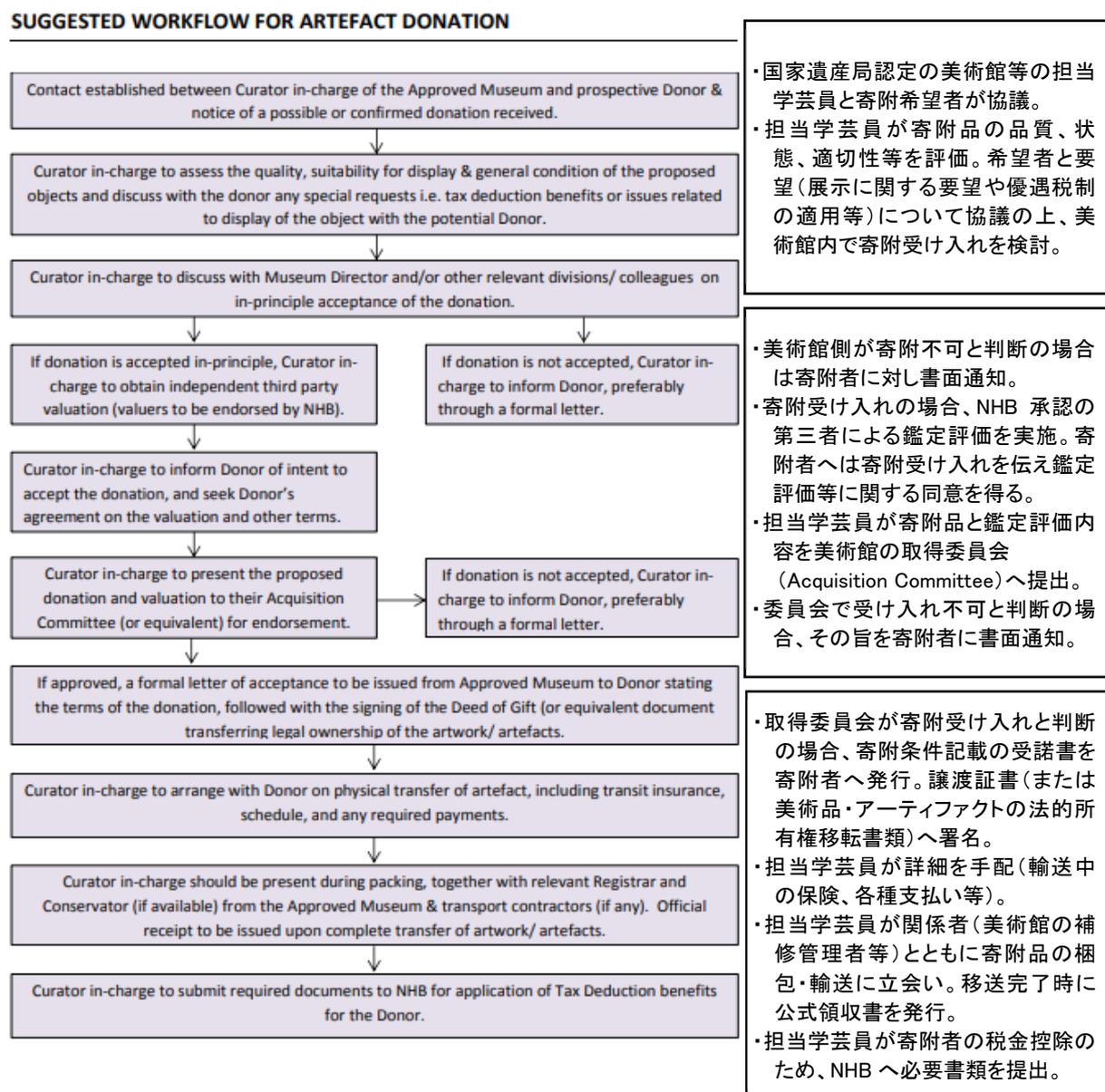
8-2-2.美術品の課税価格算定の仕組み・体制²⁸⁹

美術品の寄附や贈与を行う際に、寄贈者が美術館や国家遺産局に美術品のアーティファクトの価格評価申請を行う必要がある。

また、PATIS でのパブリックアート寄附による彫刻や美術品の価格については、国家遺産局へ評価申請する必要がある。

Approved Museum Scheme に基づいて寄附される美術品の評価の流れは次の通り。

図表 8-d Approved Museum Scheme に基づく美術品寄附の流れ²⁹⁰



²⁸⁹ ・ Approved Museum Scheme (国家遺産局) 申請ガイド
 ・ Public Art Tax Incentive Scheme (国家遺産局)

²⁹⁰ Approved Museum Scheme (国家遺産局) 申請ガイド

8-2-2-1.価格算定機関²⁹¹

控除対象となる美術品の評価は、Approved Museum の施設が指名し、国家遺産国が承認する鑑定士が実施する。寄附者が鑑定士の評価結果に同意した場合、施設側の美術品取得委員会または同等の機関の承認を経て寄附される。Approved Museum Scheme の申請ガイド²⁹²には、国家遺産局の推奨する鑑定士リストが掲載されている。ただし本リストは、承認された全鑑定士を網羅しているものではない。

図表 8-e 国家遺産局推奨鑑定士リスト ²⁹³

	鑑定士	専門分野
1	Christie's International Singapore	General
2	Sotheby's Singapore	General
3	Hugh Bett/ Maggs Bros Rare Books	Rare antiquarian books, papers, maps, archival materials
4	Antiques of the Orient	Singapore & Southeast Asian rare antiquarian books, prints/ engravings, photographs and postcards from Straits Settlements period to post-independent period
5	Kensoon Asiatic Art	Chinese/ Southeast Asian ceramics & artefacts
6	SooBin Art International	Chinese/ Southeast Asian contemporary visual arts
7	Tzen Gallery (Mr Tan Teo Kwang)	19th Century Chinese visual art/ contemporary Southeast Asian visual arts
8	Silver Rue Art Consulting LLP (Ms Lindy Poh)	Singapore/ Southeast Asian visual art
9	Sapere Art Management & Consultancy (Ms Joanna Lee)	Singapore/ Southeast Asian visual art
10	Mr Ng Ah Choon	Peranakan art and artefacts (including porcelain, beadwork, furniture, silver, kitchen items and textiles)
11	Ms Cecilia Ong	Peranakan art and Southeast Asian visual arts
12	Spink (Asia) Pte Ltd Singapore	Philately (stamps and postcards). Covers, philatelic materials
13	James Song Philatelics	Postcards

²⁹¹ Approved Museum Scheme (国家遺産局) 申請ガイド

²⁹² 上記に同じ

²⁹³ 上記に同じ

8-2-2-2.価格の算定方法

(1) 算定基準

(2) 算定手順

Approved Museum Scheme に記載されているサザビーズ・シンガポール、クリスティーズ・シンガポール、現地ギャラリー²⁹⁴へ問い合わせを行ったところ、いずれもシンガポール国内で美術品の査定や鑑定は行っておらず、全て香港拠点に依頼しているとの回答を得た。

また、別の現地のギャラリー²⁹⁵にも問合せたところ、課税価格、保険見積価格、売買向け価格といった目的によって価格算定基準が変わることはなく、美術品の大きさ、写真、アーティスト名、作成年、購入場所などの基本的な情報の提供を基に、算定していることを確認した。

8-2-2-3.価格算定に不服であった場合の対応方法

8-2-2-2.項で問い合わせを行った現地ギャラリーによると、同ギャラリーの評価チームは異議申し立てを受け付けており、必要が生じた場合には、再評価を行うとしている。

9-2-2-4.評価者の育成・研修

課税価格の評価は民間企業に委任しているため、評価者の育成・研修方法については、確認できなかった。

8-2-3.美術品の課税に係る税務執行体制

8-2-3-1.税務職員の教育方法

国家遺産局で示されているプロセスを経て、提出された領収書に基づいて優遇措置を提供しているため、税務職員の美術品に係る教育方法については確認できなかった。

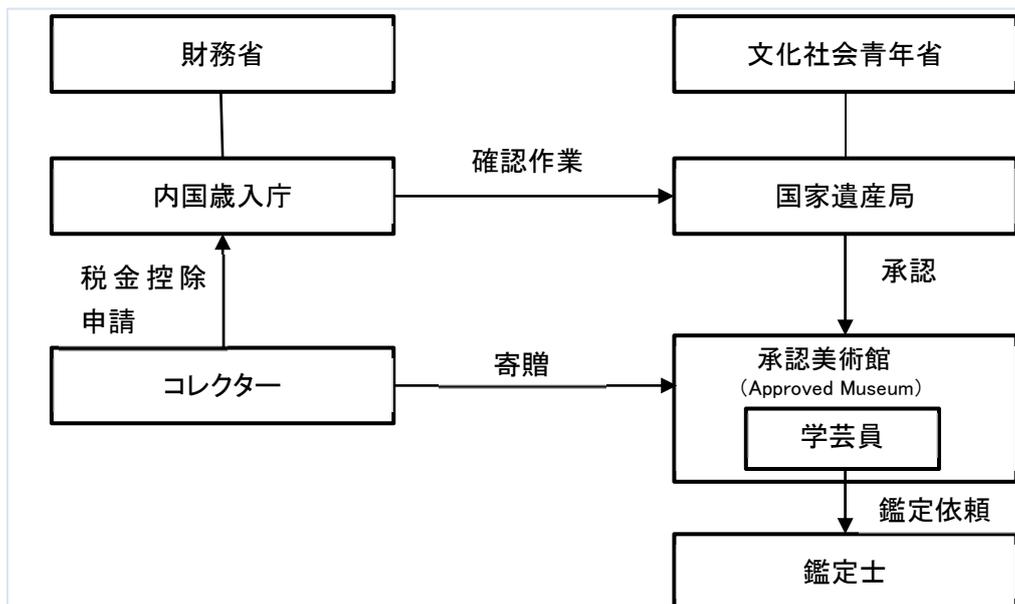
8-2-3-2.税務職員の外部専門家との情報連携

税務職員が行う業務は申請内容の確認等であり、外部専門家との情報連携については確認できなかった。税金控除における関係機関と専門家の関係性は以下の通りである。

²⁹⁴ サザビーズ・シンガポール、クリスティーズ・シンガポール及び Antiques of the Orient への電話問い合わせによる。

²⁹⁵ Eagle's Eye Art Gallery

図表 8-f 租税の優遇措置における関係各機関・専門家の関係



8-2-4.美術品等を活用した課税逃れの事例や防止策

8-2-4-1.美術品等の寄附における課税逃れの事例²⁹⁶

美術品の寄附ではないものの、美術品取引に関する不正の事例として以下を確認した。

- ・ 2015年2月、スイス人の美術品ディーラーであるイヴ・ブーヴィエ氏は、ロシア人富豪であるドミトリー・リボロフ氏への美術品売買に関し、絵画販売価格の不正操作、関連資料の偽造、ロンダリング等の容疑でモナコ警察に逮捕された。

8-2-4-2.課税逃れに対する防止策

2006年11月8日、Inter-Ministry Committee の勧告により、チャリティ（改正）法案が導入された。法案導入に伴い Commissioner of Charities の機能が内国歳入庁から社会開発青年スポーツ省（Ministry of Community Development, Youth and Sports）へ移管され、専任の Commissioner of Charities が任命された。

Commissioner of Charities の目的は以下の通りである。

- ・ 慈善団体の信頼と信用の維持
- ・ 慈善団体の運営管理と法的義務遵守の推進
- ・ 慈善団体の効果的な利用促進
- ・ 慈善団体への寄附者、受益者、一般国民への説明責任強化

また、慈善団体及び公共の利益保護のために行動するために、以下の権限が追加された。

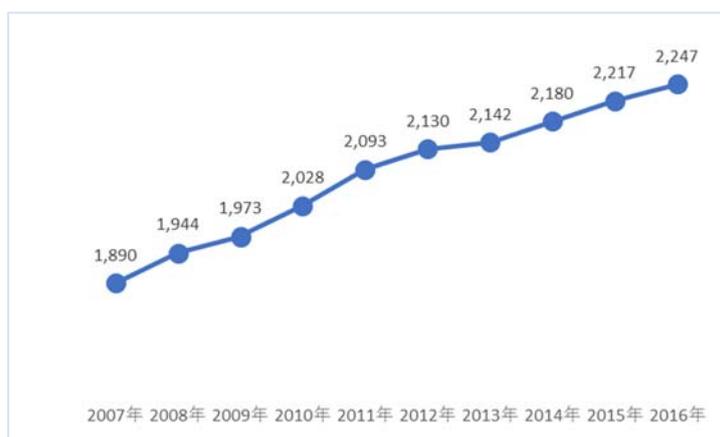
- ・ 疑わしい慈善団体の登録を拒否できる裁量権
- ・ チャリティ、または IPC による資金調達を中断・禁止する権限
- ・ 慈善団体又は IPC の解散時にその財産の管理に関する具体的な指示を与える権限

²⁹⁶ ・ パナマ文書によって暴かれたアートマーケットの闇
 ・ Art scandal threatens to expose mass fraud in global art market

8-3.美術品等の寄附に対する基本的な考え方

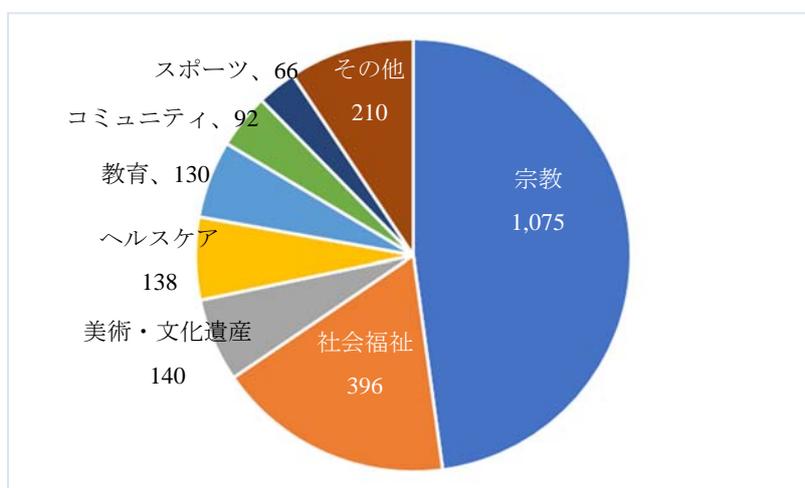
慈善福祉委員会（Commissioner of Charities）²⁹⁷の『Commissioner of Charities Annual Report 2016』²⁹⁸によると、2016年における寄附団体数²⁹⁹は2,247を記録しており、年々増加傾向にある。

図表 8-g 寄附団体数の推移 ³⁰⁰



寄附団体の内訳を見ると、宗教団体が全体の48%を占めており、多宗教国家であるシンガポールの特徴を示している。また、美術・文化遺産関連の団体も140あり、全体の6%を占めている。

図表 8-h カテゴリー別寄附団体数（2016年）³⁰¹



²⁹⁷ 関連省庁（保健省、教育省等）との連携により、寄附を受ける団体（寄附団体）の監督を行う組織。

²⁹⁸ ・ Commissioner of Charities (COC) Annual Reports (2002 -2016) - Commissioner of Charities

²⁹⁹ 市民等から寄附を受ける団体で、Charities Act の第2条で定義される。

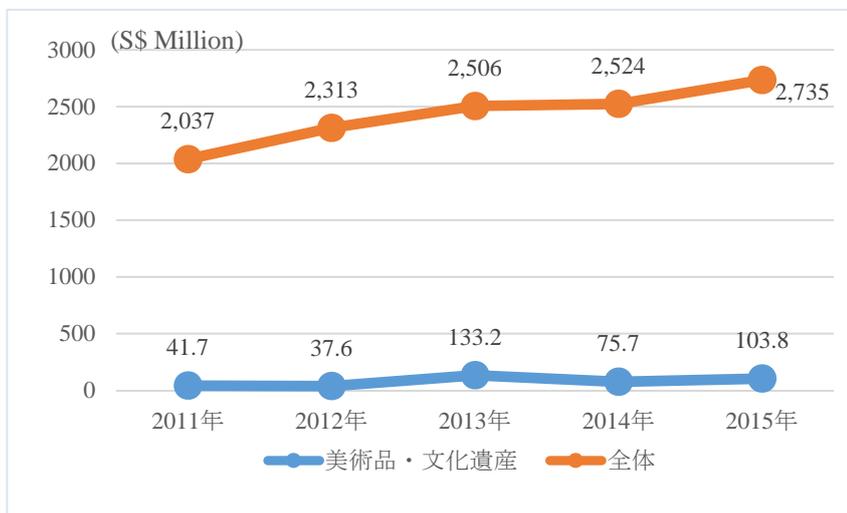
Charities Act <https://sso.agc.gov.sg/Act/CA1994>

³⁰⁰ Commissioner of Charities (COC) Annual Report 2016 をもとに作成

³⁰¹ Commissioner of Charities (COC) Annual Report 2016 をもとに作成

寄附金額は、年々増加傾向にあり、2015 年は S\$27 億 3,500 万を記録している。美術・文化遺産系団体は 1 億シンガポールドルで推移している。

図表 8-i 寄附金額の推移³⁰² (全寄附金額、美術・文化遺産)



寄附団体のうち、公益団体 (IPC : Institutions of Public Character) への寄附について、税制優遇措置 (所得控除) を受けることができる。シンガポール政府は 2009 年から公益団体 IPC への寄附に対して 250%の税額控除、2015 年は建国 50 周年を記念して 300%の税額控除を適用している。その結果、2010 年から IPC 向けの寄附金額は大きく増えており、特に 2015 年は過去最高となる S\$13 億 6,100 万を記録している。

図表 8-j 公益団体 (所得控除対象団体) への寄附金額推移³⁰³



³⁰² Commissioner of Charities Annual Report 2016 (P17) をもとに作成

³⁰³ Commissioner of Charities (COC) Annual Report 2016 をもとに作成

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
8.シンガポール

8-3-1.美術品等に係る寄附の現状

美術品の寄附に特化した調査・考察類は確認できなかったが、寄附全体及びその内訳としての美術・文化遺産系団体への寄附については既述の『Commissioner of Charities Annual Report』で公表されている。

同報告書で2012年～2016年の美術・文化遺産系団体に対する寄附額（所得金控除対象寄附金額）の推移を見ていくと、300%の控除が適用された2015年には約1億シンガポールドルの寄附金額となっている。

8-3-2.寄附に対する国民意識と理解を深める取り組み

(1) 寄附教育

社会・家族開発省に属する National Council of Social Service 内の Community Chest は、SHARITY というキャラクターを使い、子供向けに寄附に関する啓蒙活動を展開している³⁰⁴。

図表 8-k SHARITY ウェブページ



図表 8-l 小学校 (Montfort Junior School) でのイベント



³⁰⁴ SHARITY

ウェブページ、フェイスブックページ、インスタグラム、ユーチューブにて、Community Chest が展開するイベント情報などを公開

教育省（Ministry of Education : MOE）では、社会的責任を持って地域社会への貢献させる学習経験（Character and Citizenship Education : CCE）である『VIA: Value in Action』を展開している。学生が VIA のコミュニティとニーズを理解するよう、すべての学校が学生にとって最適な方法である VIA プログラムのデザインを行う権利を有している。プログラムは、福祉団体支援の募金活動や高齢者ケア、公共の環境問題など多岐に渡っている。

この CCE は、初等教育 (Primary)、中等教育 (Secondary)、大学進学前教育 (Pre-University) のレベルで行われている³⁰⁵。

図表 8-m 図表 小学校（Rivervale Primary School）における CCE の様子



³⁰⁵ 各教育段階の CCE シラバスは次の通り。

- ・初等教育：Character and Citizenship Education Syllabus Primary (Implementation Starting from 2014)
- ・中等教育：Character and Citizenship Education Syllabus Secondary (Implementation Starting from 2014)
- ・大学進学前教育：Character and Citizenship Education Syllabus Pre-University (Implementation Starting from 2016)

平成29年度

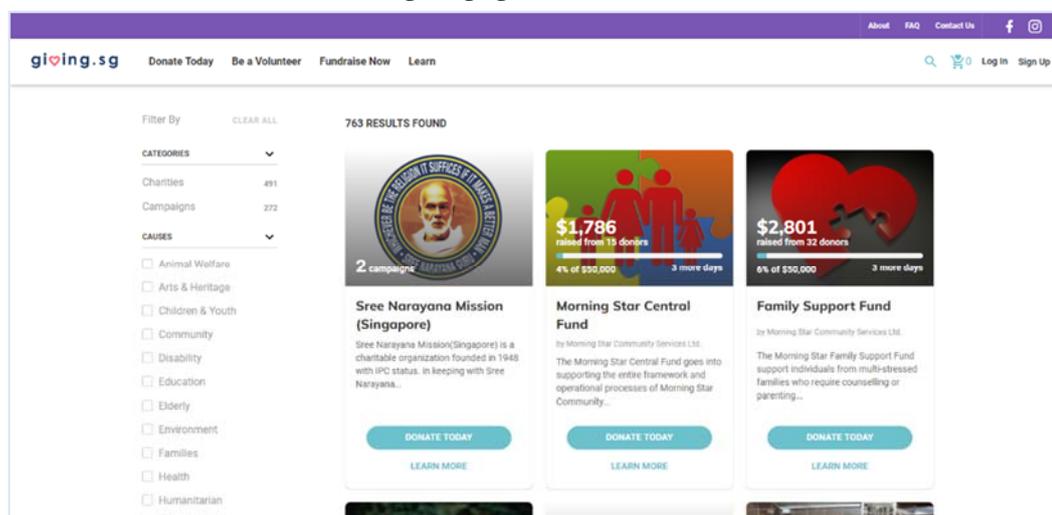
「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
8.シンガポール

(2) 寄附広報

2007年に Commissioner of Charities がチャリティーポータル³⁰⁶を立ち上げ、慈善団体情報、チャリティー・募金に関する各種ガイドライン、寄附に関する統計情報や年次報告書などを一般に公開しており、寄附の状況について確認することができる。

また National Volunteer & Philanthropy Centre は、寄附に関する情報提供の場として giving.sg を運営している。サイト内の寄附ページでは、寄附全般に関するポータルサイトとしての役割を担っている。具体的には、どのような寄附行為ができるのか、誰がどのような使途で寄附を募っているのか、目標金額に対してどの程度寄附が集まっているのかなどが確認できるようになっている³⁰⁷。

図表 8-n giving.sg の寄附ページ ³⁰⁸



さらに、慈善団体など社会奉仕団体を監督する NCSS: National Council of Social Service (全

³⁰⁶ チャリティーポータルサイト

³⁰⁷ フェイスブックやインスタグラムを通じた情報共有も行っている。

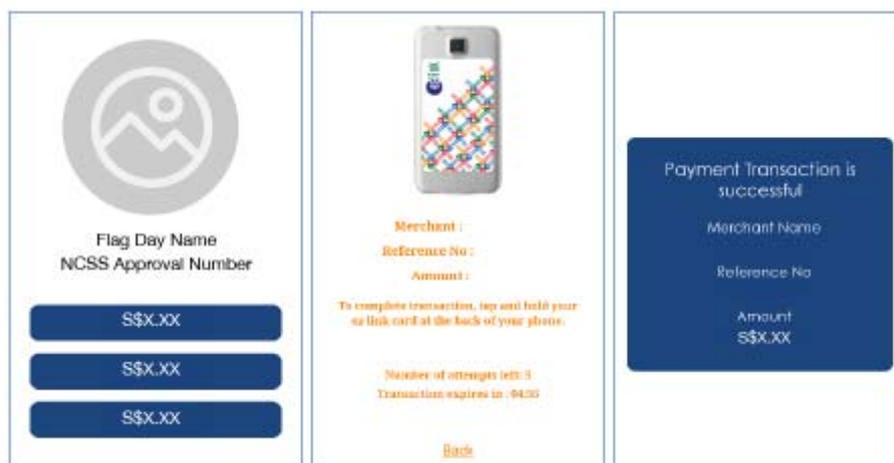
³⁰⁸ giving.sg 寄附ページ

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
8.シンガポール

国社会奉仕委員会)は、キャッシュレスによる寄附として、交通機関で使用するICカード『ez-link』とスマートフォン・アプリを用いた寄附『Donate through cashless technology on Flag Days』をウェブサイト上で紹介している。

図表 8-0 ICカード ez-link とスマートフォン・アプリを利用した寄附の紹介ページ³⁰⁹
(寄附額を画面に入力し、スマートフォンをICカードにタップして寄附が完了する)



³⁰⁹ National Council of Social Service > Donate through cashless technology on Flag Days

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
8.シンガポール

8-4.その他美術品の市場流通促進のための取り組み

8-4-1.金融機関の取り組み³¹⁰

(1) 美術品に係る動産担保

シンガポール国内の主要金融機関（OCBC 銀行、MayBank シンガポール、HSBC シンガポール）については、アート ABL の情報は確認できなかった。

また、サザビーズなどの大手オークション会社についても、シンガポール国内では、金融サービスの取り扱いを行っていない。

(2) 美術品に係る信託ソリューション³¹¹

シンガポール国内の主要金融機関（OCBC 銀行、MayBank シンガポール、HSBC シンガポール）については、美術品に係る信託ソリューションの情報は確認できなかった。

また、信託業務のライセンスを有した事業者³¹²に確認したが、いずれも美術品信託は取り扱っていないとの回答であった。

³¹⁰ ・ BANKING ACT

・ ASSET-BASED LENDING IN SINGAPORE

³¹¹ ・ BUSINESS TRUSTS ACT - Monetary Authority of Singapore

・ TRUST COMPANIES ACT - Monetary Authority of Singapore

³¹² 信託業務ライセンス保持者リスト

9.韓国

9-1.行政機関による文化行政方針

文化政策の所轄は文化体育観光部である。「文化・体育・観光の生活化を通じた国民の幸せの実現」というビジョンを設定し、文化、芸術、体育、観光、コンテンツ、宗教、メディア、広報など幅広い分野の政策を推進している。

1990年に文化部が設立され、その後の政権交代に伴い文化体育部、文化観光部、文化体育観光部など名称・機能の変更があったものの、文化政策は安定的な発展をしてきた。2000年には政府予算の中で文化予算の割合が1%（9,315億ウォン／92兆9,000億ウォン）を突破し、2013年には文化基本法、2016年には文学振興法が制定され文化政策の制度的な基盤が構築された。また、政府主導の文化政策から変革するため、2005年に民間中心機関である韓国文化芸術委員会を設立した。この委員会の設立は芸術系の自律性の確保を試みたという点で評価されている。

2017年6月に新政権下でスタートした文化体育観光部は、官民協働の過程を通して文化ビジョンを作り、国民が自ら意見を提示して参加可能な開放型・進行型の文化ビジョンの樹立を目指している。各種の文化政策関連フォーラムや会議（現場で活躍する芸術館との討論会等）の開催を通して現場の声を拾い上げようとしている。

2017年10月には民間専門家と各政策分野の研究者を中心に新文化政策準備団³¹³（19名）を設置して「文化ビジョン2030」の策定を進めている。「文化ビジョン2030」は、政府の2018年政策業務計画の中で3大ビジョンとして掲げられた「個人の自律性の保障」「共同体の多様性の実現」「社会のクリエイティビティの拡散」をベースに、人権・人命を重視する「人のいる文化」をめざした文化政策のビジョンである。

³¹³ 韓国文化芸術委員会、国立大学教授、政府系シンクタンク研究員等の19名で構成される。
「文化ビジョン2030」ウェブサイトより

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
9.韓国

9-2.美術品に係る租税制度等

9-2-1.租税制度

9-2-1-1.寄附税制の制度体系

寄附金の種類は次の五つである。

- ①政治資金寄附金（政党、後援会、選挙管理委員会への寄附）
- ②法定寄附金（国や地方自治体へ無償で寄贈する金品。ただし「寄附金品の募集・使用に関する法律」の適用対象は同法5条2項³¹⁴に沿って受け付けるもののみ）
- ③従業員持株会（従業員持株会の組合員による所属持ち株会への寄附、従業員持ち株会の会員ではない者による同会への寄附）
- ④指定寄附金（宗教団体）（宗教の普及、その他の教科を目的とする団体。文化体育観光部大臣または地方自治体の長の認定を経て設立された非営利法人（それに属する団体を含む）への寄附）
- ⑤指定寄附金（非宗教団体）（主務官庁の認定を経て設立された非営利法人または協同組合、主務官庁の推薦を経て企画財政部大臣が指定した法人への寄附）

³¹⁴ 「寄附金品の募集・使用に関する法律」

第5条（国家等の寄附金品募集・受付制限等）

①項 国家や地方自治体およびその所属機関・公務員、国家または地方自治体で出資・出捐して設立した法人・団体は寄附金品を募集できない。ただし、大統領令で定める国家または地方自治体で出資・出捐して設立した法人・団体は寄附金品を募集することができる。

②項 国家または地方自治体およびその所属機関・公務員、国家または地方自治体で出資・出捐して設立した法人・団体は、自発的に寄託される金品であったとしても、法令に他の規定がある場合以外はこれを受け付けることはできない。ただし、次の各項目のいずれかに該当する場合、これを受け付けることができる。

1. 大統領令で定めた内容に基づき、使用用途や目的を指定し始発的に寄託する場合で、寄附審査委員会の審議を得た場合

2. 募集者の依頼によって単純に寄附金品を受け付け、募集者へ渡す場合

3. 第①項のただし書に基づき、大統領令で定める国家または地方自治体で出資・出捐して設立した法人・団体が寄附金品を受け付けする場合

※なお寄附金品は同法第2条で「お祝い金、賛助金等、名称にかかわらず、反対給付を求めることなく取得する金銭や物（ただし法人・政党・団体等が規約等に基づき組織員から徴収する加入金や会費等、寺院等の宗教団体が教徒から徴収する金品、国家・地方自治体・法人・政党・団体等が組織員または第三者への寄附目的で組織委員から徴収した金品、学校等の設立維持経費として徴収された金品等を除く）」と定義される。

(1) 個人による寄附

個人の寄附税制の概要を以下に記す。

図表 9-a 寄附税制における控除：個人の場合³¹⁵

種類	限度額	税額控除率		繰越
①政治資金寄附金	勤労所得金額 (以下、「所得」)	10万ウォン 以下	100/110	なし
		10万ウォン 超過	3,000万ウォン 以下 15% 3,000万ウォン 超過 25%	
②法定寄附金	(所得-①)	②+③+④+⑤ 控除対象金額の合計額が 2,000万ウォン以下の場合 15% 超える場合 30%		5年
③従業員持株会	(所得-①-②) × 30%			なし
④指定寄附金 宗教団体	(所得-①-②-③) × 30%			5年
⑤指定寄附金 (非宗教団体)	(所得-①-②-③) × 30%			

※指定寄附金（宗教団体・非宗教団体含む）は所得金額の30%を超えることはできない。

※2013/12/31以前の寄附金額のうち、寄附金控除対象の限度額内の繰越寄附金は本表の内容（2014/1/1以降の規定）ではなく従来の規定に沿って所得控除を適用。

個人が財産を贈与・遺贈した場合のみなし譲渡所得に関わる所得税の優遇措置は特にな
い。ただし公益法人への寄附の場合、公益法人の贈与税が免除される³¹⁶。

³¹⁵ 国税庁 参考資料室

源泉徴収義務者のための年末調整申告案内（2017.12.国税庁）

³¹⁶ 国税庁ウェブサイト 参考資料室

2017年公益法人 税務案内（2017.2.国税庁）

(2) 法人による寄附

法人の寄附税制の概要を以下に記す。

図表 9-b 寄附税制における控除：法人の場合³¹⁷

	内容	限度額	繰越	現物寄附の場合の価額		
				法改正前 (2011/ 3/31 以前)	2011/4/1～ 2011/6/30	2011/7/1 以降
法定寄附金	国家等への寄贈品、国防献金、被災者への支援金、文化芸術振興基金など	所得金額の 50%	5年 注1)	簿価	簿価	簿価
特例寄附金	2011/7/1以降 法定寄附金	所得金額の 50%	1年 注2)	簿価	簿価	廃止
指定寄附金	指定寄附金団体へ支出する寄附金	所得金額の 10%	5年	時価と 簿価の いずれか 大きい 金額	簿価 (ただし特殊関係者への寄附の場合、時価と簿価のいずれか大きい金額)	
非指定寄附金	業務と関係のない無償支出金額、定価譲渡及び高価購入価額	すべて 損金不算入	なし		時価と簿価の いずれか大きい金額	

注1) 2014/1/1.以降開始された事業年度へ寄附する分から適用(従来3年)

注2) 信託財産 公益法人の寄附金は3年

³¹⁷ 国税庁ウェブサイト 参考資料室

- ・2017年法人税の申告案内(2017.2.国税庁)
- ・2017年公益法人 税務案内(2017.2.国税庁)

平成 29 年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
9.韓国

(3) 寄附税制の優遇措置を受ける対象物・対象先

(3) - 1. 寄附の対象物

「寄附金品の募集と使用に関する法律」において定義された寄附金品が対象物となる。

(3) - 2. 寄附の対象先

国や地方自治体だけでなく、文化体育観光部大臣または地方自治体の長の認定を経て設立された非営利法人（それに属する団体を含む）も含まれる。

また、企画財政部認定の指定寄附金団体累計数は 2017 年 12 月現在で 3,919 であった³¹⁸。

9-2-1-1-1.美術品に係る寄附税制

(1) 美術品に係る寄附税制の基本的な考え方

美術品に特化した記述はなく、寄附税制と同様に扱われる。ただし「書画・骨董品」については所得税法施行令第 41 条で下記の通り定義されている。

所得税法施行令³¹⁹ 第 41 条（その他所得の範囲など）

法（注：所得税法）第 21 条第 1 項第 25 号にて大統領令で定める書画・骨董品とは次の各号のどれかに該当するもので、一つ当たり・一点当たり又は一式（二個以上をともに使用する物で通常一揃いで取引されるものを意味する）当たり譲渡価額が 6,000 万ウォン以上のものをいう。ただし、譲渡の日・現在、生存している国内原作者の作品は除外とする。

1. 書画・骨董品のなか、次の各項目にどれか該当するもの

イ. 絵画、デッサン、パステル（手で描いたものに限定、図案と装飾加工品は除外とする）及びカラー
ジュ又はこれらと類似の装飾板

ロ. オリジナル版画・印刷画および石版画

ハ. 骨董品（制作されてから 100 年を超えたものに限る）

2. 第 1 号の書画・骨董品以外のもので歴史上・芸術上の価値のある書画・骨董品として企画財政部大臣が文化体育観光部大臣と協議のうえ企画財政部令で定めるもの

(2) 寄附税制の優遇措置を受ける対象物・対象先

(2) - 1. 寄附の対象物

所得税法施行令第 41 条で定義されている書画・骨董品が対象物となる³²⁰。

(2) - 2. 寄附の対象先

寄附の対象先に関する考え方については一般的な寄附税制と同様であるが、美術品の寄附先については下記を確認している。

³¹⁸ 企画財政部 指定寄附金団体の指定と解除の現状（2017 年第 4 四半期）指定累計

³¹⁹ 所得税法施行令（2017.12.29 国税法令情報システム）

³²⁰ 企画財政部（所得税制課/その他所得担当）への問合せ

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」

美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業

9.韓国

図表 9-c 寄附の対象先

区分	対象先
美術館	国立現代美術館、ソウル市立美術館、大田市立美術館、大邱美術館、釜山市立美術館、光州市立美術館
行政機関	警察庁、雇用労働部、科学技術情報通信部、関税庁、教育部、国家報勲処、国民安全処、国税庁、国土交通部、国会、企画財政部、農林畜産食品部、農村振興庁、大法院、大統領秘書室、文化財庁、文化体育観光部、法務部、兵務庁、保健福祉部、山林庁、セマンングン開発庁、食品医薬品安全処、外交部、人事革新処、調達庁、中小ベンチャー企業部、中央選挙管理委員会、統計庁、統一部、海洋警察庁、海洋水産部、行政安全部、憲法裁判所、環境部

(3) 美術品の価格算定基準

美術館への美術品寄附に際しては、「博物館及び美術館振興法」に基づき、寄附を受ける施設が鑑定評価委員会を設置して評価を実施する。鑑定評価委員会における具体的な評価方法、算定基準は各施設の内部規定に準じている³²¹。

9-2-1-2.相続税の制度体系³²²

(1) 相続財産の定義

被相続人の死亡10年以内に行われた贈与が対象³²³となる。

(2) 配偶者に対する相続税額の税額軽減措置

法定相続分から配偶者が相続する価額から、30億ウォンを上限に控除する。

(3) 相続財産に係る基礎控除

法定相続分から被相続人が相続する価額から、2億ウォンを控除する。

³²¹ 第6条第3項 寄贈遺物 鑑定評価委員会の構成等

①法第8条第3項に基づき、寄贈遺物鑑定評価委員会は委員長1名を含む、5人以上の委員で構成する。

②寄贈遺物鑑定評価委員会の委員は博物館および美術館で行われる資料鑑定評価に関して学識および経験の豊富な者の中で国立博物館長および美術館長が委嘱する。

③寄贈遺物鑑定評価委員会の委員長には国立博物館長および美術館長が就任する。

④委員会の会議は委員過半数の賛成で議決する。

⑤第1項から第4項までの規定事項以外の、寄贈遺物鑑定評価委員会の運営などに必要な事項は国立博物館長および美術館長が決定する。

³²² 国税庁 参考資料室

2010年相続税・贈与税の申告・納付案内(2010.6.国税庁)

³²³ 国税庁ウェブサイト 参考資料室

・相続税 項目別説明(2017.03.17 国税庁)

03 비과세되는 상속재산(非課税になる相続財産)

04 과세가액 불산입재산(課税価額 不算入財産)

・2017年公益法人 税務案内(2017.2.国税庁)

平成 29 年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
9.韓国

(4) 相続税率

相続税は以下により算定される。

- ・課税標準：相続税の課税価額－相続控除額－鑑定評価手数料
- ・課税価額：総相続財産価額－非課税－課税価額不算入－公共料金－葬式費用－債務
＋相続開始以前の贈与財産価額
- ・相続控除：
相続控除額は下記①～⑧の合計額と⑨（相続控除限度額）の、いずれか少ない金額を相続控除額として控除する。

①基礎控除額

被相続人に対する控除：2 億ウォン

②配偶者の相続控除

法定相続分から配偶者が実際相続する価額を控除：5 億ウォン
最低 5 億ウォン、限度額：30 億ウォン。

③その他の人的控除

- －子供：一人当たり 3,000 万ウォン
- －未成年者：500 万ウォン×満 20 歳までの年数
- －高齢者（60 歳）：一人当たり 3,000 万ウォン
- －障害者控除：500 万ウォン×75 歳までの年数

④一括控除

(①+③) の合計額と④一括控除、いずれか選択可能。
ただし、相続人が配偶者単独の場合、一括控除は適用されない。

⑤金融財産の相続控除

- ・純金融資産価額（金融資産－金融負債）によって下記のように、計算される。限度額は 2 億ウォンである。
 - 2,000 万ウォン以下の場合、純金融資産価額の全額
 - 2,000 万ウォン～1 億ウォンの場合は 2,000 万ウォン
 - 1 億ウォンを超える場合は純金融資産価額の 20%

⑥災害損失控除

申告期限内の災害損失額を控除する。

⑦同居住宅の相続控除

住宅を所有していない相続人が相続する住宅で、10 年以上被相続人と同居した 1 世帯 1

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
9.韓国

住宅に対し、その同居住宅価額の40%を控除できる。限度額は5億ウォンである。

⑧家業相続控除、営農相続控除

－家業相続控除：

- ・家業相続財産の40%と2億ウォンで、高い金額を控除
- ・家業相続財産が2億ウォンより少ない場合、その価額を控除
- ・限度額は、被相続人の家業営為期間が10年以上の場合は60億ウォン、15年以上の場合は80億ウォン、20年以上の場合は100億ウォン

－営農相続控除：

- ・営農、営畜、営漁、営林は財産価額
- ・限度額は2億ウォン

⑨相続控除限度額

相続税課税価額から下記を差し引いた額

- －相続人ではない者へ遺贈・死因贈与した財産の価額
- －相続放棄により後順位相続人が相続を受けた財産価額
- －課税価額へ加算した贈与財産の課税価額

相続税率は以下の通り。

図表 9-d 相続税率

課税標準	税率	累進控除
1億ウォン以下	10%	—
5億ウォン以下	20%	1千万ウォン
10億ウォン以下	30%	6千万ウォン
30億ウォン以下	40%	1億6千万ウォン
30億ウォン超	50%	4億6千万ウォン

(5) 相続税に係る特例措置

個人が相続・遺贈により取得した財産を贈与する場合、下記の対象先については相続税が免除される。限度額はない³²⁴。

図表 9-e 相続・遺贈財産を贈与する場合に相続税免除となる先

対象先	種類
1. 国家・地方自治体、公共団体	遺贈（死因贈与含む）等
2. 政党	遺贈（死因贈与含む）等
3. 社内勤労福祉基金、 従業員持株会・勤労福祉振興基金	遺贈（死因贈与含む）等
4. 被災者救護・治療費、 その他 社会的弱者	遺贈（死因贈与含む）等
5. 国家・地方自治体、公共団体	相続人が申告期限内に贈与する財産
6. 公益法人	申告期限内に出捐する財産
7. 公益信託	申告期限内に公益信託を通して公益法人等へ出捐する出捐する財産の価額

公益法人とは、非営利事業者のうち次の公益事業を行う法人等の総称である。

1. 宗教の普及、その他教化の増進に寄与する事業
2. 学校、幼稚園を設立・経営する事業
3. 社会福祉法人
4. 医療法人
5. 公益法人が運営する事業
6. 公園など無料で利用する施設 等

9-2-1-2-1.美術品に係る相続税制

書画（美術品等）・骨董品は所得税法³²⁵において「その他所得」として扱われ、下記に当てはまる取引価額が6,000万ウォン以上の場合のみ、課税対象になる。

－生存していない作家の作品（国外作家の作品はその生死に関わらず課税対象）

³²⁴ 国税庁ウェブサイト 参考資料室

・相続税 項目別説明（2017.03.17 国税庁）

03 비과세되는 상속재산（非課税になる相続財産）

04 과세가액 불산입재산（課税価額 不算入財産）

・2017年公益法人 税務案内（2017.2.国税庁）

³²⁵ 所得税法

「その他所得」は同法第21条第1項第25号で規定。

平成 29 年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
9.韓国

一骨董品の場合、制作されてから 100 年を超えたもの

「文化財保護法」によって国家指定文化財として指定された書画・骨董品の譲渡から生じる所得、書画・骨董品を博物館または美術館に譲渡したときに生じる所得は非課税となる。

<その他所得の課税方法>³²⁶

必要経費算入（控除）額

- ・保有期間 10 年未満の場合、譲渡価額の 80%。
（80%と実際発生した経費の、いずれか大きい金額を必要経費とする）
例）譲渡価額が 1 億ウォン⇒ 8,000 万ウォンが必要経費として控除される。
- ・保有期間 10 年以上の場合 90%控除

税率

- ・20%+地方所得税 2%= 22%
例）譲渡価額が 1 億ウォンの場合
（1 億ウォン－8,000 万ウォン）=2,000 万ウォンが課税対象
税額は 2,000 万ウォン×22%。

9-2-2.美術品の課税価格算定の仕組み・体制

9-2-2-1.価格算定機関

公認の美術品鑑定資格制度はないが、韓国美術品鑑定評価院が価格算定業務を担っている。同評価院は韓国画廊協会³²⁷により設立された団体で、韓国美術品鑑定協会と鑑定業務に関して提携し³²⁸、韓国美術品鑑定協会に所属する鑑定者が鑑定を、韓国美術品鑑定評価院が鑑定書の発給などの業務全般を担当している。

また、美術品の鑑定に関する関連基準や指針が整備されていないことから、韓国政府は 2017 年 12 月 28 日に美術品の流通及び鑑定に関する法律案を発議した。

同法案第 23 条では、美術品の鑑定業者の義務を以下のように規定している。

美術品の流通及び鑑定に関する法律（案） 第 23 条

- ① 美術品の鑑定業者は美術品の鑑定を依頼した者、美術品の流通業者などから独立して公正に鑑定しなければならない。
- ② 美術品の鑑定業者は虚偽鑑定書を発給してはならない。
- ③ 美術品の鑑定業者は文化体育観光部の長官が定め告示した様式によって鑑定書を発

³²⁶ 国税庁ウェブサイト 参考資料室

源泉徴収：その他所得

01 기타소득의 종류（その他所得の種類）

05 기타소득의 필요경비（その他所得の必要経費）

06 원천징수세율（源泉徴収率）

³²⁷ 韓国画廊協会（Galleries Association of Korea）

美術の普及、美術品流通の秩序化等を目的に国内の複数の画廊によって 1976 年に設立され、国内最大規模のアートフェア（韓国国際アートフェア：KIAF）も開催している。

³²⁸ 1982 年から鑑定業務を行ってきた韓国画廊協会（組織内の美術品鑑定委員会で鑑定）と 2003 年から鑑定業務を開始した韓国美術品鑑定協会は 2007 年 1 月 1 日から鑑定機構を統合している。

給しなければならない。

- ④ 美術品の鑑定業者は、自らが所有・管理または流通させる美術品や、「民法」第777条³²⁹に規定される親族が所有・管理する美術品として不公正な鑑定をする恐れがあると認められる美術品に対しては鑑定を行ってはならない。
- ⑤ 美術品の鑑定業者は鑑定による手数料と実費以外にはいかなる名目でもその業務と関連した対価を得てはならず、鑑定受注の対価として金品または財産上の利益を提供されてはならない。
- ⑥ 美術品の鑑定業者は自らが行う鑑定と関連する者が第1項、第4項及び第5項に当たる行為をしないようにすべきであり、公正な鑑定が行えるよう文化体育観光部令で規定する教育を受けなければならない。

9-2-2-2.価格算定方法

(1) 算定基準

韓国で用いられている代表的な価格算定基準として「号当価額制」がある。これはキャンパスのサイズである「号」を基準に価格を算定する方法で、作家別に存在する号当価額に作品の号数をかけることで価格を算定する。1号から20号までの美術品の価格は正比例して取引されており、25号より大きいもの³³⁰は価格を割引いて取引するのが一般的である。

ただし、号当価額制は西洋絵画が対象であり、東洋絵画は掛け軸型の全紙サイズを基準にして価格算定を行っているため正確に算定するのが難しい。そこで、韓国美術の特性に合わせた美術品価格指数が存在する。

価格算定に用いられている価格指数は以下の二つである。

- ・ 韓国美術市場価格指数 (Korea Art Market Price Index : KAMP) (韓国美術品鑑定評価院)
- ・ 美術作品価格指数 (Korea Art Price Appraise Association Index : KAPPA) (韓国美術時価鑑定協会)

KAMPは作家別の美術品を時期、モチーフ、材質によって分類・分析して美術品の質的な特性を基準とし、特性に対する市場からの選好度をA等級、B等級、C等級で区分し、競売での取引価格のみを用いて価格を算定する。

KAPPA指数は、「市場情報(70%のウェイト)」と「芸術的な価値(30%のウェイト)」により美術品の価格を算定する。「市場情報」には作家情報(作家の認知度、生死、国籍等)、作品情報(作品の種類、素材、サイズ、署名有無、オークションブックへの収録可否、制作年度等)、取引情報(売買日、取引方式、取引場所等)が含まれ、さらに作家の名声等級(当該美術家がどのような地域・対象においてどの程度知られているのかを評価)が反映される。十分に著名な作家を10等級、美術家同士で知られている新人または無名作家は2等級に分類される。

³²⁹ 親族の範囲を規定。

³³⁰ 号数サイズは風景画(風景、海景)、人物画の別により異なる。1号は22.7センチ×12センチ(海景)～22.7センチ×15.8センチ(人物)、25号は80.3センチ×53.0センチ(海景)～80.3センチ×65.1センチ(人物)。

韓国産業銀行「Pioneer with you」絵画の価格決定要因(2014/2)より

「芸術的な価値」は美術界で業務に従事している専門家らが韓国作家の美術品 1,189 点を対象にし、作品性、独創性、主題・素材、スタイル、制作技法など5項目について評価したものである。各項目当たり 20 点、全体的には 100 点満点である。

また、相続税の対象となる財産の価額算定は、相続開始日または贈与日現在の時価基準となり、商品、製品、書画、骨董品、所有権の対象となる動産、その他の有形財産に対しては当該財産の種類、規模、取引状況などを考慮して大統領令で定める方法によって評価が行われる³³¹。具体的な評価方法は「相続税及び贈与税法施行令」第 52 条第 2 項第 2 号で次のように規定している。

「相続税及び贈与税法施行令」第 52 条（その他の有形財産の評価）第 2 項第 2 号³³²

② 法（注：相続税及び贈与税法）第 62 条第 2 項の規定による評価は次の各号のいずれの一つに従う。

（中略）

2. 販売用ではない書画・骨董品など芸術的な価値がある有形財産の評価は、次の各目の区分による専門分野別 2 名以上の専門家が鑑定した価額の平均価額。ただし、その価額が、国税庁長が委嘱する 3 名以上の専門家で構成された鑑定評価審議会で鑑定した鑑定価額に達しない場合にはその鑑定価額とする。

- ア. 書画・転籍
- イ. 陶磁器・土器・金物
- ウ. 木造工芸・民俗装身具
- エ. 先史遺物
- オ. 石造工芸
- カ. その他の骨董品
- キ. 上記アからカまでに該当しない美術品

（2）算定手順

韓国美術品鑑定評価院では美術品の価格決定手順を次のように整理している。

図表 9-f 美術品の価格決定手順 ³³³



³³¹ 相続税及び贈与税法第 60 条、第 62 条第 2 項による。

³³² 相続税及び贈与税法施行令代 52 条

³³³ 韓国美術品鑑定評価院ウェブサイト

平成 29 年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
9.韓国

9-2-2-3.価格算定に不服であった場合の対応方法

韓国美術品鑑定評価院では、鑑定結果に不服であった場合その事由を示して鑑定書の発行日から 30 日以内に再鑑定を申し込むことができると定めている³³⁴。

また、韓国画廊協会でも鑑定約款を公表しており、その中で次のように規定している。

韓国画廊協会 鑑定約款³³⁵第 5 条（鑑定結果と鑑定書）第 3 項

鑑定結果に対して不服がある場合には確実な事由を提示して鑑定書を発行した 30 日以内に再鑑定を申し込むことができる。この場合、再鑑定の可否は同協会の鑑定委員会の委員長が判断し、鑑定料は無料である。再鑑定は既存の鑑定手続きに準じて行われる。

9-2-2-4.評価者の育成・研修

韓国画廊協会³³⁶は、20 年以上の鑑定士としての実績を有する人材や国内の各芸術分野の権威や専門家の集まった組織であるが、現在まだ育成・研修体系は明示されていない。

9-2-3.美術品の課税に係る税務執行体制

韓国の税務職は国税公務員と地方税務職に区分される。国税公務員は国税の徴収に関する事務をする国家公務員、地方税務職は各自治体に所属され、取得税、財産税などの地方税の賦課徴収を担当する地方公務員である。

国税公務員の教育は国税庁の傘下機関である国税公務員教育院で担当している。国税公務員教育院は新規任用者の教育訓練と共に国税行政における専門性の向上のために段階別教育を通じた現場の実務的な力量の強化、国際租税・域外脱税に関するグローバル水準の専門力量の強化、税法・調査・情報・訟務分野における最高専門家の養成を重点推進課題として教育課程を設計している。

9-2-3-1.税務職員の教育方法

美術品に特化した税務職員の教育カリキュラム項目は確認できなかった。

2016 年現在、段階別教育（基本・深化・専門家）、専門補習教育、分野別テーマ教育（専門・テーマ）、会計学教育、サイバー教育などで区別して総 111 個の教育プログラムを運営している。段階別教育では法人税、所得税等の各種税目、国際調査、電算調査等、専門補習教育では訴訟、分野別教育では国税相談、国際租税、不服処理、訴訟、会計、金融関連知識、サイバー知識等のプログラムが設けられている。

また、地方税務職の教育は行政安全部の地方自治人材開発院で担当しており、2018 年教育訓練計画では、財政分権を基盤とする地方自治実現のための地方税専門家の養成を税務公務員の教育目的とし、また地方税の業務に必要な事務能力の培養を目標としている。

9-2-3-2.税務職員の外部専門家との情報連携

税務職員と芸術関係者の日常のコミュニケーションについては調査期間内に確認できな

³³⁴ 鑑定約款第 7 条（鑑定書）第 4 項

³³⁵ 韓国画廊協会 미술품 감정 Art Appraisal & Authentication

³³⁶ 韓国画廊協会 (Galleries Association of Korea)

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」

美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業

9.韓国

かったが、美術品の鑑定・流通に関する法律案について関係各者による議論がなされている。

韓国政府は「美術品の流通及び鑑定に関する法律」(以下、美術品流通法という)の制定と「美術振興中長期計画」の樹立を推進している。

9-2-4.美術品等を活用した課税逃れの事例や防止策

9-2-4-1.美術品等の寄附における課税逃れの事例³³⁷

美術品を利用した企業の裏金疑惑及び脱税に関する韓国の代表的な事例としてサムスングループ事件、オリオングループの事件について記載する。

・サムスングループ裏金事件(裏金による美術品購入疑惑)

2007年10月、サムスングループの元法務チーム長であった弁護士が、同グループ会長の妻である三星美術館リウム(Leeum)館長について、裏金を利用して600億ウォン相当の美術品を購入したと暴露した。元法務チーム長は具体的な証拠として作品の購入リストを公開した。特別検事チームは、元法務チーム長の暴露とサムスン証券の元職員の脅迫メール等を端緒にしてサムスングループが4兆5,000億ウォン相当の株式と1,199個の借名口座を管理していた事実を明らかにした。またこの裏金で国内のギャラリーを通じて高価な海外の美術品を購入した事実も明らかにしたが、購入資金の出所を明らかにすることはできなかった。

結果として特別検事チームはサムスングループに対し、横領罪ではなく租税遁脱罪(株式を借名で分散して所有し、これを通して脱税を行った詐欺等による罪)を適用した。

・オリオングループ裏金事件(美術品取引を通じた裏金作り)

オリオングループが不動産開発事業の過程で美術品の取引を通して裏金を作った事件である。2006年7月、オリオングループが不動産の売却に際し、時価より低い価格で売却する代わりに売却先から高価の美術品を受け取り、裏金を作ったとの疑惑が発生した。ソウル中央地検は、オリオングループの裏金40億6,000万ウォンを入金してもらうことで美術品を取引する方法でマネーロンダリングを行い犯罪収益の隠匿をした疑いと、美術品を不法取引し、その過程で脱税を行ったとの疑いで、関わったギャラリー代表者を拘束した。

法院は美術品の取引で裏金を作ろうとしたオリオングループの元社長の横領に参与し、美術品を担保にして銀行から180億ウォンを貸出して横領した疑いを認定し、ギャラリー代表者に懲役2年6か月、執行猶予4年を宣告した。

9-2-4-2.課税逃れに対する防止策

美術品に特化した課税逃れに対する防止策は確認できなかった。

国税庁では、域外脱税の防止のために下記のような情報収集インフラの構築を強化している。

³³⁷ Lee, Jae-Kyoung 「美術品関連のマネーロンダリングに対する法律的な接近」 P167～(2015.6) Ilkam Law Review Vol.31, Jun., 2015. pp.157-179

図表 9-g 域外脱税に対する情報収集インフラの構築の状況 ³³⁸

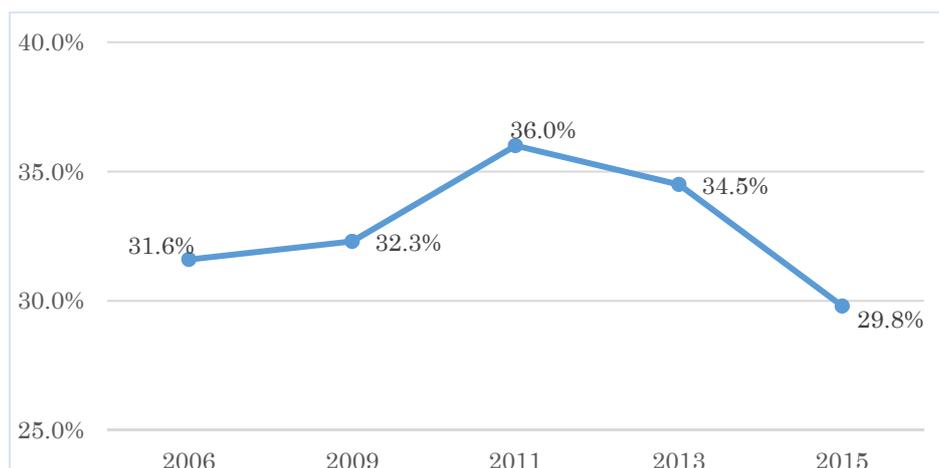
年度	内容	
2009年	海外脱漏所得申告センターの設置	2009年から一般脱税と海外脱税の情報提供を分離し個別に運営し、在外国民・外国人の脱税に対する情報提供の便宜のために英文のホームページも運営
2010年	国際タックスシェルター情報センター (JITSIC) への加入	JITSIC (Joint International Taskforce on Shared Intelligence and Collaboration) は会員国間の租税回避に対する取引の課税情報の交換、租税回避の技法に対する情報共有等を目的で2004年に設立され、韓国は2010年に加入
2011年	域外脱税担当官室の設置	2009年域外脱税専任担当 (T/F) を域外脱税担当官室に拡大・改編し域外脱税に対する情報を専門的に収集
	海外金融口座の申告	2011年から居住者が海外金融口座に保有している現金、株式、債券、集合投資証券、保険商品等すべての財産の合計が10億ウォン以上の場合、申告を義務化 (海外支店を含む)
2014年	多国間協定 (MCAA)	韓国は2014年10月にMCAA (Multilateral Competent Authority Agreement on Automatic Exchange of Finance Account Information。協定国間の相対国における居住者のすべての金融口座・金融所得情報を毎年9月に定期的に交換する) を締結し、2017年9月に初の情報交換実施
2015年	外国口座税務コンプライアンス法	アメリカと韓国は2015年6月に相対国の納税者の金融口座情報を毎年9月に定期的に交換することを締結し、2016年12月に初の情報交換実施
2017年	国際取引情報統合報告書	国際取引がある多国籍企業の系列会社間取引の情報、移転価格の政策、国別の所得配分等を収録した三つの報告書を課税当局に提出 国別報告書 (連結売上高が1兆ウォン以上である最上位の法人)、企業の統合報告書及び企業報告書 (売上高1,000億ウォン以上で国外特殊関係者間の取引金額が500億ウォン以上である内国法人及び外国法人の国内事業所)

³³⁸ 国税庁「国税庁、タックスヘイブンを利用した域外脱税を最後まで追跡して課税」(2017.12.6.)

9.3.美術品等の寄附に対する基本的な考え方

政府の「分かち合い」に関する実態調査によると、2015年の寄附参加率³³⁹は29.8%で、2013年と比べて4.7%低下している。また今後1年以内に寄附する意向（2015年）も、2013年に比べて3.4%低い44.8%となっている。低下した原因には経済的な余裕、所得水準、経済成長率が深い関連性があると判断している。

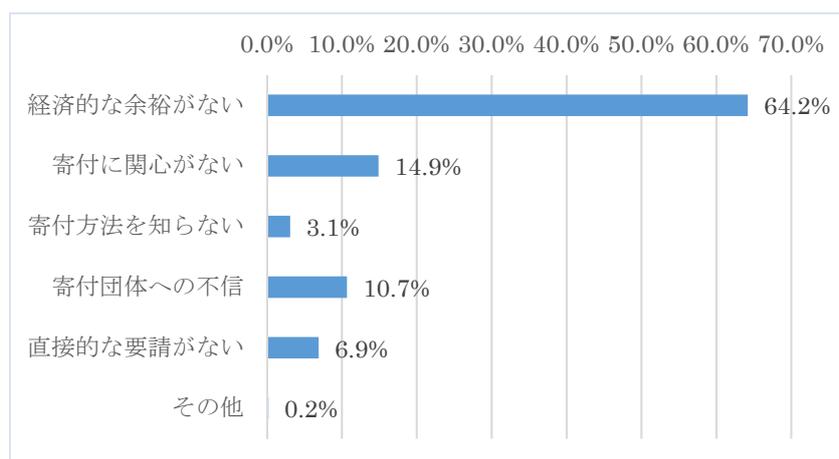
図表 9-h 年度別寄附参加率 ³⁴⁰



注：2011年以前と以後では設問項目が異なる。

2015年に寄附の経験がないと答えた人（70.2%）の理由として、経済的な余裕がないとの回答（64.2%）が最も多かった。次いで寄附に関心がない（14.9%）、寄附団体への不信（10.7%）、直接的な要請がない（6.9%）の順で回答率が高かった。

図表 9-i 寄附をしない理由 ³⁴¹



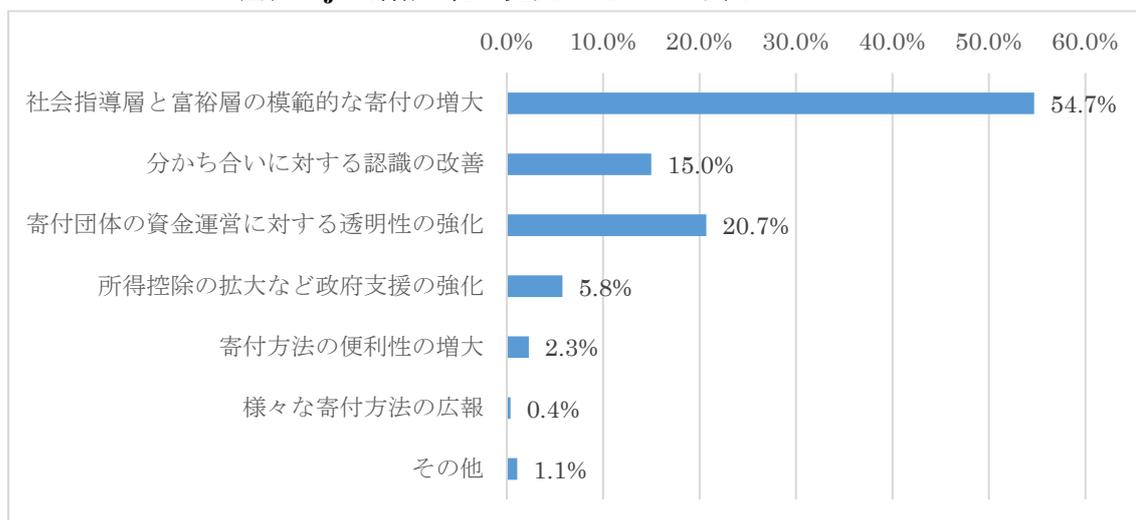
³³⁹ 15歳以上人口に占める寄附参加者の割合

³⁴⁰ 保健福祉部・韓国保健社会研究院「分かち合い2015」（2016.7.）

³⁴¹ 保健福祉部・韓国保健社会研究院「分かち合い2015」（2016.7.）

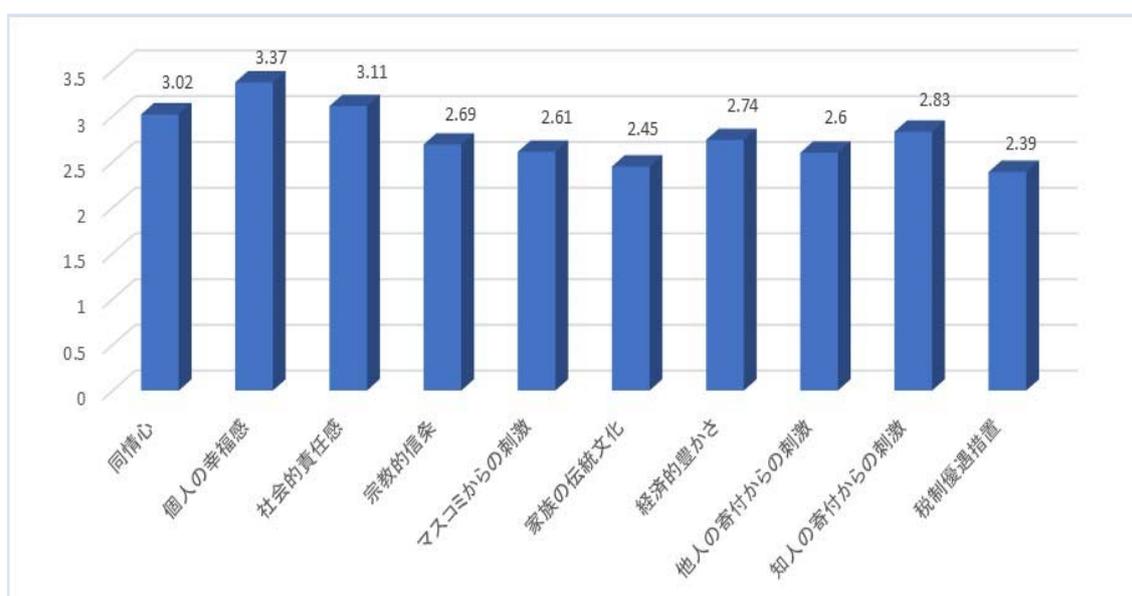
寄附文化の充実のために必要なことについては、「社会指導層及び富裕層の模範的な寄附の増大」が最も必要であるとの回答が最も多く（54.7%が回答）、次いで「寄附団体の透明性の強化」が20.7%であった。

図表 9-j 寄附文化の充実のために必要なこと³⁴²



また2011年に韓国中央大学で行われた、一般市民を対象とした寄附動機に対するアンケート調査によると、個人の幸福感が3.37点（5点満点）で最も高く、社会的責任感が3.11点、同情心が3.02点の順となっている。

図表 9-k 寄附動機（単位：点）³⁴³



³⁴² 保健福祉部・韓国保健社会研究院「分かち合い2015」（2016.7.）

³⁴³ 中央大学産学協力団「国内外の寄附文化の考察に関する研究」（2011年度特任長官室学術研究用役）

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」

美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業

9.韓国

9-3-1.美術品等に係る寄附の現状

現地大手紙（朝鮮日報記事）によると、全国の主な国公立美術館への寄附作品数は9,570点あり、全体の所蔵品に占める割合は53.2%である。また、作家と遺族を除いた寄附作品数は4,105点（所蔵作品全体の22.8%）となっている。

図表 9-1 全国の主な国立・公立美術館への寄附の現況³⁴⁴

美術館	所蔵品総数	寄附作品数	作家・遺族からの寄附を除いた寄附作品数
国立現代美術館	7,022	3,115 (44.3%)	397 (5.6%)
ソウル市立美術館	3,540	1,178 (33.3%)	(非開示)
大田市立美術館	1,122	613 (54.6%)	205 (18.3%)
大邱美術館	260	98 (37.7%)	20 (7.7%)
釜山市立美術館	2,280	1,545 (67.7%)	1,050 (46%)
光州市立美術館	3,758	3,021 (80.0%)	2,433 (64.7%)
合計	17,982	9,570 (53.2%)	4,105 (22.8%)

³⁴⁴ 朝鮮日報記事「大手企業の倉庫には美術品がいっぱいあるが、美術館の壁にかかる作品はない」（2013.09.02）に基づき作成

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」

美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業

9.韓国

加えて、2010年以降に登録された政府保有の美術品のうち、寄附された作品数は以下の通りである。

図表 9-m 2010年以後に登載された政府保有の美術品の中、寄附の現況³⁴⁵

機関名	寄附点数	機関名	寄附点数
警察庁	69	兵務庁	2
雇用労働部	1	保健福祉部	25
科学技術情報通信部	97	山林庁	30
関税庁	16	セマングン開発庁	2
教育部	687	食品医薬品安全処	16
国家報勲処	11	外交部	693
国民安全処	12	人事革新処	22
国税庁	58	調達庁	26
国土交通部	13	中小ベンチャー企業部	1
国会	110	中央選挙管理委員会	43
企画財政部	2	統計庁	3
農林畜産食品部	1	統一部	5
農村振興庁	20	海洋警察庁	186
大法院	1,153	海洋水産部	98
大統領秘書室	66	行政安全部	82
文化財庁	10	憲法裁判所	32
文化体育観光部	85	環境部	2
法務部	2,588		

また、文化体育観光部が所轄する国立現代美術館の年報によると、2012年～2016年の寄贈作品数は以下の通りである。

図表 9-n 国立現代美術館 2012年～2016年の寄贈作品状況

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	類計
寄贈作品数	68	38	237	261	28	632

※年報発行時点の合計寄贈作品数：3,683点

³⁴⁵ 国政監査資料「相変わらずおろそかな政府の美術品の管理」(2017.10.06)に基づき作成

9-3-2.寄附に対する国民意識と理解を深める取り組み

(1) 寄附教育

(1) - 1. 「寄附ポータル」

韓国の行政安全部はウェブサイト「寄附ポータル」を通じ、寄附活動のガイドと情報を提供している。また寄附やボランティアに関するオンライン教育コンテンツ（動画）も提供している。11パターンの教育コンテンツが公表されている。

図表 9-0 寄附教育のプログラム³⁴⁶

번호	이미지	제목	주요내용
1		필게이츠, 워렌버핏 당신들은 기부왕!!	- 나눌의 정의 - 나눌의 필요성
2		이태석 신부, 테레사 수녀 당신들은 자원봉사왕!!	- 자원봉사의 어원과 개념 - 자원봉사의 중요성 인식 - 자원봉사의 필요성부 회의
3		절가방 천사 김우수씨	- 나눌의 종류 - 나눌의 효과
4		서혜안 기부유술에 너도나도 달려가는 사람들!	- 자원봉사의 가치 - 자원봉사자의 자세 - 자원봉사자의 역할
5		세계 곳곳을 달려가는 연예인 봉사단!	- 자원봉사의 영역 - 자원봉사의 유형
6		하늘나라에서 온 기부금	- 기부금품회 사들 및 인턴 - 기부의 혜택
7		취약 발달장애는 취약 우리사랑, 체험장 속으로!	- 아동과 청소년에 대한 이해 - 아동과 청소년을 위한 자원봉사 프로그램 - 아동과 청소년을 위한 자원봉사 시 주의사항
8		세상의 행복은 나의 행복으로부터!	- 노인과 장애인에 대한 이해 - 노인과 장애인을 위한 자원봉사 프로그램 - 노인과 장애인을 위한 자원봉사 시 주의사항
9		어울림 프로젝트!	- 다문화 사회에 대한 이해 - 다문화 사회의 문제점 - 다문화 사회를 위한 자원봉사 프로그램
10		녹색지대 프로젝트!	- 환경 및 지역사회에 대한 이해 - 환경 및 지역사회를 위한 자원봉사 프로그램
11		재난재해 자원봉사 준비이야기	- 재난재해와 자원봉사의 이해 - 재난재해 자원봉사활동시의 준비사항 - 재난재해 자원봉사활동시 주의사항

³⁴⁶ 1365 寄附ポータル>寄附教育教材

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
9.韓国

(1) - 2. 美しき財団による寄附・分かち合い教育

公益法人「美しき財団」³⁴⁷では学生向け及び非営利団体向けに寄附・シェアリング教育のプログラム「バンディ (반디)」「バンディ学校 (반디학교)」、「バンディパートナー (반디파트너)」を提供している。中学・高校生が自ら社会問題を探し、募金を計画・実行する過程を経て社会を変えていく活動に参加できるよう構成された寄附教育プログラムである。

・バンディ

12～16歳の学生3～5名で構成されたグループが対象で1グループ当たり成人1名がともに活動。基本的に10回の活動を行う。毎年冬休み、夏休みにグループを募集する。

・バンディ学校：

美しき財団の担当者を学校に派遣し、6人以内の中学・高校生のグループの活動を支援する。基本的に8回（1回当たり2時間）のプログラムで、非営利団体への訪問、募金キャンペーン等を行う。

・バンディパートナー

地域の中・高生を募集して分かち合いに関する教育の実施を希望する非営利団体向けに行われるプログラム。毎年2月にパートナーを募集・選抜し、バンディパートナーとなった団体は3月に事前研修を受け4～12月に活動する。

バンディパートナーに対しては、美しき財団からシェアリング教育のための指導者マニュアルを提供し教育の計画や講義進行などの支援が行われる。また事前研修に加え、年2回（6月・11月）の実務研修、シェアリング教育に必要な費用（茶菓や活動用物品等の費用）として50万ウォンの支援も行われる。

また、美しき財団では、バンディパートナーの他にも非営利団体向けに組織運営関連の情報を提供している³⁴⁸。

³⁴⁷ 2000年に設立。創設者の一人は現在ソウル市長をつとめる。

³⁴⁸ 美しき財団 募金に関するマーケティング

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
9.韓国

(1)－3. 寄附ガイドブック³⁴⁹

ソウル市が非営利団体向けに作成した寄附金募集のための実務ガイドブックで、100のQ&A形式により寄附金募集の実務等（非営利団体の財政構造、募金受付準備・実施、寄附者へのアプローチ、募金の使用・報告等）について説明する。

図表 9-p ソウル市寄附ガイドブック



³⁴⁹ ソウル市寄附ガイドブック

(2) 寄附広報

「美しき財団」では寄附や分かち合い、ボランティアに関する各種情報（寄附者向け、非営利団体向け）の提供、寄附に関する研究の公表³⁵⁰や、イベントの開催、ブログによる情報発信を行っている。画面の左上には寄附額の所得控除に関して領収書の受領が必要である旨の記載がある。「美しき財団」では登録会員向けにオンラインで領収書を発行している。

図表 9-q 「美しき財団」ブログ ³⁵¹



350 美しき財団 研究報告書
美しき財団組織下の Giving Korea による 2017 年報告書
351 図表にある画面は 2018/3/5 時点の内容。

9-4.その他美術品の市場流通促進のための取り組み

9-4-1.金融機関の取り組み

(1) 美術品に係る動産担保

オークション会社によるサービスを確認したことから、詳細を以下に記す³⁵²。

(1) - 1. ソウルオークション

ソウルオークションは韓国国内オークション市場でシェア率1位（2016年シェア53%）を占める。美術品・骨董品を担保とする下記ローンサービスを提供している。

美術品および骨董品を担保としたローンサービス³⁵³

担保対象はオークションの対象となる近現代美術品、骨董品（中国陶磁器は対象外）。

・ローンサービスの流れ

step 1	step 2	step 3	step 4	step 5	step 6
申込受付 (メール)	与信審査	作品評価	担保評価	契約手続き	融資実行

・貸付条件：

貸出最大額は担保物（美術品）の市場価格の50%までである。担保貸出の条件は次の通りである。

一般担保 ローン	利子率	延滞利子率	基本返済 期間	利子徴収	設定
	1%/月	1.5%/月	6か月	原則前払い	150%

また、ソウルオークションでは、競売で美術品を落札した顧客を対象とする購入代金の貸付も行っている。

³⁵² 韓国では「動産債権担保法」（2012年）に基づき、不動産以外の資産を担保登記し貸し出し（借り入れ）担保とすることができる。しかし動産のひとつである美術品は価値の測定が難しいことから、第一金融圏（一般銀行等。なお第二金融圏は保険・証券等）は担保対象物から除外している。
 動産債権担保法

³⁵³ ソウルオークション 担保ローンサービス

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
9.韓国

(1) - 2. Kオークション

Kオークションは韓国国内のオークション市場シェア率2位(2016年39%)。美術品・骨董品を担保とするローンサービスの内容は次の通りである。ただし2,000万ウォン以下の少額ローンの場合、18%/年の利子(1.5%/月・前払い)で貸付を行う³⁵⁴。

- ・ローンサービスの手順はソウルオークションと同様。
- ・担保対象：Kアートローン側が担保として認めた美術品
- ・限度額：担保美術品の鑑定評価の50%以内、限度額はなし
- ・貸付条件

	利子率	延滞利子率	基本返済期間	利子徴収
美術品担保 ローン	12%/年 (1%/月 前払い)	最大 24%/年	1年	毎月前払い

(2) 美術品に係る信託ソリューション

韓国では2004年12月29日に「信託業法」が改正され、2005年4月18日から総合信託制度が施行された。総合信託制度とは単一契約によって金銭、有価証券、不動産、無体財産権等、様々な形の財産をあわせて受託して統合管理・運用できる信託制度である。

2013年4月にウリ投資証券(現・NH投資証券)が金銭、不動産、動産等信託可能なすべての資産を一つの信託口座で管理できる総合財産信託プラットフォームを開発した事例がある³⁵⁵。このプラットフォームによって既存の金融口座での管理が難しかった不動産、美術品等の動産、特許権等の無形財産等すべての財産を信託できるようになった。

³⁵⁴ K art loan (Kオークションの子会社でアートローン事業を手がける)

Kオークションのローンサービスの作品の評価は内部で行うか、または韓国美術品鑑定評価院に依頼を行っている。

³⁵⁵ 現地メディア(FN Times)2013年5月1日付報道「ウリ投資証券が総合財産信託プラットフォームを開発」

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」

美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業

10.日本における美術品の寄附税制等に関する研究会

10.日本における美術品の寄附税制等に関する研究会

10-1.討議概要

研究会では、美術品等の流通活性化に向けて、日本の美術品等の価値を高めるために必要な制度や、美術品等の価値算定・評価を行う際に考慮した方が良い要素について討議・検討を行った。

討議事項の要旨に関しては、添付資料1、添付資料2を参照されたい。

10-2.研究会からの提言

研究会からの提言を整理した結果を以下に記す。美術品の流通活性化の促進だけでなく、日本美術（または、日本国内に保有されている美術品）の価値向上に向けて、それぞれの専門家の立場から、幅広い視点での提言を頂戴した。

(1) 美術品の流通促進 —世界に共通する価値の確立—

(1) -①. 税制面での措置

(1) -①- i) 寄附税制の見直し

<現状>

- 現行の所得税法上の寄附金控除は、所得控除が中心で、税額控除は極めて例外的な取扱いである。また、控除できる金額も総所得金額に基づく上限がある。

<提言>

- 一定年数保有していた資産を公的機関等に寄附した場合に、時価に相当する金額を所得税額等から控除する制度を導入する。(基本的な考え方は現行制度から大きく変わらない。)
- 時価評価額については、その時価が適正な価額なのか否かを評価するための公的機関を設ける。

(1) -①- ii) 美術品に係る信託税制の見直し

<現状>

- 現状、所蔵されている美術品の多くは世間に公開される機会が少なく、一部が個人鑑賞用として展示されている傾向がある。また、管理・保管の状態も十分な費用がかけられておらず、必ずしも良好とは言えないものが多い。このような状況が継続した場合、価値ある所蔵作品の品質低下の可能性もある。
- 一方で、美術品については、不動産の信託受託のように、売買における流通税（不動産取得税や登録免許税）の優遇措置が設けられておらず、専門家による検討が必要となる。

<提言>

- 美術品を信託受託することにより、法的所有者である受託者が委託者兼受益者（所有者）に代わって管理・処分を行うことで、信託受託時の引受審査による一定の贖作リスクの排除等の信用補完機能や、専門業者への外部委託を含む受託者の期中管理による美術品の品質維持が期待できる。
- また、売買時の譲渡益、貸出も含めた運営・管理時に係る費用の認識、相続・贈与・寄附時の税務について、美術品に係る優遇措置を設ける。

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」

美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業

10.日本における美術品の寄附税制等に関する研究会

(1) -①- iii) 美術品に係る譲渡所得税制の見直し

<現状>

- 現行税制では、長期保有資産に関し売却価額の5%相当額を取得費として控除することが選択できる。

<提言>

- 5%相当額を取得費控除を10%程度にする等の拡大を図る。

<現状>

- 長期間保有していた資産について取得費が明らかである場合であっても、当該資産が先祖伝来等の資産の場合には現在と貨幣価値が大幅に異なることから、取得費の控除が意味なることから、取得費の控除が意味をなさないことも生じる。

<提言>

- ただし、この制度を選択した場合には課税上有利になることも考慮し、美術品等の場合には文化庁あるいは都道府県の教育委員会等に対象資産を登録させることを要件とする。

<現状>

- 美術品の譲渡時の税負担の軽減によって、美術品の流通が活性化する効果があると思われる。

<提言>

- 圧縮記帳の対象資産の拡大をする。法人税法50条（交換により取得した資産に係る圧縮記帳）の対象資産に美術品等を加える（一定の場合には、譲渡時の税負担が軽減される）。
- 併せて、所得税法においても交換の特例を導入し、所得税法42条と同様に、総収入金額に算入しない扱いとする。

(1) -①- iv) 相続財産の譲渡に係る税制の見直し

<現状>

- 特定の美術品の相続税等の納税猶予の特例については、平成30年度の税制改正で創設が予定されており、評価されるべきものと思料される。
- しかしながら、納税猶予の対象となる美術品が「重要文化財」と「登録有形文化財」に限られ、美術品の流通促進等の効果が限定されてしまう。

<提言>

- 特定の美術品の相続税等の納税猶予の特例の適用範囲を漸次拡大する。

<現状>

- 現行の所得税法においては、相続等により取得した資産を売却した場合の譲渡所得については、被相続人の保有期間も相続人の保有期間に合わせて課税が行われる。
- 本制度は、同一の資産について相続開始時に相続税の課税対象とされる場合には、相続人に対して過度の負担となるとされている。

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」

美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業

10.日本における美術品の寄附税制等に関する研究会

〈提言〉

- 相続等により取得した資産を売却した場合は、相続税あるいは所得税のどちらかを非課税とする制度を導入する。
- 当該制度が現行税法の立て付けから困難な場合には、上記に該当する資産については相続開始時に「みなし譲渡課税」を行い課税対象とし、一定の条件に該当する場合には5年から10年程度、納税を猶予する制度を導入する。(所得税法60条の2の援用)

(1)－①－v) 相続財産の物納制度の見直し

〈現状〉

- 相続税法上、相続税を金銭で納付することが困難な場合、金銭以外の相続財産で相続税を納付できるものとされている。登録美術品であれば、特例として不動産等と同等に優先的に物納の対象となるが、それ以外の美術品は動産として扱われ、物納の対象とはなりにくい。

〈提言〉

- 適切な価格の評価が行われることを要件として、美術品については他の動産に比べて優先的に物納の対象財産として取り扱う。

(1)－①－vi) その他税制等に係る見直し

〈現状〉

- 日本の美術品市場に資金を投入するプレイヤーが少ないのが現状であり、例えばディベロッパーがビルを開発した際に、美術品を購入してパブリックアートにするのが良いのではないか。

〈提言〉

- 不動産開発時等において、アート文化への貢献度合いに応じて容積率上乘せや税制優遇等を実施する制度を導入する。

(1)－②. 美術品に係るデータベースの構築

(1)－②－i) データベース保有機関の設立、及び、データ収集及び活用方法の検討

〈現状〉

- 日本の美術界は学術界と経済界の間の交流が少ない。
- 日本の美術界、美術品は英語化・中国語化が海外と比較してなされていないため、海外の研究者やギャラリー、美術館から興味を持たれる機会が限定的となっている。

〈提言〉

- 日本美術に係るデータベース構築の財源確保と、美術界が持つ各種美術品のデータを収集するためのデータ提供依頼をする。
- 美術館が保有する美術品の過去の企画展展示内容、作品売買価格等のデータを整理、多言語化し、公開する。
- 日本の美術のコンテクスト、すなわち、前近代・近代・現代をつなげる美術史の見直しも必要である。

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」

美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業

10.日本における美術品の寄附税制等に関する研究会

(1) ③. その他の措置

(1) ③-i) 美術館・博物館の運営に係る官民の連携に向けた制度整備

<現状>

- 公共施設の運営に関して、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う仕組み（PFI）を美術品市場にも活用する余地があるものの、現状ではできていない。

<提言>

- 公共施設に対して、例えば、民間企業の資金を活用するソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）のような官民共同の仕組みを構築することで、国立・公立美術館を民間の創意工夫を活用して運用し、活性化を図る。

(1) ③-ii) 美術品の循環を促すための統一的制度等の整備

<現状>

- 現在の日本の国立・公立の美術館・博物館では、寄附や購入によって収蔵した美術品を売却するための手続きが煩雑であり、美術品の流通が止まってしまう。

<提言>

- 国立・公立美術館の収蔵する美術品の売却が促進される制度への見直しを行う。例えば、美術館が重複して保有している作品を売却しやすくする、作品を売却して得た売上を修復代金や新規購入予算に充当出来るようにする、といったことが考えられる。

<現状>

- 日本の美術館は美術品を購入する予算額が少ないため、日本の美術史における評価軸が生まれにくい。
- 各美術館の収蔵方針に統一性がないため、日本国家全体として日本美術に係る価値の体系化ができない。

<提言>

- 一定の要件を満たす事業者が蒐集する美術品に対して、「国家による権威付け」や「リスクマネーの供給」、「投資家への税制優遇」を許容する施策を設ける。

<現状>

- 現状、個人によって所蔵されている美術品の多くは世間に認識される機会が少なく、一部が鑑賞用として展示されている傾向がある。また、管理・保管の状態も十分な費用がかけられておらず、必ずしも良好とは言えないものが多い。
- 民間で所蔵されている美術品については、収集者と現在の管理者が異なる場合がある。この場合、管理者が収集者から十分に引継をされていないことがある。

<提言>

- 美術品を信託受託することにより法的所有者である受託者（信託銀行等）が委託者兼受益者（所有者）に代わって管理・処分を行う。信託受託時の引受審査による一

定の贋作リスクの排除等の信用補完機能や、専門業者への外部委託を含む受託者の期中管理による美術品の品質維持が期待できる。また、受託により委託者兼受益者を特定することになり、曖昧だった所有状態にある美術品も明確化することになる。

(1) ③-iii) 海外に向けた情報発信の拡充・支援

<現状>

- 海外美術館では、企画展を実施する際に、アート関係者やコレクターに対して情報発信をしているが、国内の国立・公立美術館では国内作家が企画展を開催する際に、世界の美術館やメディアに対して、現状でも美術館や展覧会の種類によっては実施されているが、平均するとまだ僅かである。
- 学芸員の人員が少なく、また予算も少ないことから、企画展内容を美術史的に研究した上で、多言語で翻訳し、海外市場に伝達するための時間を確保できていない。

<提言>

- 海外美術館リスト、海外アートメディアリスト、海外アートギャラリーリストなどのデータベース化を進めるとともに、国内の企画展を情報発信して成功した好事例を蓄積・共有する。その結果として、学芸員の事務負担を低減し、国内企画展を研究する時間を増やすことで、海外への情報発信の機会を増やす。

(2) 美術品の適切な価格換算（評価）方法の確立

(2) - i) 評価機関の確立

<現状>

- 美術品等の評価については、個人、または私的な機関が独自の判断で実施することが多く、統一的な基準がない。結果として、評価の依頼主の事情に応じて恣意的な評価が行われ、その結果が課税や保険付保等に用いられる恐れがある。

<提言>

- 評価の合理性や客観性を高めるために、公的な性格を有する第三者的機関を設立し、依頼者等から中立的な立場で評価を行う。

(1) - ii) 適格な評価者の確保及び養成

<現状>

- 現在の学芸員の専門性は、指導者であった研究者の研究テーマに依存する傾向があるにも関わらず、美術館の募集する学芸員の要件が西洋美術史等の既存学問に関連しており、学芸員の有する専門性と一致していないことがある。

<提言>

- 既に文化財として指定されている作品ではなく、将来文化財になるかもしれない作品の価値を見出し、学術的な客観性を担保する能力を身につけられる人材を育成することができる教育・研修体系とする。

<現状>

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」

美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業

10.日本における美術品の寄附税制等に関する研究会

- 世界の美術館では、作品だけではなく、日記や手紙、展覧会パンフレット等の作家資料も一括して収集される傾向にある。しかし日本では、美術図書室やアーカイブを備えている美術館は僅かであり、未だ資料の重要性が認識されているとは言い難い。

〈提言〉

- 資料類にも重要な価値があることを、広く周知、普及させていくために、美術資料を扱うアーキビスト（永久保存価値のある情報の査定、収集、整理、保存、管理、閲覧を行う専門職）やドキュメンタリスト（特定のキーワードに関連した情報収集の専門職）といった専門家の育成を行う。

（2）－iii）時代や社会情勢に応じた評価方法の確立

〈現状〉

- 同じ作家の美術品であっても、描かれた時期や作品の保存状態などの様算な要素によって価格が異なる。また、作品の来歴や流動性によっても価格が異なり、一義的に価格が決められない。
- 現代美術は、社会におけるその作品の意味や市場価値の変化が流動的であり、価格変動も激しい。

〈提言〉

- 不動産の評価に用いられる路線価格と同様に、美術品の評価基準となる美術史を考慮して価格を評価する基準を設ける。
- 「比較対象作品」との比較を基に価格を評価する事を義務付ける。
- 複数の鑑定機関の提示した評価価格を基に、価格の基準値を確認する。
- 評価機関の過去の評価額と実際の市場での売買価格の相関性を確認し、価格の妥当性を検証する。

11. 提言

11-1.美術品の流通促進に係る租税政策に対する提言

(1) 寄附税制に対する提言

美術品の流通促進に係る寄附税制について、美術品を寄附した際の評価額の算定に時価相当額を適用、寄附税制の控除額の上限の引上げ、寄附税制による控除の繰越しや繰延べの認可、特例措置の適用対象とする美術館の限定を提言する。また、これらの租税政策に関しては、今後経済波及効果の調査・算定を基に、企業や国民への影響を考慮しながら、税制改革の必要性に関して検討していく必要があると考えられる。

(1) - 1. 美術品を寄附した際の評価額の算定に時価相当額を適用

日本の現行の寄附税制では、個人が美術品等を国等に寄附した場合に、取得価額、または、市場価格相当額のいずれかを課税所得から控除できるものの、国税庁によって、価格算定基準は明確に定められていないのが現状である。

一方で海外には、アメリカやイギリス、フランス、オランダ、シンガポールのように、美術品の寄附時点での市場価格相当額を課税価格として、課税所得や所得税から控除する国もある。これらの国では、美術品購入後に価格が上がった場合、寄附税制を活用することで、税務上の効果が高くなる仕組みとしており、美術品の寄附税制を活用する動機づけになっていると考えられる。

そこで日本においても、美術品を寄附した場合の評価額の算定に時価相当額を適用することを提言する。

(1) - 2. 寄附税制の控除額の上限の引上げ

寄附者にとっては、自らの意向や目的に適した寄附先に対して寄附することが可能であることと、寄附した価額に対して寄附税制の優遇措置を受けられることが重要である。日本の現行の寄附税制では、寄附による課税控除の上限は課税所得の40%までと設定されており、高額な美術品を寄附した場合には、控除適用額の一部しか実際に課税控除されない場合がある。

一方で海外には、イギリスやシンガポールのように、寄附税制の控除額の上限を設定していない国もある。特にシンガポールに関しては、相続税を撤廃していることから、寄附税制の活用を促進するための手段として、控除額の上限を設定していないものと考えられる。

そこで、個人や法人が高額で分割して寄附することができない資産である美術品による寄附税制の活用を促進していくために、寄附税制の控除額の上限の引上げを提言する。

(1) - 3. 寄附税制による控除適用額の繰越しや繰延べの認可

日本の現行の寄附税制では、控除適用額の繰越しや繰延べを認めておらず、高額な美術品を寄附した場合には、控除適用額の一部しか実際に課税控除されない場合がある。

アメリカやフランス、韓国のように、控除適用額の上限がある国では、控除適用額の繰越しや繰延べを認めており、所得額や納税額の上限を超えたとしても、翌年度以降に寄附税制による税務上の効果を得ることができる仕組みとしている。これらの国では、繰越しや繰延べは最大5年まで認められている。

適用控除額の繰越しや繰延べに関しては、控除額の上限の引き上げと共に検討を行う必要がある。実質的には控除額の上限の引上げに近い効果を生み出すことが期待でき、個人や法人が寄附税制を活用する機会を促進することに繋がると考えられる。

(1) - 4. 特例措置の適用対象とする美術館の限定

上記の美術品への時価相当額の適用、控除額の上限の引上げや繰越し・繰延べの認可といった特例措置を、現行の寄附対象先である全ての美術館に適用するのではなく、特定の美術館に限定することを提言する。

アメリカでは、特定の美術館に寄附先を限定してはいないものの、一部の美術館に作品が集約されることで、作品の価値を高めることにつなげている。そこで、日本においても、特例措置の適用対象とする美術館を限定し、特定の美術館に作品を集約することによって、寄附税制に係る特例措置が美術品の流通活性化に向けた実現性の高い有効な施策になると考えられる。

(2) 相続税に対する提言

日本でも登録美術品制度によって、美術品による物納の特例措置が設けられており、平成30年度の税制改正にて、特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度が創設される。そこで、相続税に係る新しい特例措置を設ける際の広報活動を提言する。

同類の相続税に係る制度があるイギリスでは、行政機関に認められた重要な美術品に関しては、国内で保管し、一般公開すること等を条件に相続税を免除する制度が設けられており、様々な効果を創出している、そこで、今後は、この制度を有効活用するために、国民に認知する広報活動が重要であると考えられる。

美術品に対して一般公開等の条件による相続税の免除といった優遇措置は、美術品の散逸や海外流出を抑止しながら、作品の保存・活用といった方法に多様性を創出することができ、美術品の購入促進に寄与するものと考えられる。今回の税制改正は、美術品の保存・活用の多様な方法を認め、流通活性化を振興する第一歩であると考えられる。

11-2.美術品の課税価格算定の仕組みに対する提言

現在日本では、美術品の課税価格の算定は様々な団体・協会や民間企業が行っており、統一基準が無いため、申請者が依頼した機関によって、算定結果がばらついている。

一方、今回調査を行った複数の国では、美術品に係る鑑定士協会が存在しており、協会によって美術品の課税価格算定の基準が統一されている。また、適正に算定を行う人材を育成するための教育・研修プログラムが整備されている。例えばアメリカでは、米国鑑定士協会が評価業務を行う上での水準を統一し、美術品分野の専門高等教育を修了した人材を対象に課税価格算定のための教育・研修プログラムを提供している。

そこで、日本においても、美術品の課税価格算定の仕組みを充実させるために、美術品の価格算定機関の設立と基準の統一、及び、価格算定を行う人材の教育・研修プログラムの仕組みの構築を提言する。

11-3.美術品に係る金融サービスの充実とデータベースの整備に対する提言

(1) 美術品の市場流通に係る金融サービスの充実

日本でも既に複数の金融機関によってアート ABL や美術品信託サービスといった美術品に係る金融サービスが提供され始めているものの、元々希少性が高い美術品は経済的価値のある資産であり、これまで以上に美術品に係る金融サービスを充実させていくことが、美術品の市場流通促進につながると考えられる。

そこで、美術品の所有者にとって、金融サービスが充実することで、美術品が資産として見なされるようになり、美術品の購入・売却活動が活性化すると考えられることから、美術品の市場流通に係る金融サービスの充実を提言する。市場活性化のプレイヤーの金融機関が美術品の担保化や信託といった新しいサービスの提供を行えば、サービスを通じて市場活性化を助成していく動きが生まれることも期待できる。

(2) 美術品の市場流通に係るデータベースの整備

日本の美術品市場は世界全体の市場規模と比較してまだ小さく、発展途上であることから、新規で美術品を売買する参加者を増やし、美術品市場を拡大させていくことが必要である。そのために、美術品に係るデータベースを確立することによって、一般の人の作品の価格の判断基準を持つことの難しさを克服することができる。また、購入者側が価格の判断基準を持つことで、過度な価格変動のリスクを抑制することができ、新規参入を促進することが期待できる。

そこで、データベースを整備することによって、購入者・売却者双方にとって、価格の透明性が担保され、心理的・経済的な取引コストを低減することにつながり、売買活動の活性化に寄与すると考えられる。このことから、美術品の来歴を始めとした各種情報を有したデータベースの整備を提言する。

また、美術品の市場流通に係るデータベースに含まれる情報として、例えば、作品売買価格、美術品の過去の企画展展示内容、作家のデータ、学芸員や批評家のコメント、美術品業界に係る各種情報などのデータが多言語対応していることが望ましいと考えられる。

11-4.美術品の長期貸借を活性化するための助成制度に対する提言

日本でも既に美術館の間での長期貸借は行われているものの、さらに長期貸借を活性化させるための手段として、助成制度の充実を提案する。美術品を貸与する美術館にとっては、自らの美術館では展示できなかった作品を、他の美術館を通じて公開することで、その作品の価値を広く市場に訴求することができる。また、美術品を貸借する美術館にとっては、美術品を購入することなく、美術館の目指す展示方針やコンセプトに合致した作品を収集することができる。長期貸借が活性化することで、保有している美術品の新しい価値が見出されたり、その作家の他の作品の評価が高まったりする機会を増やすことにつながり、美術品の流通を活性化する効果が期待できる。

具体的には、イギリスで実施されていたような美術品の長期貸借の活用促進のための助成制度が参考になると考えられる。また、長期貸借の運営要件の標準化やマッチングに必要な情報提供サービスなども充実させていくことが重要である。さらに、輸送中や貸借中の美

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業

11.提言

術品の紛失や損傷、保険費用の負担ルールの取り決めなどの課題に対応することは、日本でも長期貸借を活性化するために有効な施策であると考えられる。

以上

添付資料1.研究会 第1回 議事要旨

日本における美術品等の寄附税制等に関する研究会 第1回 議事概要

1. 日時 2018年2月15日(木曜) 16時～18時
2. 場所 文化庁第2会議室(旧文部省庁舎2階)
3. 出席者
(委員) 池上委員長、絹谷委員、小林委員、小松委員、山口委員、山本委員
(文化庁) 笹路参事官、筒井参事官、林参事官補、伊東参事官補、阿部参事官補
(事務局) 株式会社日本総合研究所 東、三浦、石塚
4. 議事概要
 - (1) 座長の選出
 - 委員紹介の後、座長の選任について諮ったところ、池上委員が座長に選任された。
 - (2) 本研究会の背景・目的
 - 平成29年12月に策定した、「文化経済戦略」の目的や方針について説明した。文化経済戦略が目指す将来像は、国や地方自治体だけでなく、多様な主体が、文化芸術を起点として、他分野と連携しながら、持続的発展に繋がる好循環の構築であることを説明した。
 - 本研究会では、税制度等による美術品の蒐集や取引の拡大・公開の促進を通じた、国内市場の活性化に向けて、様々な観点から議論を広く行うことを確認した。
 - (3) 海外調査の概要
 - 海外6か国、8項目について調査していることを説明した。
 - (4) 今後のスケジュール
 - 意見交換の後、事務局から今後のスケジュールについて説明を行い、了承された。
 - 第2回研究会に向けて、事前に各委員に意見を頂戴し、その意見を基に討議を行うことについて、了承された。
 - (5) 意見の概要
 - I. 日本における美術品等の取引拡大・公開促進に対する現状、及び、課題の認識
 - ① 文化政策・文化行政
 - 行政としての政策の中で、寄附税制の見直しは寄附に対する国民や企業のインセンティブを高めていく上で重要な仕組みであると思う。例えば、「ふるさと納税」のように、日本でも寄附に対する文化が定着しつつあり、寄附に関する政策は現在の日本の状況に合っていると思う。

② 寄附税制

- 日本の税制度は重厚長大産業向けに整備されたものである。例えば、特例が設けられている控除対象が装置産業に関連したモノが対象になっている。結果として、制度はあっても、活用されないといった状況にある。モノではなく、ソフトに対して税の控除を考える際に、無形資産の評価や制度としての特例等について考える必要がある。
- 美術品を保有する会社の創業者が、このまま継続して美術品を保有したいと考えた際に、例えば公益財団を設立し、公益財団に美術品を移管することで、公益財団として美術品を保有し続けることはできる。ただし、全ての会社が公益財団を設立することができるわけではないことから、多くの場合後継者によって保有していた美術品が少しずつ売却されてしまったり、死蔵されることで価値が低下したり、という悪循環がある。この悪循環を変えるためには、寄附税制の改正は重要なテーマである。
- 日本とアメリカの寄附税制の違いとして、アメリカの場合、1年以上保有した美術品を非課税団体（3分の1以上の運営費用が寄付で成り立っている団体）に寄附した場合、市場価格から所得税が控除されるという制度が存在する。一方日本では、取得期間にも依るが、取得価格から2,000円控除した金額が控除されるだけである。さらに、寄附対象が国や地方公共団体と限定されており、制度が活用しにくいという現状がある。
- 日本の寄附税制はまだ市場との関係が弱いと思っている。ただし、最近は税制度の見直しも徐々に進められている。例えば、購入価格が100万円未満の美術品であれば、減価償却が可能となったことから、実際に経営者が100万円未満の美術品を年間100点近く購入し、オフィスに飾るなどの動きも出てきていると聞いている。税制的にメリットがあるのであれば、美術品を購入しても良いと考える人が増えていくと思う。
- 美術品の売買が公開されることについては、必ずしも皆が望んでいるとは考えられないことから、一考の余地がある。公開されずに美術品を売買した場合であっても、税制等での優遇があれば、流通の一助となる。

③ 民間企業の役割

- 美術品の価値を顕在化させるためには、例えばオークションであれば、落札された金額を把握することができる。ただし、この考え方は海外的な考え方であると思う。日本では「秘伝」のように、「隠れているから価値が上がる」という伝統がある。日本では美術品を売買することで、金額が公表されることに関して心理的抵抗があることから、A氏からB氏、または、C美術館から特定の個人に売買される「プライベート制度」が根付いている。
- 誰もが美術品を鑑賞し、購入できるアートフェアのようなイベントには、高価な美術品は出展されない。鑑賞してもらうことで売買される美術品と、本格的に財産として保有されている美術品は流通経路が異なるのが現状である。ただ、アートフェアのような試みは、美術品の普及のためには良い活動である。

- これまで古美術品は一定期間所蔵し、公の場に登場させないことで、価値を上げる傾向にあった。しかし最近では、美術品を公開しないと価値が上がらない状況に変化しつつある。具体的には、プライマリー市場からセカンダリー市場に流通し、セカンダリー市場の中でオークションなどを通じてさらに流通することで、初めて価値が高くなる、傾向にある。流通しない結果として、先進国の中で、日本の美術品だけが歴史的財産としての価値を有する美術品の評価が低いままである。
- 日本で流通する美術品には、業者間の交換会での流通価格と、顧客への販売価格の二重価格が存在する。美術品は顧客に一度見せると、その後に見せる在庫を保有していないため、他の業者と美術品の入れ替えを行うシステムが100年くらい続いている。日本とフランスで行われている慣習である。海外のオークションは業者も個人も美術館も皆が参加して購入するので、同一価格で売買されることとなる。

④ 美術館の役割

- 美術館は新しい意味や価値を作品から見出し、文脈化していく役割を持つ。現代美術館の場合、収集対象となつたいくつかの美術品で企画展を行い、その美術品が一定数以上になると常設展示品とする。このプロセスを経て、作品の歴史的な意味付けが強固になっていく。貸出などの形で美術品は世界各地で見ることができ、美術館は隠れた良さを有する美術品を探し出し、公開する役割を担っている。
- 公立美術館では一旦購入した作品は、原則的には売却する機会はない。新たな美術館が建設された時など、移管という形で作品が移動することはある。ただし、フランスであっても、20年単位で国立美術館が造られ、既存の美術館で収蔵していた作品を、新しく開館した専門美術館に半永久的に貸し出す等の形式を採っており、所有者は国のままで変わらない。
- 現行の登録美術品制度では、重要文化財や国宝に指定されている作品であり、かつ、生存中でない作家の作品のみしか対象にならない。制度改正され、生存中の作家の作品が対象になった場合、美術館として受け入れ対象となる作品が広がるというメリットがある。受け入れプロセスに関しては、各美術館内の委員会ですららの美術館の既存の美術品との関係性を踏まえて、受け入れ可否を判断する。
- 美術館が企画展の企画を行う際に、アメリカでは収集家の元に学芸員と画廊が一緒に訪問して、三者間で企画展の内容や企画展後の美術館の常設・収蔵意向に関して話し合う機会がある。寄附税制が整備されていると、収集家にとっては税制のメリットを享受した上で、美術品の格付けに関わり、美術館に収蔵したという社会的な栄誉も得ることができ、美術品を購入するインセンティブが働く。
- 寄附税制があるため、海外では美術館に寄附できる美術品を選択し、購入している。美術館も欲しい美術品を寄附してくれる収集家との関係性がしっかりとできる。寄附税制によって、美術品の購入、寄附、展示のサイクルが活性化する。
- 美術館が所蔵している美術品は、外部からは絶対的な保証として捉えられる。美術館にとっても、関連した美術品が高い価格で流通すると、保有している美術品の資産価値が上がり、美術館としての評価を高めることにつながる。美術館、所有者、画廊は、三者で補完して美術品の価値を担保していく。ただし日本では、国公立美

美術館の所蔵品は売買や民間に貸し出されることが無いため、この三者補完の構図が生まれない。

⑤ 金融機関の役割

- 現状では、美術界と経済界の双方で意思疎通を行うためのツールや機能が無いため、双方の橋渡しができる機能が必要だと思う。双方が理解できる共通の言語化が進むと、美術界と経済界の交流が活発になり、美術品の価値も適正になる。
- 海外では美術品の流動性が大きいことから、市場流動性を考慮しながら、時価の価値算出を行う機関があり、その結果を金融機関や多くの関係者が参考にしている。一方日本の近代・現代美術は、美術品の市場価格や流動性が見通せないことから、不動産担保でのファイナンスにはまだ至らないと思う。

⑥ 美術品の価値算定・評価

- 日本の高度成長期の時代に大企業にまで成長させた創業者は美術品を保有していることが多い。創業者は、企業経営をする上でのインスピレーションを得るために文化資産を購入している。海外では、美術品の作品価値を因数文化して考えている。美術品の作品価値を市場価値と芸術価値に分類し、更に芸術価値を鑑賞価値と美術品本来の価値に分けている。鑑賞価値は、各自のインスピレーションで判断している。一方、市場価値は、企業価値評価と同様に、「市場価値が今後伸びるか」ということを将来まで見通し、価値算定をしていると思う。
- 文化庁の評価価格とオークション等での市場価格は異なる。文化庁の評価価格と市場での評価価格に差があると、所有者は、より高く評価される方を選択し、現状では高い価格で評価されることが多い市場流通が選択される。
- 美術品の説明が言語的に分かりやすく整備されていると、様々な関係者が流通に参加しやすくなる。美術品は想いで購入することもあるが、譲渡される人や投資する人にとっては、その美術品に関するデータがあつて、歴史的な重要性などが言語化されていると理解しやすい。結果として、美術品の流動性が高まり、需給のバランスが形成され、価格が安定し、投資がしやすくなるという好循環が生まれる。データは公共財的としての側面もあることから、美術品の価値の根底となるデータを揃え、芸術員が活用できるサイクルを整備することで、中長期的には美術品の適正な価格を保証するものとなる。
- 日本の中長期的な労働生産性を上げるためには、例えば、フランスのワインのように、見えない価値を上げていくことが必要である。美術館が美術的価値を外部から見ても分かりやすくすることで、美術的価値を担保していく。市場価格は時代の需給で変動するが、根底となる美術的価値の基盤作りに投資をすることは、成長戦略を考える上での一つの方策である。
- アメリカでは、美術品鑑定会社は収集家からの依頼によって、内国歳入省（IRS）に美術品の価格評価結果を公式に提出する。その際、他の比較対象となる美術品との差異を基に、価格評価結果を説明する。ただし、一度も類似の美術品がオークション等で売却された実績が無い場合、その美術品の歴史的な重要性や価値を言語化して

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業

11.提言

説明する。日本にはアメリカのような美術品鑑定組織がまだ未整備であり、機能していない。

- 美術品の価値算出をする際に、日本では相続を前提としており、相続税を低くするために、低い価格の評価結果が望まれる。一方海外では、寄附によって税額控除を受けることを前提としており、評価結果が望まれる。

II. 第2回研究会での論点

- 「日本の美術品等の価値を高めることを目的として、以下の2点について議論」
 - 寄附税制含めた「制度」
 - 日本の美術品等の流通活性化に留意した「価値算定・評価」のあり方

以上

添付資料2.研究会 第2回 議事要旨

日本における美術品等の寄附税制等に関する研究会 第2回 議事概要

2. 日時 2018年3月13日（火曜）15時～17時

2. 場所 文化庁第2会議室（旧文部省庁舎2階）

3. 出席者

（委員） 池上委員長、絹谷委員、小林委員、小松委員、山口委員、山本委員
（文化庁） 笹路参事官、筒井参事官、林参事官補佐、伊東参事官補佐、阿部参事官補佐
（事務局） 株式会社日本総合研究所 東、三浦、石塚

4. 議事概要

（1）第1回研究会の振り返り

➤ 座長の池上委員から、第1回研究会の振り返りを行った。

（2）今後の進め方

➤ 意見交換の後、座長から取りまとめの案が提示され、本案をベースに研究会としての提言を作成すること、また、内容の詳細は、事務局と調整の上座長一任とすることで、了承された。

（3）意見の概要

I. 日本の美術品等の価値を高めるために必要な制度

I-（1）税制面での措置

⑦ 譲渡所得税制（美術品に限らず、資産全般に適用）の改正

（ア）現行税制においては、長期保有していた資産に関し売却価額の5%相当額を取得費として控除することが選択できるが、この価額は低すぎることから、5%を10%程度にする等の拡大を図る。

（イ）長期間保有していた資産について取得費が明らかである場合であっても、当該資産が先祖伝来等の資産の場合には現在と貨幣価値が大幅に異なることから、取得費の控除が意味をなさないことも生じる。この場合、相当長期にわたり保有していた資産に係る取得費については、当時の取得費を現在価値に引き直して控除できる制度を選択的に導入する。ただし、この制度を選択した場合には課税上有利になることも考慮し、美術品等の場合には文化庁あるいは都道府県の教育委員会等に対象資産を登録させることを要件とする。

（ウ）現行の所得税法においては、相続等により取得した資産を売却した場合の譲渡所得については、被相続人の保有期間も相続人の保有期間に合わせて課税が行われる。この制度は、同一の資産について相続開始時に相続税の課税対象とされる場合には、相続人に対して過度の負担となるとされている。従って、このような場合に、

相続税あるいは所得税のどちらかを非課税とする制度を導入する。当該制度が現行税法の立て付けから困難な場合には、上記に該当する資産については相続開始時に「みなし譲渡課税」を行い課税対象とし、一定の条件に該当する場合には5年から10年程度、納税を猶予する制度を導入する。(所得税法60条の2の援用)

⑧ 圧縮記帳の対象資産の拡大

(ア)法人税法50条(交換により取得した資産に係る圧縮記帳)の対象資産に美術品等を加える(一定の場合には、譲渡時の税負担が軽減される)。併せて、所得税法においても交換の特例を導入し、所得税法42条と同様に、総収入金額に算入しない扱いとする。

⑨ 特定の美術品の相続税等の納税猶予の特例の対象拡大

- 当該制度については、平成30年度の税制改正で創設が予定されており、評価されるべきものと思料される。しかしながら、納税猶予の対象となる美術品が「重要文化財」と「登録有形文化財」に限られ、美術品の流通促進等の効果が限定されてしまうことから、対象となる美術品の適用範囲を漸次拡大する必要がある。

⑩ 資産の評価と課税の切り離し

- 美術品(あるいは資産全般)の評価額と課税価額を切り離すための制度を導入する必要がある。

⑪ 信託受託に伴う信託財産としての美術品に対する税制優遇

- 国内のアート市場が活性化するための一つの要素として、民間で所蔵されている美術品に関して貸出や売却による流通促進や、良質な管理・運営による品質維持が考えられる。現状、所蔵されている美術品の多くは世間に認識される機会が少なく、一部が個人鑑賞用として展示されている傾向がある。また、管理・保管の状態も十分な費用がかけられておらず、必ずしも良好とは言えないものが多い。このような状況が継続した場合、市場の活性化が望めないだけでなく、価値ある所蔵作品の品質低下の可能性もある。民間で所蔵されている美術品については、過去に収集した者(収集者)と現在において管理している者(管理者)が存在する。収集者と管理者が同一の場合、彼らはその美術品に一定の思い入れがあり、美術品の価値向上や品質維持に努めることが多いが、中には十分な管理を行っていない場合もある。また、収集者と管理者が異なる場合が散見される。この場合、管理者が収集者から十分に引継をされていないことがある。管理者は必ずしもその美術品に思い入れがあるとは限らず、また美術に造詣が深い専門家とも限らない。
- 美術品を信託受託することにより法的所有者である受託者(信託銀行等)が委託者兼受益者(所有者)に代わって管理・処分を行う。信託受託時の引受審査による一定の贗作リスクの排除等の信用補完機能や、専門業者への外部委託を含む受託者の期中管理による美術品の品質維持が期待できる。委託者兼受益者は、このような管理を通じて、美術品やその管理に係る理解が徐々に深まると考えられる。また、受

託により委託者兼受益者を特定することになり、曖昧だった所有状態にある美術品も明確化することになる。一方、受託している信託財産に関して受託者はデータとしても管理責任を有しており、然るべき当局や協会等に定期的に報告をしている。このデータは、受託残高が積み上がることにより、アート市場活性化への利用が期待できると共に、資産を区分して把握する等の体制が整えば、当局や協会等がアート市場等を把握する一つのツールとしても期待できる。

- 一方で、税制上の課題は今後の検討項目の一つである。例として、不動産管理処分信託として不動産を信託受託した場合が挙げられる。売買における流通税（不動産取得税や登録免許税）が優遇され、結果として、流通促進や建物の遵法性が向上し、不動産市場の活性化に影響を与えたものとする。ただし、美術品の売買について特に流通税が発生するものではないので、このケースをそのまま適用できるものではない。この議論については、今後、専門家による検討が必要であると思われるが、売買時の譲渡益、貸出も含めた運営・管理時に係る費用の認識、相続・贈与・寄附時の税務の対応について、美術品に係る税制優遇施策があると多くの美術品が取り扱われることになり活性化すると考える。
- また、曖昧な所有状態を解消するために、国外財産調書制度を実施された時のように、過去に所有されたものについて一定の猶予期間に申告した美術品については、各税制の免除等も一定の効果が期待できると考えられる。

⑫ 物納制度の拡充

- 登録美術品制度の制度変更により、物納制度がより活用されるような検討が必要である。

I - (2) 美術品に係るデータベース構築

① 美術品に係るデータベース構築支援制度

- 国内には約1,100館程度の美術館がある。また2,000以上のギャラリーが存在するにも関わらず、欧米の美術評価軸が主導的である。世界のコレクターは、関心や興味のある範囲で、最良のものを選ぼうとするが、日本の美術史は世界の美術文脈から欠落している。その理由として、日本の美術界はアカデミア（大学・美術館）とマーケット（美術商）間の交流が少ないことが挙げられる。日本の美術界を外側から俯瞰すると、どこに日本の美術に係る情報があるのか判断できない。英語化・中国語化もされていないため、海外の研究者やギャラリー、美術館からのアクセスが限定的となり、結果として日本のアート市場への参加者が少なく、流動性も低くなる。そこで、「日本美術に係るデータベース構築の財源確保」と、「美術界が持つ各種美術品のデータを収集する施策（データの提供依頼）」が必要だと考える。日本の美術館が保有する美術作品や過去の企画展展示内容、作家のアーカイブス、学芸員や批評家の文章・企画展内容、アート業界に係る各種情報、日本美術に係る懸賞制度等の整理、作品売買価格などのデータを整理、多言語化し、オープンに公開していく必要がある。アーカイブス構築後は、日本の美術史と海外の美術史を紐つける文脈化手続きが必要になるが、日本の研究者への助成のみならず、海外の有力・若

手キュレーターへの研究依頼も有効な手段だと考える。美術史的価値が担保されることで、日本の美術品が資産と見なされるようになり、投資対象アセットの1つとして検討されるようになると考える。

- 縄文から中世そして近代から現代に至る、西洋美術史に相對する新しい美術品史が求められる。この美術品史を計料化したデータを集積する必要がある。

I－(3) その他の措置（人材、情報発信、官民連携）

① アーキビストやドキュメンタリストといった美術品専門家の育成

- アジアに近現代美術館等が新設され、日本の戦後美術についても、従来の範疇にある作品だけでなく、日記や手紙、展覧会パンフレット等の作家資料も一括して収集される傾向にある。しかし日本では美術図書館やアーカイブを備えている美術館は僅かであり、未だ資料の重要性が認識されているとは言い難い。作家や遺族、コレクター等の元にある資料類が、廃棄や散逸されることなく、作品と共に纏まったかたちで美術館に収蔵されていくことは、作品の文脈づくりや価値の形成に不可欠である（日本語の資料類は、海外に流出すると利用の可能性が低くなるという問題がある）。そこで、資料類にも重要な価値があることを、広く周知、普及させていくことが必要であり、各館で美術資料を扱うアーキビストやドキュメンタリストといった専門家の育成が必要である。

② 「高度専門職的学芸員」といった認定された資格制度の構築

- 現在の美術館学芸員の専門性は、自らの指導者であった研究者の研究に依存する傾向が強いにも関わらず、美術館の学芸員募集が西洋美術史等の既存学問に結びついて行われる。既に文化財として指定されているものを研究するのではなく、将来文化財になるかもしれない、あるいは見過ごされている価値に、学術的な客観性を担保するためのスキルを身につけることで、既存の学問の中での体系化ではない研究ができる人材の育成が重要である。

③ 日本美術に精通したキュレーターによる国際的なネットワークの構築

- 日本の美術品の価値を高めるためには、流通した際の評価額を決めるための制度の基盤となるものが大事ではないかと思う。美術商の業界に透明性がなければ市場での信頼性は担保されないため、一般の人が市場に参入するのが難しくなる。

④ 国公立美術館の美術品の売却が促進される制度への見直し

- 現在の日本の国公立の美術館・博物館では、寄附された美術館がその作品を売却するための手続きが煩雑であり、流通が止まってしまう。そこで、1. 美術館・博物館が重複品や価値の低い品を売却しやすくする、2. 売却して得られた売上を修復代金や新規購入予算に充当出来るようにする、3. 寄附のみならず、一定期間美術品を保有し続けた場合に相続・売却の際のメリットにつながる税制を作る事が必要である。

- ⑤ 不動産開発時等に、アート文化への貢献度合いに応じて容積率上乘せや税制優遇等を実施する制度
- 日本のアート市場に資金を投入するプレイヤーが少ないのが現状であり、アメリカの不動産開発において美術品を一定程度購入する制度があったように、日本でも開発業者がビルを開発したとき、美術品を購入してパブリックアートにするのが良いのではないかと。
- ⑥ 文教施設へのPPP活用による美術館活性化制度
- 施設で行われるPFIに類似した仕組みでのソフトのソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)を融合し、文教施設を民間の創意工夫によって運用することで、活性化を図る。
- ⑦ 官民連携による美術品コレクション・ファンドの創設支援制度
- 国内美術館は美術品をコレクションする予算が少ないため、日本における美術史上の評価軸が生まれにくい。また、各美術館が少額の購入予算を持っていても、コレクションポリシーにばらつきがあるため、国家として日本美術に係る大きな価値体系を構築できていない。そこで、一定の要件(選定基準や運用期間など)を満たす事業者が蒐集するコレクションについて、「国家・文化庁による権威付け」や、「リスクマネーの供給」、「投資家への税制優遇(寄付税制に近い内容)」を許容する施策が必要である。財源については、「失効ポイントの活用」や「銀行の休眠預金」の活用も検討できるものと思われる。行政機関の役割は「日本の美術品の目利き、権威付け、海外美術市場への情報発信サポート(海外美術館への企画展など)、リスクマネーの一部拠出」、民の役割は「美術品価値向上に係る運用(美術品の仕入・価値上げ・売却、翻訳・出版・海外美術展での企画など)、リスクマネーの拠出」などである。
- ⑧ 海外アート市場へ日本の美術企画展の開催情報の発信支援制度
- 海外美術館では、企画展をする場合、内外のアート関係者やコレクターに対して情報発信を実施しているが、国内の国立・公立美術館では国内作家が企画展を開催した際、作家や作品情報を世界の美術館やアートメディアに対して、ほとんど情報発信していない。学芸員人員が少なく、また予算もないことから、企画展内容を美術史的に研究した上で、多言語で翻訳し、海外アートマーケットへ伝達することができていない。また慣れていないためにノウハウもない。「海外美術館リスト、海外アートメディアリスト、海外アートギャラリーリストなどのデータベース化を進めるとともに、良い事例を積み上げていくことで、美術館学芸員の負担を吸収していく施策」が必要だと考える。
 - 海外のアートフェアに日本のギャラリーが出店することで、日本人作家の作品が購入され、価値づけが促進されることが必要である。海外の美術館に入ることで、日本人作家の価値が上がる機会が多々ある。一方で、海外への出展は費用がかかるも

の、新たな仕組み（例えば、文化庁が現在実施している優れた現代美術の海外発信促進事業など）によって、海外への進出も促進されるのではないか。

II. 美術品等の「価値算定・評価」を行う際に考慮した方がよい要素

① 評価機関の確立

- 美術品等の評価については、個人あるいは私的な機関が独自の立場で行うことが多く、統一的な基準がない。そのため、評価の依頼主の事情に応じて恣意的な評価が行われ、その価額が課税や保険付保等に用いられる恐れがある。このため、公的な性格を有する第三者的機関を設立し、依頼者等から中立的な立場で評価を行うことにより、評価の合理性や客観性を高めることにより、流通の促進及び価値の維持・向上を図ることが必要ではないか。
- 国内の美術品に係る（一般社団法人）全国美術商連合会の協力のもと、日本や諸外国のオークション会社からも日本に残されている美術品（外国も含む）の売買価格の情報を集積した、評価・鑑定できる公益法人が必要である。

② 的確な評価者の確保及び養成

- 美術館等や個人が所蔵する美術品について交換を円滑に行うための「マッチング機関」を設立する。これにより、個人が退蔵する美術品がマーケットに登場する機会を拡大させるとともに、流通の促進を図る。
- 評価機関の過去の評価額と実際の市場での売買価格の相関性を確認していく必要がある。
- 複数の民間事業者から評価価格を提示してもらうことで、価格の妥当性を検証する。

③ 時代や社会情勢に応じた評価方法の確立

- 美術品は、同じ作家の作品であっても良い時期や作品の良し悪しなどで価値が異なる（美術史的に分析も必要）。作品の来歴（展覧会等での展示歴やコレクターの所有歴、話題性など）によっても価値は異なる。作品の流動性が高い、低いにおいても価値は異なる。
- プライマリー市場はアーティストから美術商やアートフェア等を通じて作品を購入するため、贋作リスクは少ないものと思料する。セカンダリー市場で作品を購入する場合は、贋作リスクを考慮する必要がある。
- 価値は、基本的には経済的価値で示されるものであるが、その経済的価値は、作品の真正性ととともに、芸術史的、歴史的、技術史的、地域的、文化史的、その他の多様な価値で構成されている（裏付けられている）と思う。その構成要素をまずは明らかにし、その上で、これまでの実績の評価額を基準標準価格のような形で提示し、必要に応じて更新していくことが必要である。
- 市場価格と卸売価格を峻別したうえで、市場価格による評価を採用する。
- 現代の美術は人間の営為全般を、「美術の文脈で捉える試み」と言って良いものがあり、必然的にその範疇は拡大していく傾向にある。このような価値は固定的なものではなく、時代の状況に応じて変化するものであること、その変化は社会を注意

平成29年度

「我が国の現代美術の海外発信事業」
美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業
11.提言

深く観察していけば容易に理解できるものであるということを、広く共有していくことが重要である。

- 現代美術は社会における意味や市場的な価値の変化が流動的かつ激しい。そのため、作品価格の急激な上昇が、作品自体の意味や評価の動きに対して強い影響力を与えないようなシステムも必要であろう。
- 「比較対象品」を基に算定することを義務付けることも必要ではないか。
- 不動産の評価に欠かせないのが路線価格（空間的）だとすると、美術品には評価基準となる美術史（時間的）を確立する。

以上